

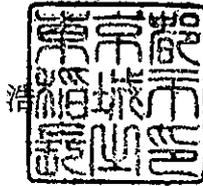


稲城市告示第14号

令和7年第1回稲城市議会定例会を、下記のとおり招集する。

令和7年2月19日

稲城市長 高橋 勝



記

- 1 期日 令和7年2月26日
- 2 場所 稲城市議会議場

令和7年第1回稲城市議会定例会 議案目録

< 条 例 >

- 第 1 号議案 稲城市まちづくり条例

- 第 2 号議案 稲城市国民健康保険財政運営基金条例を廃止する条例

- 第 3 号議案 稲城市国民健康保険高額療養費貸付基金条例及び稲城市国民健康保険高額療養費資金貸付条例を廃止する条例

- 第 4 号議案 稲城市まちづくり推進事業基金条例を廃止する条例

- 第 5 号議案 稲城市後期高齢者医療高額療養費貸付基金条例及び稲城市後期高齢者医療高額療養費資金貸付条例を廃止する条例

- 第 6 号議案 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

- 第 7 号議案 稲城市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

- 第 8 号議案 稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 第 9 号議案 稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例の一部を改正する条例

< 補正予算 >

- 第 10 号議案 令和6年度東京都稲城市一般会計補正予算（第8号）

- 第 11 号議案 令和6年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

- 第 12 号議案 令和6年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

- 第 13 号議案 令和6年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

- 第 14 号議案 令和6年度東京都稲城市病院事業会計補正予算（第2号）

<当初予算>

- 第15号議案 令和7年度東京都稲城市一般会計予算
- 第16号議案 令和7年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計予算
- 第17号議案 令和7年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計予算
- 第18号議案 令和7年度東京都稲城市介護保険特別会計予算
- 第19号議案 令和7年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計予算
- 第20号議案 令和7年度東京都稲城市下水道事業会計予算
- 第21号議案 令和7年度東京都稲城市病院事業会計予算

<その他>

- 第22号議案 稲城市監査委員の選任について
- 第23号議案 稲城市立稲城第二小学校校舎増築工事請負契約
- 第24号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度東京都稲城市一般会計補正予算（第7号））
- 第25号議案 稲城市道路線の廃止について
- 第26号議案 負担付きの寄附の受納について
- 第27号議案 損害賠償の額を定めることについて

第1号議案

稲城市まちづくり条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

まちづくりにおける住民参加及び開発等事業における紛争を未然に防止するための仕組み、開発等事業に当たっての手續等を定めることで、魅力あるまちづくりを実現するため、稲城市まちづくり条例を制定する必要があるので、本案を提出する。

稲城市まちづくり条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 稲城市まちづくり委員会（第7条—第14条）
- 第3章 地区計画等の決定等に関する手続（第15条—第21条）
- 第4章 市民等との協働によるまちづくり（第22条—第25条）
- 第5章 大規模土地取引行為の届出（第26条・第27条）
- 第6章 特定事業の手続（第28条—第38条）
- 第7章 開発等事業の手続
 - 第1節 事業計画承認申請（第39条—第46条）
 - 第2節 都市計画法の規定に基づく技術基準（第47条—第49条）
 - 第3節 開発等事業の実施（第50条・第51条）
- 第8章 雑則（第52条—第57条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、稲城市（以下「市」という。）が市民とともに目指すまちづくりの基本理念、地区計画等及びまちづくりにおける住民参加の仕組み、開発等事業における調整並びに開発等事業に当たっての基準等を定め、多摩丘陵の豊かな緑と多摩川等の豊富な水につつまれ、世代を超えて人と人がふれあい、生活の質の高さや豊かさを実感でき、市民が世代交代しながら定住できる魅力あるまちづくりを実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土地所有者等 土地の所有権を有する者又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のために設定され

- たことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。)を有する者をいう。
- (2) 市民等 市の区域内に居住する者、市の区域内で事業を営む者、市の区域内の土地所有者等及び市の区域内の在勤者又は在学者をいう。
 - (3) 事業者 第28条第1項第2号に規定する事業又は第39条第1項の開発等事業を行おうとする者又は行おうとする者をいう。
 - (4) 近隣住民等 第28条第1項第2号に規定する事業又は第39条第1項の開発等事業の区域(以下「事業区域」という。)の近隣に居住する者、事業区域の近隣で事業を営む者、事業区域の近隣の土地所有者等、事業区域の近隣の在勤者又は在学者その他市長が必要と認める者であつて、規則で定める範囲内のものをいう。
 - (5) 公共施設 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第4条第14項の公共施設をいう。
 - (6) 集合住宅 共同住宅、長屋、寄宿舍又は下宿をいう。

(基本理念)

第3条 まちづくりは、市民等、事業者及び市の相互の信頼、理解及び協力のもとに実現するものとする。

2 市民等及び事業者は、地域の将来像を共有し土地又は建築物等を利用するとともに、まちづくりを推進するものとする。

(責務)

第4条 市は、この条例の目的を実現するため、次条各号に掲げるまちづくりに関する計画(以下「まちづくり計画」という。)に基づき、必要な施策を実施しなければならない。

2 市民等は、この条例の目的を実現するため、地域のまちづくりに関わる活動に積極的に参加するとともに、自らその実現に取り組むものとする。

3 事業者は、事業を行うに当たり、市が実施する施策に協力するとともに、当該事業が地域に与える影響に配慮しなければならない。

(まちづくり計画)

第5条 市におけるまちづくり計画は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第18条の2第1項の規定により定める稲城市都市計画マスタープラン(以

下「都市計画マスタープラン」という。)

(2) 法第4条第9項の地区計画等（以下「地区計画等」という。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市のまちづくりの基本となる計画等で、市長が必要と認めるもの

(まちづくり計画に対する配慮)

第6条 市、市民等及び事業者は、まちづくり計画に配慮しなければならない。

第2章 稲城市まちづくり委員会

(稲城市まちづくり委員会の設置)

第7条 市のまちづくりに関する事項（稲城市都市計画審議会条例（昭和44年稲城市条例第23号）第1条の稲城市都市計画審議会（以下「都市計画審議会」という。）の調査審議に係る事項を除く。）を審議するため、稲城市まちづくり委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第8条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第22条の規定による提案に関して意見を述べること。

(2) 第33条第1項の調整会に関すること。

(3) 市長の求めに応じ、市のまちづくりに関して市長に意見を述べること。

(組織)

第9条 委員会の委員は、次の各号に定めるところにより市長が任命する。

(1) 学識経験を有する者 4人以内

(2) 市民等 4人以内

(委員の任期等)

第10条 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第11条 委員会に、委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の議決があつたときはこれを非公開とする。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、都市建設部において処理する。

(委任)

第14条 この章に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 地区計画等の決定等に関する手続

(地区計画等の住民原案の申出)

第15条 次に掲げる者は、地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「地区計画等の住民原案」という。）を市長に申し出ることができる。

- (1) 地区計画等の住民原案に係る区域内の住民
- (2) 地区計画等の住民原案に係る区域内の土地所有者等

2 地区計画等の住民原案の申出をしようとする者は、規則で定めるところにより、地区計画等の種類、名称、位置、区域及び内容を記載した書面その他必要な書類を市長に提出しなければならない。

3 地区計画等の住民原案の申出の要件は、次に定めるところとする。

- (1) 地区計画等の住民原案の内容が法第13条に規定する都市計画に関する基準及びまちづくり計画に適合するものであること。
- (2) 地区計画等の住民原案に係る土地の区域は、一団の土地であり、かつ、当該区域の面積の規模は5,000平方メートル以上であること。

(3) 地区計画等の住民原案に係る土地の区域の住民等を対象とする当該地区計画等の住民原案の申出に関する説明会を開催し、その意見を聴取していること。

(4) 地区計画等の住民原案に係る土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この号において同じ。）の区域内の土地所有者等の2分の1以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積の合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の2分の1以上となる場合に限る。）を得ていること。

（地区計画等の住民原案に対する市長の判断等）

第16条 市長は、地区計画等の住民原案の申出があったときは、遅滞なく、当該申出を踏まえた地区計画等の決定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該地区計画等の決定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

（地区計画等の住民原案を踏まえた地区計画等の案の都市計画審議会への付議）

第17条 市長は、地区計画等の住民原案を踏まえた地区計画等の決定又は変更をしようとする場合において、法第19条第1項（法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により都市計画審議会に付議しようとするときは、当該地区計画等の案に併せて、当該地区計画等の住民原案を提出しなければならない。

（地区計画等の住民原案を踏まえた地区計画等の決定等をしない場合にとるべき措置）

第18条 市長は、地区計画等の住民原案を踏まえた地区計画等の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該地区計画等の住民原案の申出をした者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の通知をしようとするときは、あらかじめ、都市計画審議会に当該地区計画等の住民原案を提出してその意見を聴かななければならない。

（地区計画等の原案の縦覧等）

第19条 市長は、法第16条第2項の規定に基づき地区計画等の案を作成しようとする場合においては、あらかじめ次に掲げる事項を公告し、当該地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「地区計画等の原案」という。）を当該公告の日から

2 週間公衆の縦覧に供しなければならない。

(1) 地区計画等の原案の内容のうち、種類、名称、位置及び区域

(2) 縦覧場所

(説明会の開催等)

第20条 前条に定めるもののほか、市長は、地区計画等の原案について必要があると認めるときは、説明会の開催その他必要な措置を講ずるものとする。

(地区計画等の原案に対する意見の提出方法)

第21条 第19条の規定により縦覧に供された地区計画等の原案に対する意見の提出方法は、縦覧開始の日から3週間を経過する日までに、市長に意見書を提出するものとする。

第4章 市民等との協働によるまちづくり

(協働による課題解決制度)

第22条 市民等は、都市計画マスタープランの目標を達成するために、規則で定めるところにより、市との協働によって解決すべき課題を市長に提案することができる。

(提案の審査等)

第23条 市長は、前条の規定による提案があったときは、その内容を審査し、採否を決定する。この場合において、市長は、当該提案をした者に、その結果及び採否の理由を通知するとともに、その内容を公表しなければならない。

2 市長は、前項の規定による通知をするときは、あらかじめ委員会の意見を聴かななければならない。

(協議会の設置等)

第24条 市長は、前条第1項の規定によって提案を採択したときは、課題の解決に向けて、課題の周知に努めるとともに、協働による課題解決を図るために、まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 市長は、協議会を設置するにあたり、必要に応じて広く市民等から参加者を募集するものとする。

3 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(協議会での検討)

第25条 協議会は、課題解決に向け検討し、検討結果を市長に報告するものとする。

2 検討にあたっては、市及び市民等の役割分担を明確にしなければならない。

3 市長は、第1項の検討結果を尊重し、課題解決に向けて、必要な施策を講じるものとする。

第5章 大規模土地取引行為の届出

(大規模土地取引行為の届出)

第26条 市の区域内の土地について、面積が3,000平方メートル以上の土地に関する所有権、地上権若しくは賃借権又はこれらの権利の取得を目的とする権利（以下「土地に関する権利」という。）の移転又は設定（対価を得て行われる移転又は設定に限る。）を行う契約（予約を含む。以下「大規模土地取引行為」という。）を締結して土地に関する権利を移転しようとする者（以下「大規模土地所有者等」という。）は、大規模土地取引行為の日の6月前までに、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。

(大規模土地取引行為の届出に対する助言)

第27条 市長は、前条の規定による届出があったときは、まちづくり計画に照らし、当該届出をした者に対し、当該届出に係る事項について助言を行うことができる。

2 市長は、前項の助言を行うときは、あらかじめ委員会の意見を聴くことができる。

3 大規模土地所有者等は、第1項の助言を受けたときは、前条の規定による届出から6月を経ているなくても大規模土地取引行為を締結することができる。

第6章 特定事業の手続

(特定事業)

第28条 次の各号に掲げる事業を特定事業という。

(1) 第39条第1項の開発等事業のうち、事業面積が3,000平方メートル以上の事業

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が周辺の環境に著しく影響を与えるおそれのあるものとして規則で定める事業

2 特定事業を行おうとする事業者（以下「特定事業者」という。）は、規則で定めるところにより、特定事業に係る基本事項を記載した土地利用構想（以下「特

定事業構想」という。)を市長に届け出なければならない。

3 前項の特定事業構想は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める時期までに届け出なければならない。

(1) 大規模土地取引行為を経て特定事業を行う場合 当該大規模土地取引行為により土地に関する権利を移転する日の3月前までであって、かつ、当該特定事業構想の変更が可能な時期

(2) 大規模土地取引行為を経ないで特定事業を行う場合 当該特定事業構想の変更が可能な時期

(特定事業者に対する指導又は助言)

第29条 市長は、前条第2項の規定による届出があったときは、まちづくり計画に照らし、当該届出をした者に対し、当該届出に係る事項について指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、前項の指導又は助言を行うときは、あらかじめ委員会の意見を聴くことができる。

(特定事業構想の公開等)

第30条 市長は、第28条第2項の規定による特定事業構想の届出があったときは、その旨を公告し、当該特定事業構想を、当該公告の日から3週間縦覧に供するものとする。

2 特定事業者は、第28条第2項の規定による特定事業構想の届出を行った日から1週間以内に、当該特定事業を行おうとする区域内の見やすい場所に規則で定めるところにより標識を設置しなければならない。

3 特定事業者は、前項の規定により標識を設置したときは、当該設置した日から1週間以内に、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

4 特定事業者は、第2項の規定により標識を設置した日の翌日から起算して7日以上経過した後、規則で定めるところにより近隣住民等に対する当該特定事業構想に関する説明会を開催しなければならない。

5 特定事業者は、前項の規定により説明会を開催したときは、最終の開催日から1週間以内に、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

(特定事業構想に関する意見書の提出)

第31条 近隣住民等は、前条第4項の説明会の最終の開催日から2週間以内に、当該特定事業構想について、市長に意見書を提出することができる。

2 市長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、同項に規定する期間満了後に、速やかに当該意見書の写しを特定事業者に送付しなければならない。

(特定事業構想に関する見解書の提出)

第32条 特定事業者は、前条第2項の規定により意見書の写しの送付を受けたときは、当該意見書に記載された意見に対する見解書を市長に提出しなければならない。この場合において、特定事業構想に変更があるときは、当該変更に係る特定事業構想を添付しなければならない。

2 市長は、前項の規定により見解書が提出されたときは、速やかにその旨を公表しなければならない。

(調整会の開催請求)

第33条 近隣住民等又は特定事業者は、規則で定めるところにより、開発事業に関し当該近隣住民等及び特定事業者の意見等を整理し、又は調整することを目的とした会議（以下「調整会」という。）の開催を市長に求めることができる。この場合において、当該調整会の開催の請求を行うことができる期間は、前条第2項の規定による公表の日から2週間以内とする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、委員会に対し、調整会の開催を要請するものとする。

(調整会の開催等)

第34条 委員会は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、規則で定めるところにより調整会を開催するものとする。

2 委員会は、近隣住民等及び特定事業者に対し、調整会への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 委員会は、調整会における論点整理の円滑化を図ることを目的に、規則で定めるところにより事前調整会を開催することができる。

(調整案受諾の勧告)

第35条 委員会は、必要に応じて、調整案を作成し、近隣住民等又は特定事業者に対し、期限を定めてその受諾を勧告することができる。

2 近隣住民等及び特定事業者は、調整会及び事前調整会の審理に協力するとともに、委員会の勧告を尊重しなければならない。

(調整の打ち切り)

第36条 委員会は、近隣住民等又は特定事業者の意見等を調整することができる見込みがないと認めるときは、調整会による調整を打ち切ることができる。

2 前条第1項の規定による勧告がなされた場合において、指定された期限内に近隣住民等又は特定事業者の双方から当該勧告を受諾する旨の申出がなかったときは、調整は打ち切られたものとみなす。

(調整会及び事前調整会の運営等)

第37条 調整会及び事前調整会の運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

(特定事業構想の変更の届出)

第38条 特定事業者は、第28条第2項の規定により届け出た特定事業構想に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、変更の程度が著しいと認めるときは、当該届出をした特定事業者に、当該届出に係る特定事業について、第29条から第33条までの規定による手続の全部又は一部を行うよう求めることができる。

第7章 開発等事業の手続

第1節 事業計画承認申請

(開発等事業)

第39条 この条例の規定が適用される開発等事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第29条第1項の許可が必要な開発行為
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 15戸以上の集合住宅
 - イ 建築物の高さが10メートルを超えるもの
- (3) 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定の申請を伴う開発行為

2 前項第2号アに掲げる開発等事業については、同一の土地又は隣接する土地において行われる複数の事業が規則で定める一連の事業であるときは、これらの事業を一の開発等事業とみなして同項の規定を適用する。

(事業計画承認申請書の提出)

第40条 事業者は、市内で開発等事業を行おうとするときは、開発等事業の事業計画(以下「事業計画」という。)について、規則で定めるところにより事業計画承認申請書を市長に提出しなければならない。

(事前審査願の提出)

第41条 事業者は、前条に規定する申請を円滑に進めるため、規則で定めるところにより事前審査願を市長に提出することができる。

(事業計画に係る標識の設置等)

第42条 事業者は、第40条の規定により事業計画承認申請書を提出しようとする日の15日前までに、当該事業区域内の見やすい場所に、規則で定めるところにより標識を設置しなければならない。

2 事業者は、第40条の規定により事業計画承認申請書を提出したときは、近隣住民等に対し、当該事業計画を説明しなければならない。

3 事業者は、前項の規定による説明を行ったときは、速やかにその内容を規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

(公共施設等の整備の基準等)

第43条 事業者は、開発等事業の施行に際して公共施設を設置するときは、規則で定める基準に適合するように整備しなければならない。ただし、当該公共施設が市に帰属しないときは、この限りではない。

2 事業者は、主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発等事業の施行に際しては、規則で定める基準に従い教育施設その他の公益的施設の設置について市長から協議を求められたときは、これに応じなければならない。

3 事業者は、前2項に掲げるもののほか、開発等事業の施行に関し、まちづくりへの配慮として規則で定める事項について遵守するものとする。

(開発等基準の適合審査)

第44条 市長は、第40条の規定により事業計画承認申請書が提出されたときは、そ

の内容が前条に定める基準等（以下「開発等基準」という。）に適合しているかどうか審査するものとする。

（協定の締結）

第45条 事業者は、第40条の規定により事業計画承認申請書を提出したときは、公共施設、公益的施設等の管理、費用負担等開発に関連して必要な事項について、市長と協議を行い、当該協議についての協定を締結しなければならない。

（事業計画承認書の交付）

第46条 市長は、第44条の規定による審査の結果、開発等基準に適合していると認めるときは、事業計画承認書を交付し、開発等基準に適合していないと認めるときは、不適合である理由等を記載した事業計画不承認書を、規則で定めるところにより当該事業者に交付するものとする。

2 事業者は、当該開発等事業に関する法第29条第1項の許可、建築基準法第6条第1項及び第6条の2第1項の確認その他関係法令（条例を含む。）に基づく許可等に係る申請等が必要となるときは、前項の規定による事業計画承認書の交付を受ける前に当該申請等をしてはならない。

第2節 都市計画法の規定に基づく技術基準

（開発許可の技術的細目に係る基準）

第47条 法第33条第3項の技術的細目において定められた制限の強化のうち、設置すべき公園、緑地又は広場の面積は、事業面積の6パーセントとする。

2 前項の規定は、東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年東京都条例第216号）に基づき公共的緑地を整備する場合については、これを適用しない。

（最低敷地面積）

第48条 法第29条第1項の許可が必要な開発区域内において予定されている建築物の一区画の敷地面積は、法第33条第4項の規定に基づき100平方メートル以上とする。

2 第39条第1項第3号に規定する開発等事業が行われる区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度は、100平方メートルとする。

（適用除外）

第49条 前条の規定は、稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成9年稲城市条例第14号）において敷地面積の最低限度を規定している地区の区域内については、適用しない。

第3節 開発等事業の実施

（工事の着手及び完了の届出）

第50条 事業者は、当該開発等事業又は特定事業に関する工事に着手したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

2 事業者は、当該開発等事業又は特定事業に関する工事を完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

（完了検査）

第51条 市長は、前条第2項の規定による工事の完了の届出があったときは、遅滞なく、当該工事が事前の協議の内容に適合しているかどうかの検査（以下「完了検査」という。）を行うものとする。

2 市長は、完了検査の結果、当該工事が当該事前協議の内容に適合していると認めるときは、その結果を当該届出に係る事業者に通知するものとする。

3 市長は、完了検査の結果、当該工事が当該事前協議の内容に適合していないと認めるときは、当該適合していない理由及び是正すべき内容を当該事業者に通知するものとする。

4 事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知された是正すべき内容について、これを是正しなければならない。

5 事業者は、前項の規定による是正を行ったときは、書面により、その旨を市長に報告しなければならない。

第8章 雑則

（勧告）

第52条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第28条第2項の規定による特定事業構想の届出をせずに特定事業に関する工事に着手したとき。

(2) 第30条第2項の規定による標識の設置又は同条第4項の規定による説明会の

開催をしなかったとき。

- (3) 第32条第1項の見解書を提出しないとき。
- (4) 第34条第2項の規定による調整会への出席の求めに応じないとき。
- (5) 第38条第1項の規定による特定事業構想の変更の届出を提出しなかったとき。
- (6) 第40条の規定による事業計画承認申請書の提出をせずに関係等事業に関する工事に着手したとき。
- (7) 第42条第1項の規定による標識の設置又は同条第2項の規定による事業計画の説明をしなかったとき。
- (8) 第46条第1項の規定による事業計画承認書の交付を受けずに関係等事業に関する工事に着手したとき。
- (9) 第48条の規定による敷地面積を満たさない関係等事業に関する工事に着手したとき。
- (10) 第50条第2項の規定による完了の届出を提出しなかったとき。

(是正命令)

第53条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し、工事その他の行為の停止を命じ、又は相当の期限を定めて是正するための必要な措置を講ずるべきことを命ずることができる。

- (1) 前条の規定による勧告（同条第1号、第4号、第6号、第8号又は第10号の規定に該当してなされるものに限る。）を受けた事業者が当該勧告に従わないとき。
- (2) 第51条第4項の規定による是正を行わないとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により、第28条第2項の規定による特定事業構想の届出をしたとき又は第40条の事業計画承認申請書に虚偽の記載をして提出をしたとき。

2 前条の規定による勧告（同条第2号、第3号、第5号、第7号又は第9号の規定に該当してなされるものに限る。）を受けた事業者が当該勧告に従わないときは、前項の規定を準用する。

(公表)

第54条 市長は、事業者が前条の規定による命令を受けた場合において、正当な理

由なく当該命令に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者はその旨及び当該公表をする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

(罰則)

第55条 第53条第1項の規定による命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第56条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

(委任)

第57条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(稲城市地区計画等の案の作成手続に関する条例の廃止)

第2条 稲城市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和62年稲城市条例第24号）は、廃止する。

(稲城市内の宅地開発事業における建築物の最低敷地面積に関する条例の廃止)

第3条 稲城市内の宅地開発事業における建築物の最低敷地面積に関する条例（平成17年稲城市条例第12号）は、廃止する。

(稲城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 稲城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年稲城市条例第149号）の一部を次のように改正する。

別表 3 の項中

都市計画審議会	会長	日額	9,900
	委員	日額	8,800

を

都市計画審議会	会長	日額	9,900
	委員	日額	8,800
まちづくり委員会	委員長	日額	9,900
	委員	日額	8,800

に改める。

(稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する条例の一部改正)

第 5 条 稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する条例（昭和49年稲城市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項を次のように改める。

- 2 事業者は、稲城市まちづくり条例（令和 7 年稲城市条例第 号）第39条第 1 項第 2 号に規定する建築物を建築するときは、その敷地について規則で定める基準により緑化するものとする。

(稲城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正)

第 6 条 稲城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成 4 年稲城市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第67条を次のように改める。

第67条 削除

(経過措置)

第 7 条 この条例の施行の日前に稲城市地区計画等の案の作成手続に関する条例第 2 条の規定による公告がされたものについては、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行の日前に稲城市宅地開発等開発指導要綱施行基準第 1 章 2 の規定による事業計画事前審査願を提出した開発等事業については、第 5 章から第 7 章までの規定は、適用しない。

議案概要説明書

議案番号	第1号	担当課	都市建設部まちづくり計画課
件名	稲城市まちづくり条例		
【概要】 <p>本案は、まちづくりにおける住民参加及び開発等事業における紛争を未然に防止するための仕組み、開発等事業に当たっての手續等を定めることで、魅力あるまちづくりを実現するため、稲城市まちづくり条例を制定するものです。</p>			
【内容】			
○ 第1条（目的） <p>この条例の目的について規定します。</p>			
○ 第2条（定義） <p>用語の意義について定義します。</p>			
○ 第3条（基本理念） <p>まちづくりにおける市民等、事業者及び市が持つべき基本理念について規定します。</p>			
○ 第4条（責務） <p>市、市民等及び事業者が果たすべき責務について規定します。</p>			
○ 第5条（まちづくり計画） <p>まちづくりに関する計画の対象について規定します。</p>			
○ 第6条（まちづくり計画に対する配慮） <p>市、市民等及び事業者は、まちづくり計画に配慮しなければならない旨を規定します。</p>			
○ 第7条（稲城市まちづくり委員会の設置） <p>稲城市まちづくり委員会（以下「委員会」という。）の設置について規定します。</p>			
○ 第8条（所掌事務） <p>委員会の所掌事務について規定します。</p>			
○ 第9条（組織）			

委員会の組織について規定します。

○ 第10条（委員の任期等）

委員の任期について規定します。

○ 第11条（委員長及び副委員長）

委員会の委員長等について規定します。

○ 第12条（会議）

委員会の会議の運営について規定します。

○ 第13条（庶務）

委員会の庶務について規定します。

○ 第14条（委任）

委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、規則で定める旨を規定します。

○ 第15条（地区計画等の住民原案の申出）

住民等が地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「地区計画等の住民原案」という。）を市長に申し出ることができる旨等を規定します。

○ 第16条（地区計画等の住民原案に対する市長の判断等）

市長は、地区計画等の住民原案の申出を受け、地区計画等の決定又は変更の必要性を判断し、必要があると認めるときは、地区計画等の案を作成しなければならない旨を規定します。

○ 第17条（地区計画等の住民原案を踏まえた地区計画等の案の都市計画審議会への付議）

市長は、地区計画等の住民原案を踏まえた地区計画等の決定又は変更をしようとする場合において、稲城市都市計画審議会条例（昭和44年稲城市条例第23号）第1条に規定する稲城市都市計画審議会（以下「都市計画審議会」という。）に付議するときは、当該地区計画等の案に併せて、当該地区計画等の住民原案を提出しなければならない旨を規定します。

○ 第18条（地区計画等の住民原案を踏まえた地区計画等の決定等をしない場合にとるべき措置）

市長は、地区計画等の住民原案を踏まえた地区計画等の決定又は変更をする必要

がないと判断したときは、都市計画審議会の意見を聴いたうえで、当該地区計画等の住民原案の申出をした者に通知しなければならない旨を規定します。

○ 第19条（地区計画等の原案の縦覧等）

市長は、地区計画等の原案を作成しようとする場合における公告事項及び地区計画の原案を2週間公衆の縦覧に供しなければならない旨を規定します。

○ 第20条（説明会の開催等）

地区計画等の原案について、説明会の開催その他必要な措置を講ずる旨を規定します。

○ 第21条（地区計画等の原案に対する意見の提出方法）

地区計画等の原案に対する意見の提出は、縦覧開始の日から3週間を経過する日までに、市長に意見書を提出するものとする旨を規定します。

○ 第22条（協働による課題解決制度）

市民等は、市との協働によって解決すべき課題を市長に提案することができる旨を規定します。

○ 第23条（提案の審査等）

市長は、協働によって解決すべき課題の提案があったときの、その採否の通知及びその内容を公表しなければならない旨を規定します。

○ 第24条（協議会の設置等）

市長は、協働による課題解決を図るためのまちづくり協議会（以下「協議会」という。）の設置及び協議会を設置するにあたり、市民等から参加者を募集できる旨等を規定します。

○ 第25条（協議会での検討）

協議会は、課題解決に向け検討し、検討結果を市長に報告する旨等を規定します。

○ 第26条（大規模土地取引行為の届出）

3,000平方メートル以上の土地に関する権利を移転しようとする者は、大規模土地取引行為の日の6月前までに、その内容を市長に届け出なければならない旨を規定します。

○ 第27条（大規模土地取引行為の届出に対する助言）

市長は、大規模土地取引行為の届出があったときは、まちづくり計画に照らし、当該届出をした者に対し、助言できる旨等を規定します。

○ 第28条（特定事業）

特定事業の定義及び特定事業構想の届出について規定します。

○ 第29条（特定事業者に対する指導又は助言）

市長は、特定事業構想の届出があったときは、その届出をした者に対して、指導又は助言できる旨等を規定します。

○ 第30条（特定事業構想の公開等）

市長は、特定事業構想の届出があったときは、その旨を公告し、公告の日から3週間縦覧に供するとともに、特定事業者は、近隣住民等に対する説明会を開催しなければならない旨等を規定します。

○ 第31条（特定事業構想に関する意見書の提出）

近隣住民等が、特定事業構想について、説明会の最終の開催日から2週間以内に市長に意見書を提出することができる旨等を規定します。

○ 第32条（特定事業構想に関する見解書の提出）

特定事業者は、特定事業構想に対する意見書の写しの送付を受けたときは、当該意見に対する見解書を市長に提出しなければならない旨等を規定します。

○ 第33条（調整会の開催請求）

近隣住民等又は特定事業者は、調整会の開催を市長に求めることができる旨等を規定します。

○ 第34条（調整会の開催等）

委員会は、市長から調整会の開催の要請を受けたときは、調整会を開催する旨等を規定します。

○ 第35条（調整案受諾の勧告）

委員会は、必要に応じて調整案を作成し、近隣住民等又は特定事業者に対し、調整案の受諾を勧告することができる旨等を規定します。

○ 第36条（調整の打ち切り）

委員会は、近隣住民等又は特定事業者の意見等を調整することができる見込みがないと認めるときは、調整会による調整を打ち切ることができる旨等を規定しま

す。

○ 第37条（調整会及び事前調整会の運営等）

調整会及び事前調整会の運営等に関し必要な事項は、規則で定める旨を規定します。

○ 第38条（特定事業構想の変更の届出）

特定事業者は、届け出た特定事業構想に変更が生じたときは、市長に届け出なければならない旨等を規定します。

○ 第39条（開発等事業）

開発等事業の定義等について規定します。

○ 第40条（事業計画承認申請書の提出）

事業者は、市内で開発等事業を行おうとするときは、事業計画承認申請書を市長に提出しなければならない旨を規定します。

○ 第41条（事前審査願の提出）

事業者は、事業計画承認申請を円滑に進めるため、事前審査願を市長に提出することができる旨を規定します。

○ 第42条（事業計画に係る標識の設置等）

事業者は、事業計画承認申請書を提出する日の15日前までに、標識を設置しなければならない旨等を規定します。

○ 第43条（公共施設等の整備の基準等）

事業者は、開発等事業の施行に際して公共施設を設置するときは、規則で定める基準に適合するように整備しなければならない旨等を規定します。

○ 第44条（開発等基準の適合審査）

市長は、事業計画承認申請書が提出されたときは、その内容が開発等基準に適合しているかどうか審査する旨を規定します。

○ 第45条（協定の締結）

事業者は、公共施設等の管理、費用負担等開発に関連して必要な事項について、市長と協議を行い、協定を締結しなければならない旨を規定します。

○ 第46条（事業計画承認書の交付）

市長は、開発等基準に適合していると認めるときは、事業計画承認書を交付し、

適合していないと認めるときは、不適合である理由等を記載した事業計画不承認書を当該事業者に交付する旨等を規定します。

○ 第47条（開発許可の技術的細目に係る基準）

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第33条第3項の技術的細目において定められた制限の強化のうち、設置すべき公園等の面積は、事業面積の6パーセントとする旨を規定します。

○ 第48条（最低敷地面積）

法第29条第1項の許可が必要な開発区域内において予定されている建築物の一区画の敷地面積は、100平方メートル以上等と規定します。

○ 第49条（適用除外）

稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成9年稲城市条例第14号）において敷地面積の最低限度を規定している地区の区域内については、前条の規定を適用しない旨を規定します。

○ 第50条（工事の着手及び完了の届出）

事業者は、開発等事業又は特定事業に関する工事に着手又は工事を完了したときは、市長に届け出なければならない旨を規定します。

○ 第51条（完了検査）

市長は、開発等事業又は特定事業に関する工事の完了の届出があったときは、完了検査を行う旨等を規定します。

○ 第52条（勧告）

市長は、特定事業構想の届出をせずに特定事業に関する工事に着手したとき等に、当該事業者に対して勧告できる旨を規定します。

○ 第53条（是正命令）

市長は、勧告を受けた事業者が当該勧告に従わないとき等に、当該事業者に対して、工事その他の行為の停止を命じ、又は相当の期限を定めて是正するための必要な措置を講ずるべきことを命ずることができる旨を規定します。

○ 第54条（公表）

市長は、事業者が前条の是正命令を受けた場合において、正当な理由なく当該命令に従わないときは、公表することができる旨等を規定します。

○ 第55条（罰則）

是正命令に違反した者に対する罰則について規定します。

○ 第56条（両罰規定）

法人等の業務に関して違反行為をしたときは、行為者だけでなく、その法人等に対しても罰則を適用する旨を規定します。

○ 第57条（委任）

この条例の施行について必要な事項は、規則で定める旨を規定します。

【施行期日等】

この条例は、令和8年4月1日から施行します。また、付則において、経過措置について定めるとともに、次に掲げる条例の改廃を行います。

(1) 廃止する条例

* 稲城市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和62年稲城市条例第24号）

* 稲城市内の宅地開発事業における建築物の最低敷地面積に関する条例（平成17年稲城市条例第12号）

(2) 改正する条例

* 稲城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年稲城市条例第149号）

* 稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する条例（昭和49年稲城市条例第23号）

* 稲城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成4年稲城市条例第32号）

第1号議案関係資料

稲城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表

新					旧				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
職名		支給単位	報酬額 (円)	備考	職名		支給単位	報酬額 (円)	備考
1・2 …… (略)					1・2 …… (略)				
3	…… (略)				3	…… (略)			
	都市計画審議会	会長	日額	9,900		都市計画審議会	会長	日額	9,900
		委員	日額	8,800			委員	日額	8,800
	まちづくり委員会	委員長	日額	9,900		まちづくり委員会	委員長	日額	9,900
委員		日額	8,800	委員	日額		8,800		
…… (略)					…… (略)				
4～8 …… (略)					4～8 …… (略)				

稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する条例の新旧対照表

新	旧
<p>(事業者の責務) 第9条 …… (略) <u>2 事業者は、稲城市まちづくり条例(令和7年稲城市条例第 号)第39条第1項第2号に規定する建築物を建築するときは、その敷地について規則で定める基準により緑化するものとする。</u></p>	<p>(事業者の責務) 第9条 …… (略) <u>2 規則で定める面積以上の敷地を有する事務所または事業所の所有者は、その敷地のうち規則で定める基準により樹木を植えなければならない。</u></p>

稲城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の新旧対照表

新	旧
<p>第67条 削除</p>	<p><u>(市街地開発事業における処理施設)</u> 第67条 規則で定める大規模な市街地開発事業を行おうとする者は、当該市街地開発事業の区域に廃棄物の処理施設を確保する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 前項に規定する者は、当該市街地開発事業の計画の策定に当たっては、あらかじめ、当該市街地開発事業の区域から生ずる廃棄物の適正な処理方法等について市長に協議しなければならない。</p>

第2号議案

稲城市国民健康保険財政運営基金条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月26日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

国民健康保険の安定化を図るために、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として、保険給付に必要な費用を市町村に支払うこととなり、基金の設置目的である保険給付その他財源の不足が突発的に生じなくなったことから、稲城市国民健康保険財政運営基金を廃止することに伴い、稲城市国民健康保険財政運営基金条例を廃止する必要があるので、本案を提出する。

稲城市国民健康保険財政運営基金条例を廃止する条例

稲城市国民健康保険財政運営基金条例（昭和42年稲城市条例第196号）は、廃止する。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案概要説明書

議案番号	第2号	担当課	市民部保険年金課
件名	稲城市国民健康保険財政運営基金条例を廃止する条例		
【概要】 <p>本案は、国民健康保険の安定化を図るために、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として、保険給付に必要な費用を市町村に支払うこととなり、基金の設置目的である保険給付その他財源の不足が突発的に生じなくなったことから、稲城市国民健康保険財政運営基金を廃止することに伴い、稲城市国民健康保険財政運営基金条例（昭和42年稲城市条例第196号）を廃止するものです。</p> 【施行期日】 <p>この条例は、令和7年4月1日から施行します。</p>			

第3号議案

稲城市国民健康保険高額療養費貸付基金条例及び稲城市国民健康保険高額療養費資金貸付条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月26日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

高額療養費制度における国民健康保険被保険者の自己負担限度額を超える部分について、一時的に立替払いをする必要がなくなったことにより、高額療養費貸付の需要がなくなったことから、高額療養費貸付制度を廃止することに伴い、稲城市国民健康保険高額療養費貸付基金条例及び稲城市国民健康保険高額療養費資金貸付条例を廃止する必要があるので、本案を提出する。

稲城市国民健康保険高額療養費貸付基金条例及び稲城市国民健康保険高額療養費資金貸付条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 稲城市国民健康保険高額療養費貸付基金条例（昭和52年稲城市条例第3号）
- (2) 稲城市国民健康保険高額療養費資金貸付条例（昭和52年稲城市条例第4号）

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案概要説明書

議案番号	第3号	担当課	市民部保険年金課
件名	稲城市国民健康保険高額療養費貸付基金条例及び稲城市国民健康保険高額療養費資金貸付条例を廃止する条例		

【概要】

本案は、高額療養費制度における国民健康保険被保険者の自己負担限度額を超える部分について、一時的に立替払いをする必要がなくなったことにより、高額療養費貸付の需要がなくなったことから、高額療養費貸付制度を廃止することに伴い、稲城市国民健康保険高額療養費貸付基金条例（昭和52年稲城市条例第3号）及び稲城市国民健康保険高額療養費資金貸付条例（昭和52年稲城市条例第4号）を廃止するものです。

市では、被保険者が高額療養費の支給を受けるまでの間、一時的に必要となる資金を貸し付けるために、これまで高額療養費貸付基金を設置し、高額療養費算定額の100分の90の額の範囲内で貸付を実施してきましたが、マイナ保険証を医療機関の窓口で提示することで、高額療養費の自己負担限度額を医療機関が確認できることとなり、被保険者が立替払いをする必要がなくなりました。

また、マイナ保険証を所持していない被保険者についても、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を申請し、交付を受けることで、同様の取扱いを受けることができます。

これらのことから、貸付制度及び基金を廃止します。

【施行期日】

この条例は、令和7年4月1日から施行します。

第4号議案

稲城市まちづくり推進事業基金条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月26日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

稲城市のまちづくりを推進する事業に要する経費に充てるために、稲城市まちづくり推進事業基金の全部を処分することに伴い、稲城市まちづくり推進事業基金条例を廃止する必要があるので、本案を提出する。

稲城市まちづくり推進事業基金条例を廃止する条例

稲城市まちづくり推進事業基金条例（平成3年稲城市条例第7号）は、廃止する。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案概要説明書

議案番号	第4号	担当課	都市環境整備部区画整理課、企画部財政課、都市建設部まちづくり計画課
件名	稲城市まちづくり推進事業基金条例を廃止する条例		
【概要】 <p>本案は、稲城市のまちづくりを推進する事業に要する経費に充てるために、稲城市まちづくり推進事業基金の全部を処分することに伴い、稲城市まちづくり推進事業基金条例（平成3年稲城市条例第7号）を廃止するものです。</p> <p>稲城市では、平成3年に稲城第一土地区画整理組合からの、今後のまちづくりのために役立てて欲しいとの趣旨による寄附金を原資として、稲城市まちづくり推進事業基金を設置しました。当面の間、果実運用型の基金として運用益の範囲で稲城市のまちづくりのために活用することを目的に、まちづくりに関する活動を行っている団体に対して、その経費の一部を補助してきました。</p> <p>しかしながら、低金利が続くなかで運用益によるまちづくり事業への充当ができていないことから、稲城第一土地区画整理組合からの寄附という趣旨に鑑み、運用及び処分方法の検討を進めてきました。</p> <p>その結果、第一土地区画整理地内の大規模なまちづくり事業に活用することが適切であると判断し、公共交通のあり方も見据えた大規模改修工事が必要となった稲城駅前ロータリーの整備を対象に、その事業に要する経費として基金の全部を充当し、処分することとしたことから、基金を廃止します。</p> 【施行期日】 <p>この条例は、令和7年4月1日から施行します。</p>			

第5号議案

稲城市後期高齢者医療高額療養費貸付基金条例及び稲城市後期高齢者医療高額療養費資金貸付条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月26日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

高額療養費制度における後期高齢者医療保険被保険者の自己負担限度額を超える部分について、一時的に立替払いをする必要がなくなったことにより、高額療養費貸付の必要がなくなったことから、高額療養費貸付制度を廃止することに伴い、稲城市後期高齢者医療高額療養費貸付基金条例及び稲城市後期高齢者医療高額療養費資金貸付条例を廃止する必要があるので、本案を提出する。

稲城市後期高齢者医療高額療養費貸付基金条例及び稲城市後期高齢者医療高額療養費資金貸付条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 稲城市後期高齢者医療高額療養費貸付基金条例（平成20年稲城市条例第2号）
- (2) 稲城市後期高齢者医療高額療養費資金貸付条例（平成20年稲城市条例第3号）

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案概要説明書

議案番号	第5号	担当課	市民部保険年金課
件名	稲城市後期高齢者医療高額療養費貸付基金条例及び稲城市後期高齢者医療高額療養費資金貸付条例を廃止する条例		
<p>【概要】</p> <p>本案は、高額療養費制度における後期高齢者医療保険被保険者の自己負担限度額を超える部分について、一時的に立替払いをする必要がなくなったことにより、高額療養費貸付の需要がなくなったことから、高額療養費貸付制度を廃止することに伴い、稲城市後期高齢者医療高額療養費貸付基金条例（平成20年稲城市条例第2号）及び稲城市後期高齢者医療高額療養費資金貸付条例（平成20年稲城市条例第3号）を廃止するものです。</p> <p>市では、被保険者が高額療養費の支給を受けるまでの間、一時的に必要となる資金を貸し付けるために、これまで高額療養費貸付基金を設置し、高額療養費算定額の範囲内で貸付を実施してきましたが、マイナ保険証を医療機関の窓口に提示することで、高額療養費の自己負担限度額を医療機関が確認できることとなり、被保険者が立替払いをする必要がなくなりました。</p> <p>また、マイナ保険証を所持していない被保険者についても、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を申請し、交付を受けることで、同様の取扱いを受けることができます。</p> <p>これらのことから、貸付制度及び基金を廃止します。</p> <p>【施行期日】</p> <p>この条例は、令和7年4月1日から施行します。</p>			

第6号議案

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月26日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行に伴い、「懲役」及び「禁錮」を廃止し、これらに代えて「拘禁刑」が創設されることから、関係条例について所要の改正を行う必要があるため、本案を提出する。

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 稲城市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年稲城市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第3号及び第4号並びに第18条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(稲城市表彰条例の一部改正)

第2条 稲城市表彰条例（昭和56年稲城市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(稲城市消防団条例の一部改正)

第3条 稲城市消防団条例（平成元年稲城市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号及び第2項第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(稲城市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第4条 稲城市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成15年稲城市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第11条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

(稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の稲城市一般職の職員の給与に関する条例第18条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案概要説明書

議案番号	第6号	担当課	総務部文書法制課、総務部人事課、総務部総務契約課、消防本部防災課
件名	刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例		
<p>【概要】</p> <p>本案は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行に伴い、「懲役」及び「禁錮」を廃止し、これらに代えて「拘禁刑」が創設されることから、関係条例について所要の改正を行うものです。</p> <p>【第1条の改正内容（稲城市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年稲城市条例第79号）の一部改正）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第18条の2（期末手当の不支給）及び第18条の3（期末手当の一時差止め） 期末手当が不支給となる者及び期末手当の一時差止めとなる者を定める規定中、「禁錮」を「拘禁刑」に改めます。 <p>【第2条の改正内容（稲城市表彰条例（昭和56年稲城市条例第24号）の一部改正）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第10条（適用の除外） 表彰の適用除外となる者を定める規定中、「禁錮」を「拘禁刑」に改めます。 <p>【第3条の改正内容（稲城市消防団条例（平成元年稲城市条例第25号）の一部改正）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第6条（欠格事項） 消防団員となることができない者及び消防団員の身分を失う者を定める規定中、「禁錮」を「拘禁刑」に改めます。 <p>【第4条の改正内容（稲城市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成15年稲城市条例第26号）の一部改正）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第11条（罰則） 条例の規定に違反して秘密を漏らした者に対する罰則を定める規定中、「懲役」を「拘禁刑」に改めます。 			

【施行期日等】

この条例は、令和7年6月1日から施行します。また、付則において、経過措置について規定します。

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の新旧対照表

○ 第1条による改正（稲城市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年稲城市条例第79号））

新	旧
<p>(期末手当の不支給)</p> <p>第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) …… (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(期末手当の一時差止め)</p> <p>第18条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項第3号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) …… (略)</p> <p>2 …… (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明ら</p>	<p>(期末手当の不支給)</p> <p>第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) …… (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(期末手当の一時差止め)</p> <p>第18条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項第3号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) …… (略)</p> <p>2 …… (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明ら</p>

<p>かに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第1項第1号の規定により一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) …… (略)</p> <p>4～6 …… (略)</p>	<p>かに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第1項第1号の規定により一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) …… (略)</p> <p>4～6 …… (略)</p>
--	---

○ 第2条による改正（稲城市表彰条例（昭和56年稲城市条例第24号））

新	旧
<p>(適用の除外)</p> <p>第10条 次の各号の一に該当する者は、この条例を適用しない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)・(3) …… (略)</p>	<p>(適用の除外)</p> <p>第10条 次の各号の一に該当する者は、この条例を適用しない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)・(3) …… (略)</p>

○ 第3条による改正（稲城市消防団条例（平成元年稲城市条例第25号））

新	旧
<p>(欠格事項)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行が終るまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) …… (略)</p> <p>2 消防団員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その身分を失う。</p> <p>(1)・(2) …… (略)</p> <p>(3) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(4) …… (略)</p>	<p>(欠格事項)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行が終るまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) …… (略)</p> <p>2 消防団員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その身分を失う。</p> <p>(1)・(2) …… (略)</p> <p>(3) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(4) …… (略)</p>

○ 第4条による改正（稲城市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成15年稲城市条例第26号））

新	旧
---	---

(罰則)

第11条 第3条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(罰則)

第11条 第3条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第7号議案

稲城市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝浩

(提案理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の改正等に伴い、稲城市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

稲城市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成9年稲城市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項中「以下この条及び次条において同じ。」を「以下同じ。」に改め、同条第2項中「2親等内の親族」の次に「（第19条の2において「配偶者等」という。）」を加える。

第10条の2の2第1項及び第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、「該当する場合を除く。」の次に「次条において同じ。」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限）

第10条の2の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育する」とあるのは、「要介護者を介護する職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、市規則で定める。

第16条第1項中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

第19条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第19条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次

条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第19条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を超過勤務免除又は超過勤務制限の開始日とする改正後の稲城市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第10条の2の2第1項又は第10条の2の3第1項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案概要説明書

議案番号	第7号	担当課	総務部人事課
件名	稲城市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例		
<p>【概要】</p> <p>本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の改正等に伴い、稲城市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成9年稲城市条例第8号）の一部を改正するものです。</p> <p>【改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第10条の2（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第10条の2の3及び第19条の2の追加に伴い、文言を整理します。 ○ 第10条の2の2（育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除） 超過勤務の免除の対象となる子の範囲を「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大するほか、文言を整理します。 ○ 第10条の2の3（育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限） 育児又は介護を行う職員から請求があった場合、超過勤務は1月に24時間、1年に150時間までとする旨を規定します。 ○ 第16条（特別休暇） 子の看護休暇の取得事由の拡大により、名称を「子の看護等休暇」に改めます。 ○ 第19条の2（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）について、周知及びその請求等に係る意向の確認を行うための面談等の措置を講じなければならない旨等を規定します。 ○ 第19条の3（勤務環境の整備に関する措置） 介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするために講じなければならない措置について規定します。 			

【施行期日等】

この条例は、令和7年4月1日から施行します。また、付則において、経過措置について規定します。

稲城市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の新旧対照表

新	旧
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第10条の2 任命権者は、子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び稲城市一般職の職員の育児休業等に関する条例（平成4年稲城市条例第20号）第2条の2に規定する者を含む。<u>以下同じ。</u>）であって小学校就学の始期に達するまでのものを養育する職員（当該子の同居の親族として市規則で定めるもののない職員に限る。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、午後10時から翌日の午前5時までの間（以下「深夜」という。）における勤務をさせてはならない。</p> <p>2 前項の規定は、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又は2親等内の親族（<u>第19条の2において「配偶者等」という。</u>）で疾病、負傷又は高齢により日常生活を営むことに支障があるもの(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「当該子」とあるのは「当該要介護者」と、「養育するために」とあるのは「介護するために」と読み替えるものとする。</p> <p>3 …… (略)</p> <p>(育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除)</p> <p>第10条の2の2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員</u>（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、規則で定める者に該当する場合を除く。<u>次条において同じ。</u>）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、第10条に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第10条の2 任命権者は、子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び稲城市一般職の職員の育児休業等に関する条例（平成4年稲城市条例第20号）第2条の2に規定する者を含む。<u>以下この条及び次条において同じ。</u>）であって小学校就学の始期に達するまでのものを養育する職員（当該子の同居の親族として市規則で定めるもののない職員に限る。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、午後10時から翌日の午前5時までの間（以下「深夜」という。）における勤務をさせてはならない。</p> <p>2 前項の規定は、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又は2親等内の親族で疾病、負傷又は高齢により日常生活を営むことに支障があるもの(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「当該子」とあるのは「当該要介護者」と、「養育するために」とあるのは「介護するために」と読み替えるものとする。</p> <p>3 …… (略)</p> <p>(育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除)</p> <p>第10条の2の2 任命権者は、<u>3歳に満たない子を養育する職員</u>（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、第10条に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項</p>

中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、規則で定める者に該当する場合を除く。次条において同じ。）が当該子を養育する」とあるのは、「要介護者を介護する職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

3 ……（略）

（育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限）

第10条の2の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育する」とあるのは、「要介護者を介護する職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、市規則で定める。

（特別休暇）

第16条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、公民権行使休暇、産前産後休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子の看護等休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、事故休暇、伝染病予防休暇、出頭休暇、ドナー休暇、夏季休暇、ボランティア休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。

2 ……（略）

（臨時的任用職員等に対する特例）

第19条 ……（略）

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第19条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせる

中「3歳に満たない子を養育する職員（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育する」とあるのは、「要介護者を介護する職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

3 ……（略）

（特別休暇）

第16条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、公民権行使休暇、産前産後休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子の看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、事故休暇、伝染病予防休暇、出頭休暇、ドナー休暇、夏季休暇、ボランティア休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。

2 ……（略）

（臨時的任用職員等に対する特例）

第19条 ……（略）

とともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第19条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第 8 号議案

稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 26 日

提出者 稲城市長 高橋 勝浩

(提案理由)

東京都人事委員会の勧告の趣旨に沿った諸手当の改正を実施するため、稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

稲城市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年稲城市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項第1号中「第2号」を「第1号」に、「9,000円」を「13,000円」に改める。

第7条の2第1項第3号及び第4号を削り、同条第3項中「、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合」、「（前条第3項第2号に該当する子を除く。）」及び「（扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定」を削る。

第7条の3第2項中「100分の15」を「100分の16」に改める。

第8条第2項第1号及び第3号中「55,000円」を「150,000円」に改める。

第17条の2第2項中「午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（扶養手当の特例措置）

第2条 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間、この条例による改正後の稲城市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）

第7条第2項及び第3項の規定にかかわらず、この条例による改正前の稲城市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第7条第2項第1号に掲げる者に係る扶養手当の月額が3,000円（改正前の条例別表第1及び

別表第4から別表第6までの給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員（以下この条において「別表第1等4級職員」という。）又は別表第3の給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が3級でありその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して別表第1等4級職員に相当する職員として市規則で定める職務にある職員を除く。）とし、改正後の条例第7条第3項第1号中「13,000円」とあるのは「11,500円」とする。

議案概要説明書

議案番号	第8号	担当課	総務部人事課
件名	稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		

【概要】

本案は、東京都人事委員会の勧告の趣旨に沿った諸手当の改正を実施するため、稲城市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年稲城市条例第79号）の一部を改正するものです。

【改正内容等】

- 第7条（扶養手当）及び付則第2条（扶養手当の特例措置）

扶養手当の額を、次の表のとおり段階的に改定します。

職名	扶養親族	支給額（月額・円）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
課長相当職	配偶者	3,000	なし	なし
	子	9,000	11,500	13,000
係長相当職	配偶者	6,000	3,000	なし
	以下	9,000	11,500	13,000

- 第7条の2

第7条の改正に伴い、規定を整備します。

- 第7条の3（地域手当）

地域手当の支給割合を16%（現行15%）に引き上げます。

- 第8条（通勤手当）

通勤手当の支給上限額を月額150,000円（現行55,000円）に引き上げます。

- 第17条の2（管理職員特別勤務手当）

管理職員特別勤務手当の支給対象時間を午後10時から翌日の午前5時まで（現行午前0時から午前5時まで）に拡大します。

【施行期日等】

この条例は、令和7年4月1日から施行します。また、付則において、扶養手当の特例措置について規定します。

稲城市一般職の職員の給与に関する条例の新旧対照表

新	旧
<p>(扶養手当)</p> <p>第7条 …… (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1)～(4) …… (略)</p> <p>3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額を合計して得た額とする。</p> <p>(1) 扶養親族たる子(前項第1号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。) <u>13,000</u>円</p> <p>(2) …… (略)</p> <p>4 …… (略)</p> <p>第7条の2 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1)・(2) …… (略)</p> <p>2 …… (略)</p> <p>3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で、同項の規定による届出に係るものの一部について同項第2号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第7条 …… (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) <u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u></p> <p>(2)～(5) …… (略)</p> <p>3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額を合計して得た額とする。</p> <p>(1) 扶養親族たる子(前項第2号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。) <u>9,000</u>円</p> <p>(2) …… (略)</p> <p>4 …… (略)</p> <p>第7条の2 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1)・(2) …… (略)</p> <p>(3) <u>扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)</u></p> <p>(4) <u>扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)</u></p> <p>2 …… (略)</p> <p>3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で、同項の規定による届出に係るものの一部について同項第2号に掲げる事実が生じた場合、<u>扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子(前条第3項第2号に該当する子を除く。)</u>で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じ</p>

扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(地域手当)

第7条の3 …… (略)

2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に100分の16を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第8条 …… (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額をその者の支給単位期間の月数（以下「支給月数」という。）で除して得た額が150,000円を超えるときは、150,000円に支給月数を乗じて得た額

(2) …… (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（その額を支給月数で除して得た額が150,000円を超えるときは、150,000円に支給月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3～6 …… (略)

(管理職員特別勤務手当)

第17条の2 …… (略)

2 前項に規定する場合のほか、第16条第1項の規定に基づき市規則で定める職員が災害

た日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(地域手当)

第7条の3 …… (略)

2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に100分の15を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第8条 …… (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額をその者の支給単位期間の月数（以下「支給月数」という。）で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に支給月数を乗じて得た額

(2) …… (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（その額を支給月数で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に支給月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3～6 …… (略)

(管理職員特別勤務手当)

第17条の2 …… (略)

2 前項に規定する場合のほか、第16条第1項の規定に基づき市規則で定める職員が災害

への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務時間条例第4条及び第5条に規定する
週休日又は休日以外の日の午後10時から翌日の午前5時までの間であって正規の勤務時
間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3・4 …… (略)

への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務時間条例第4条及び第5条に規定する
週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外
の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3・4 …… (略)

第9号議案

稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月26日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例の一部を改正する条例

稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例（平成26年稲城市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条の見出しを「保育所型事業所内保育事業所の職員」に改め、同条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条の見出しを「小規模型事業所内保育事業所の職員」に改め、同条第1項中「以下この条及び」及び「、次条」を削り、同条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条第1項第2号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

議案概要説明書

議案番号	第9号	担当課	子ども福祉部子育て支援課
件名	稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例の一部を改正する条例		
<p>【概要】</p> <p>本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例（平成26年稲城市条例第26号）の一部を改正するものです。</p> <p>【改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第16条（食事の提供の特例） <p style="margin-left: 20px;">家庭的保育事業者等が行う食事の提供の特例の要件に、献立等の栄養面についての指導する者として、管理栄養士を追加します。</p> ○ 第29条（職員） <p style="margin-left: 20px;">小規模保育事業所A型における保育士の配置基準を、満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね15人につき1人（現行20人につき1人）に、満4歳以上の児童おおむね25人につき1人（現行30人につき1人）に改めます。</p> ○ 第31条（職員） <p style="margin-left: 20px;">小規模保育事業所B型における保育従事者の配置基準を、満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね15人につき1人（現行20人につき1人）に、満4歳以上の児童おおむね25人につき1人（現行30人につき1人）に改めます。</p> ○ 第44条（職員） <p style="margin-left: 20px;">保育所型事業所内保育事業所における保育士の配置基準を、満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね15人につき1人（現行20人につき1人）に、満4歳以上の児童おおむね25人につき1人（現行30人につき1人）に改めるほか、見出しを保育所型事業所内保育事業所の職員とします。</p> ○ 第47条（職員） <p style="margin-left: 20px;">小規模型事業所内保育事業所における保育従事者の配置基準を、満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね15人につき1人（現行20人につき1人）に、満4歳以上の児童おおむね25人につき1人（現行30人につき1人）に改め、見出しを小規模型の児童おおむね25人につき1人（現行30人につき1人）に改め、見出しを小規模型</p> 			

事業所内保育事業所の職員とするほか、文言を整理します。

【施行期日】

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第16条第1項第2号の改正規定は、令和7年4月1日から施行します。

稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例の新旧対照表

新	旧
<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) …… (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又は他の施設、保健所、市等の栄養士又は管理栄養士により、献立等の栄養面について指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) …… (略)</p> <p>2 …… (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第29条 …… (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を合計した数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) …… (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 …… (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 …… (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を合計した数に1を加えた数以上とし、その半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) …… (略)</p>	<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) …… (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又は他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等の栄養面について指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) …… (略)</p> <p>2 …… (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第29条 …… (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を合計した数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) …… (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 …… (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 …… (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を合計した数に1を加えた数以上とし、その半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) …… (略)</p>

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 ……（略）

（保育所型事業所内保育事業所の職員）

第44条 ……（略）

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を合計した数以上とする。ただし、一つの保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることとはできない。

(1)・(2) ……（略）

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 ……（略）

（小規模型事業所内保育事業所の職員）

第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び付則第4条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を合計した数に1を加えた数以上とし、その半数以上は保育士とする。

(1)・(2) ……（略）

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 ……（略）

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 ……（略）

（職員）

第44条 ……（略）

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を合計した数以上とする。ただし、一つの保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることとはできない。

(1)・(2) ……（略）

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 ……（略）

（職員）

第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条、次条及び付則第4条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を合計した数に1を加えた数以上とし、その半数以上は保育士とする。

(1)・(2) ……（略）

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 ……（略）

第10号議案

令和6年度
東京都稲城市一般会計補正予算（第8号）

令和 6 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 6 年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 452,903千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 45,183,585千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年 2 月 26 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税		703,992	376,583	1,080,575
	1 地方交付税	703,992	376,583	1,080,575
16 国庫支出金		7,553,332	286,310	7,839,642
	1 国庫負担金	5,783,514	137,490	5,921,004
	2 国庫補助金	1,745,351	148,820	1,894,171
17 都支出金		7,566,476	41,218	7,607,694
	1 都負担金	2,233,210	41,218	2,274,428
18 財産収入		19,570	36	19,606
	1 財産運用収入	14,570	36	14,606
19 寄附金		24,651	80,091	104,742
	1 寄附金	24,651	80,091	104,742
20 繰入金		2,001,889	△254,736	1,747,153
	1 基金繰入金	1,968,032	△254,736	1,713,296
22 諸収入		2,377,212	△76,599	2,300,613
	4 雑収入	1,134,086	△76,599	1,057,487
歳入合計		44,730,682	452,903	45,183,585

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,186,488	94,520	4,281,008
	1 総務管理費	3,473,647	94,520	3,568,167
3 民生費		20,394,444	166,147	20,560,591
	1 社会福祉費	7,216,380	120,231	7,336,611
	2 児童福祉費	10,567,358	45,916	10,613,274
4 衛生費		4,315,439	84,063	4,399,502
	1 保健衛生費	2,072,349	84,063	2,156,412
6 農林費		78,850	6,672	85,522
	1 農業費	78,850	6,672	85,522
7 商工費		218,975	90,661	309,636
	1 商工費	218,975	90,661	309,636
9 消防費		1,264,614	10,840	1,275,454
	1 消防費	1,264,614	10,840	1,275,454
10 教育費		5,889,983	0	5,889,983
	3 中学校費	707,559	0	707,559
歳出合計		44,730,682	452,903	45,183,585

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	自治会等関係費	14,392
4 衛生費	1 保健衛生費	一般事務費	9,200
4 衛生費	1 保健衛生費	環境管理事務	23,937
6 農林費	1 農業費	都市農業推進事業	6,672
7 商工費	1 商工費	商工会経費	78,076
7 商工費	1 商工費	物価高騰対策支援事業	11,123
9 消防費	1 消防費	災害対策備蓄資機材事業	10,840

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事項	期間	限度額
(仮称) 第三小学校学童クラブ建設工事	令和6年度から 令和8年度まで	143,000
稲城第三小学校校舎建替工事	令和6年度から 令和9年度まで	4,444,000

歲入歲出予算事項別明細書

歳入

第12款 地方交付税 (補正額 376,583 千円)

(単位: 千円)

項	科 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	地方交付税	703,992	376,583	1,080,575		
	1 地方交付税	703,992	376,583	1,080,575		
					1 地方交付税	376,583
	計	703,992	376,583	1,080,575		

説 明	
(財政課)	376,583
普通交付税交付額	376,583

第12款 地 方 交 付 税

第16款 国庫支出金 (補正額 286,310 千円)

(単位: 千円)

項	科 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	国庫負担金	5,783,514	137,490	5,921,004		
	1 民生費国庫負担金	5,782,631	86,885	5,869,516		
					1 社会福祉費負担金	64,869
					2 児童福祉費負担金	22,958
					4 国民健康保険基盤安定負担金	△942
	2 衛生費国庫負担金	883	50,605	51,488		
					1 予防接種健康被害給付費負担金	50,605
2	国庫補助金	1,745,351	148,820	1,894,171		
	3 消防費国庫補助金	2,226	5,420	7,646		
					1 消防費補助金	5,420
	6 総務費国庫補助金	1,138,596	143,400	1,281,996		

説 明	
(障害福祉課)	64,869
障害者自立支援給付費等負担金 (1/2)	64,869
(障害福祉課)	22,958
児童保護費等負担金 (1/2)	22,958
(保険年金課)	△942
国民健康保険基盤安定負担金保険者支援分 (1/2)	△19
未就学児均等割保険税負担金 (1/2)	△341
産前産後保険税負担金 (1/2)	△582
(健康課)	50,605
予防接種健康被害給付費負担金 (10/10)	50,605
(防災課)	5,420
新しい地方経済・生活環境創生交付金 (地域防災緊急整備型) (1/2)	5,420

第16款 国 庫 支 出 金

(単位：千円)

項	科 目		計	節	
	目	補正前の額		補正額	区 分
2	(6 総務費国庫補助金)			1 総務管理費補助金	143,400
	計	7,553,332	286,310		

説 明		
(財政課)		143,400
物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金		143,400

第16款 国 庫 支 出 金

第17款 都 支 出 金 (補正額 41,218 千円)

項	科 目		計	節	
	目	補正前の額		補正額	区 分
1	都 負 担 金	2,233,210	41,218	2,274,428	
	1 民生費都負担金	2,232,023	41,218	2,273,241	
				1 社会福祉費負担金	32,434
				2 児童福祉費負担金	11,479
				4 国民健康保険基盤安定負担金	△2,695
	計	7,566,476	41,218	7,607,694	

(単位：千円)

説 明		
(障害福祉課)		32,434
障害者自立支援給付費等負担金 (1/4)		32,434
(障害福祉課)		11,479
児童保護費等負担金 (1/4)		11,479
(保険年金課)		△2,695
国民健康保険基盤安定負担金保険税軽減分 (3/4)		△2,223
国民健康保険基盤安定負担金保険者支援分 (1/4)		△10
未就学児均等割保険税負担金 (1/4)		△171
産前産後保険税負担金 (1/4)		△291

第17款 都 支 出 金

第18款 財 産 収 入 (補正額 36 千円)

項	科 目		計	節	
	目	補正前の額		補正額	区 分
1	財 産 運 用 収 入	14,570	36	14,606	
	1 利子及び配当金	1,325	36	1,361	
				1 利子及び配当金	36
	計	19,570	36	19,606	

(単位：千円)

説 明		
(会計課)		36
まちづくり推進事業基金利子収入		27
まち・ひと・しごと創生基金利子収入		9

第18款 財 産 収 入

第19款 寄附金 (補正額 80,091 千円)

(単位: 千円)

項	科 目		補正前の額	補正額	計	節	
	目					区 分	金 額
1	寄 附 金		24,651	80,091	104,742		
	2 衛生費寄附金		0	61	61		
						1 保健衛生費寄附金	61
	3 土木費寄附金		0	80,030	80,030		
						1 都市計画費寄附金	80,030
	計		24,651	80,091	104,742		

説 明		
(生活環境課) 環境保全活動事業指定寄附金		61 61
(まちづくり計画課) 宅地開発等に伴う寄附金		80,000 80,000
(緑と環境課) ホタル育成事業指定寄附金		30 30

第19款 寄 附 金

第20款 繰入金 (補正額 △254,736 千円)

(単位: 千円)

項	科 目		補正前の額	補正額	計	節	
	目					区 分	金 額
1	基 金 繰 入 金		1,968,032	△254,736	1,713,296		
	1 財政調整基金繰入金		1,023,903	△257,808	766,095		
						1 財政調整基金繰入金	△257,808
	3 まち・ひと・しごと創生基金繰入金		16,702	45	16,747		
						1 まち・ひと・しごと創生基金繰入金	45
	4 まちづくり推進事業基金繰入金		36,782	27	36,809		
						1 まちづくり推進事業基金繰入金	27

説 明		
(財政課) 財政調整基金繰入金		△257,808 △257,808
(財政課) まち・ひと・しごと創生基金繰入金		45 45
(財政課) まちづくり推進事業基金繰入金		27 27

第20款 繰 入 金

(単位：千円)

項	科 目		補 正 額	計	節		
	目	補 正 前 の 額			区 分	金 額	
1	5	国民健康保険高額療養費貸付基金繰入金	0	3,000			
					1	国民健康保険高額療養費貸付基金繰入金	3,000
		計	2,001,889	△254,736		1,747,153	

説 明		
(保険年金課)		3,000
国民健康保険高額療養費貸付基金繰入金		3,000

第20款 繰 入 金

第22款 諸 収 入 (補正額 △76,599 千円)

項	科 目		補 正 額	計	節		
	目	補 正 前 の 額			区 分	金 額	
4	雑	入	1,134,086	△76,599	1,057,487		
	3	雑 入	1,133,275	△76,599	1,056,676		
					1	雑 入	△76,599
		計	2,377,212	△76,599		2,300,613	

(単位：千円)

説 明		
(健康課)		△76,599
新型コロナワクチン接種助成金		△76,599

第22款 諸 収 入

歳 出

第2款 総務費 (補正額 94,520 千円)

(単位: 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	総務管理費	3,473,647	94,520	3,568,167	14,392	0	0	80,127	1
	1 一般管理費	2,245,279	14,392	2,259,671	14,392	0	0	0	0
					14,392	0	0	0	0
	6 財産管理費	135,386	80,128	215,514	0	0	0	80,127	1
					0	0	0	80,127	1
	計	4,186,488	94,520	4,281,008	14,392	0	0	80,127	1

節		説 明
区 分	金 額	
18	負担金補助及び 交 付 金	3 自治会等関係費 (総務契約課) 14,392 18負担金補助及び交付金 14,392 自治会集会施設建設費補助金 14,392
24	積 立 金	1 財産管理費 (財政課) 80,128 24積立金 80,128 財政調整基金積立金 80,091 まちづくり推進事業基金積立金 27 まち・ひと・しごと創生基金積立金 10

第3款 民生費 (補正額 166,147 千円)

(単位: 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	社 会 福 祉 費	7,216,380	120,231	7,336,611	63,927	29,739	0	0	26,565
	2 心身障害者 福 祉 費	2,122,787	129,738	2,252,525	64,869	32,434	0	0	32,435
					64,869	32,434	0	0	32,435
	5 国民健康保険 事 業 費	1,141,898	△10,907	1,130,991	△942	△2,695	0	0	△7,270
					△942	△2,695	0	0	△7,270
	7 後期高齢者 事 業 費	1,041,289	1,400	1,042,689	0	0	0	0	1,400
					0	0	0	0	1,400
2	児 童 福 祉 費	10,567,358	45,916	10,613,274	22,958	11,479	0	0	11,479
	2 児童処遇費	9,392,547	45,916	9,438,463	22,958	11,479	0	0	11,479
					22,958	11,479	0	0	11,479
	計	20,394,444	166,147	20,560,591	86,885	41,218	0	0	38,044

節		説 明
区 分	金 額	
19	扶 助 費	129,738
		5 自立支援給付等事業 (障害福祉課) 129,738
		19扶助費 129,738
		障害介護給付費 129,738
27	繰 出 金	△10,907
		2 国民健康保険事業特別会計繰出金 (保険年金課) △10,907
		27繰出金 △10,907
		国民健康保険事業特別会計一般繰出金 △6,066
		保険基盤安定繰出金 △2,999
		未就学児均等割保険税繰出金 △680
		産前産後保険税繰出金 △1,162
27	繰 出 金	1,400
		2 後期高齢者医療特別会計繰出金 (保険年金課) 1,400
		27繰出金 1,400
		保険基盤安定等繰出金 2,400
		事務費繰出金 △1,000
19	扶 助 費	45,916
		5 障害児支援事業 (障害福祉課) 45,916
		19扶助費 45,916
		障害児通所給付費 45,916

第4款 衛生費 (補正額 84,063 千円)

(単位：千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	保 健 衛 生 費	2,072,349	84,063	2,156,412	83,742	0	0	△76,599	76,920
	1 保健衛生総務費	508,923	9,200	518,123	9,200	0	0	0	0
					9,200	0	0	0	0
	2 予 防 費	775,514	50,605	826,119	50,605	0	0	△76,599	76,599
					50,605	0	0	△76,599	76,599
	3 環 境 衛 生 費	60,845	24,258	85,103	23,937	0	0	0	321
					0	0	0	0	321
					23,937	0	0	0	0
	計	4,315,439	84,063	4,399,502	83,742	0	0	△76,599	76,920

区 分	金 額	説 明	
18 負担金補助及び 交 付 金	9,200	2 一般事務費 (健康課)	9,200
		18 負担金補助及び交付金 物価高騰重点支援給付金	9,200
18 負担金補助及び 交 付 金	50,605	1 予防接種事業 (健康課)	50,605
		18 負担金補助及び交付金 予防接種健康被害給付金	50,605
11 役 務 費	27	3 環境衛生関係負担金 (市民課)	321
18 負担金補助及び 交 付 金	24,231	18 負担金補助及び交付金 南多摩斎場組合負担金	321
		4 環境管理事務 (緑と環境課)	23,937
		11 役務費	27
		通信運搬費	27
		郵便料等	27
		18 負担金補助及び交付金 カーボンニュートラル住宅設備等補助金	23,910
			23,910

第7款 商 工 費 (補正額 90,661 千円)

(単位：千円)

項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	商 工 費	218,975	90,661	309,636	89,199	0	0	0	1,462
	2 商工業振興費	132,860	90,661	223,521	89,199	0	0	0	1,462
					78,076	0	0	0	0
					0	0	0	0	462
					0	0	0	0	1,000
					11,123	0	0	0	0
	計	218,975	90,661	309,636	89,199	0	0	0	1,462

区 分	金 額	説 明	
1 報 酬	224	2 商工会経費（経済課）	78,076
		18負担金補助及び交付金	78,076
10 需 用 費	95	商工会補助金	78,076
1 消 耗 品 費	95	5 観光推進事業（観光課）	462
		18負担金補助及び交付金	462
11 役 務 費	4	桜・梨の花まつり事業補助金	462
18 負担金補助及び交付金	90,338	11 ホームタウン支援推進事業（観光課）	1,000
		18負担金補助及び交付金	1,000
		TOKYO GIANTS TOWN開業記念事業負担金	1,000
		13 物価高騰対策支援事業（経済課）	11,123
		1 報酬	224
		その他報酬	224
		第2種会計年度任用職員報酬	224
		10 需用費	95
		① 消耗品費	95
		事業用	95
		11 役務費	4
		手数料	4
		振込手数料	4
		18 負担金補助及び交付金	10,800
		中小企業省エネ化設備導入補助金	6,000
		中小規模飲食店舗出店補助金	4,800

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書の追加

(追加)

(単位 千円)

事 項	主 管 課	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
							国・都支出金	地 方 債	そ の 他	
(仮称) 第三小学校学童クラブ建設 工事	建築保全課	143,000			令和6年度から 令和8年度まで	143,000	94,051	39,600		9,349
稲城第三小学校校舎建替工事	建築保全課	4,444,000			令和6年度から 令和9年度まで	4,444,000	786,757	3,016,300		640,943

議案概要説明書

議案番号	第10号	担当課	企画部財政課						
件名	令和6年度東京都稲城市一般会計補正予算（第8号）								
<p>【概要】</p> <p style="text-align: right;">（特に表示がないときは単位 千円）</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正前の予算総額</td> <td style="text-align: right;">44,730,682</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正額</td> <td style="text-align: right;">452,903</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正後の予算総額</td> <td style="text-align: right;">45,183,585</td> </tr> </table> <p>（補正の概要）</p> <p>今回の補正の主なものは、国の令和6年度補正予算（第1号）に基づく物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対策として、自治会集会施設の修繕工事について支援を行うことに伴う自治会集会施設建設費補助金の増額、市内の医療機関に対して物価高騰重点支援給付金を支給することに伴う交付金の計上、太陽光発電設備等の導入経費について支援を行うことに伴うカーボンニュートラル住宅設備等補助金の増額、市内の農家に対して農業者肥料購入費補助金を交付することに伴う経費の計上、プレミアム付き商品券を発行することに伴う商工会補助金の増額、市内の中小企業事業者に対して中小企業省エネ化設備導入補助金を交付することに伴う経費の計上、市内への飲食店舗出店希望者に対して中小規模飲食店舗出店補助金を交付することに伴う経費の計上等を行うものです。</p> <p>その他としては、国の令和6年度補正予算（第1号）による普通交付税の追加交付に伴う地方交付税の増額、環境保全活動事業指定寄附金、ホテル育成事業指定寄附金及び宅地開発等に伴う寄附金を令和7年度以降の事業の財源とするための財政調整基金積立金の増額、国民健康保険高額療養費貸付基金を廃止することに伴う国民健康保険高額療養費貸付基金繰入金の計上、新型コロナワクチン接種に係る経費の財源として計上していた助成金の一部が令和7年度に交付されることに伴う新型コロナワクチン接種助成金の減額、サービス利用者数及び利用日数の増等に伴う障害介護給付費及び障害児通所給付費の増額、財源の整理等に伴う国民健康保険事業特別会計繰出金の減額、葬祭費の増等に伴う後期高齢者医療特別会計繰出金の増額、新型コロナウイルスワクチンの接種により健康被害を受けた方に対して予防接</p>				補正前の予算総額	44,730,682	補正額	452,903	補正後の予算総額	45,183,585
補正前の予算総額	44,730,682								
補正額	452,903								
補正後の予算総額	45,183,585								

種健康被害給付金を支給することに伴う負担金の増額、火葬利用実績に基づき追加の負担が生じたことに伴う南多摩斎場組合負担金の増額、桜・梨の花まつりの実施に係る実行委員会への補助金を増額することに伴う桜・梨の花まつり事業補助金の増額、TOKYO GIANTS TOWNの気運醸成に向けた事業の一環として、ジャイアンツタウンスタジアムにおいて開催されるイベントを読売グループとの公民連携で実施するための経費の一部を負担することに伴う負担金の計上、国の令和6年度補正予算(第1号)に計上された新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用し、避難所の衛生環境の向上のために水循環型シャワー及び水循環型手洗いスタンドを配備することに伴う備品購入費の計上等を行うものです。

また、繰越明許費の補正として、自治会等関係費、保健衛生費の一般事務費、環境管理事務、都市農業推進事業、商工会経費、物価高騰対策支援事業及び災害対策備蓄資機材事業に係る経費のうち年度内に支出が完了しない見込みの部分について繰越明許費を設定するものです。

さらに、債務負担行為の補正として、(仮称)第三小学校学童クラブ建設工事及び稲城第三小学校校舎建替工事に係る経費について債務負担行為を追加するものです。

第11号議案

令和6年度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和 6 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 26 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 都 支 出 金		5,158,707	8,884	5,167,591
	1 都 補 助 金	5,158,706	8,884	5,167,590
7 繰 入 金		1,084,083	△8,884	1,075,199
	1 他 会 計 繰 入 金	1,084,082	△10,907	1,073,175
	2 基 金 繰 入 金	1	2,023	2,024
歳 入 合 計		7,828,570	0	7,828,570

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国民健康保険事業費 納 付 金		2,600,358	0	2,600,358
	1 医 療 給 付 費 分	1,766,661	0	1,766,661
4 保 健 事 業 費		85,702	0	85,702
	1 特定健康診査等事業費	75,120	0	75,120
歳 出 合 計		7,828,570	0	7,828,570

歲入歲出予算事項別明細書

歳 入

第5款 都支出金 (補正額 8,884 千円)

(単位: 千円)

項	科 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	都 補 助 金	5,158,706	8,884	5,167,590		
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	5,091,240	△14	5,091,226		
					2 特 別 交 付 金	△14
	2 市 町 村 国 民 健 康 保 険 都 費 補 助 金	67,466	8,898	76,364		
					1 市 町 村 国 民 健 康 保 険 都 費 補 助 金	8,898
	計	5,158,707	8,884	5,167,591		

説 明	
(保険年金課) 特定健康診査等負担金	△14 △14
(保険年金課) 市町村国民健康保険都費補助金	8,898 8,898

第5款 都 支 出 金

第7款 繰入金 (補正額 △8,884 千円)

(単位: 千円)

項	科 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	他 会 計 繰 入 金	1,084,082	△10,907	1,073,175		
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,084,082	△10,907	1,073,175		
					1 一 般 繰 入 金	△6,066
					2 保 険 基 盤 安 定 繰 入 金 (保 険 税 軽 減 分)	△2,963
					3 保 険 基 盤 安 定 繰 入 金 (保 険 者 支 援 分)	△36
					5 未 就 学 児 均 等 割 保 険 税 繰 入 金	△680
					6 産 前 産 後 保 険 税 繰 入 金	△1,162
2	基 金 繰 入 金	1	2,023	2,024		

説 明	
(保険年金課) 一般繰入金	△6,066 △6,066
(保険年金課) 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	△2,963 △2,963
(保険年金課) 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	△36 △36
(保険年金課) 未就学児均等割保険税繰入金	△680 △680
(保険年金課) 産前産後保険税繰入金	△1,162 △1,162

第7款 繰 入 金

(単位：千円)

項	科 目		計	節		
	目	補正前の額		補正額	区 分	金 額
2	1 国民健康保険 財政運営基金 繰入金	1	23	24		
					1 国民健康保険 財政運営基金 繰入金	23
	2 国民健康保険 高額療養費貸付 基金繰入金	0	2,000	2,000		
					1 国民健康保険 高額療養費貸付 基金繰入金	2,000
	計	1,084,083	△8,884	1,075,199		

説 明	
(保険年金課) 国民健康保険財政運営基金繰入金	23 23
(保険年金課) 国民健康保険高額療養費貸付基金繰入金	2,000 2,000

第7款 繰 入 金

議案概要説明書

議案番号	第11号	担当課	市民部保険年金課						
件名	令和6年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）								
<p>【概要】</p> <p style="text-align: right;">（特に表示がないときは単位 千円）</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正前の予算総額</td> <td style="text-align: right;">7,828,570</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正額</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正後の予算総額</td> <td style="text-align: right;">7,828,570</td> </tr> </table> <p>（補正の概要）</p> <p>今回の補正は、特定健康診査等負担金及び市町村国民健康保険都費補助金の額の確定に伴う都補助金の増額、国民健康保険基盤安定繰入金、未就学児均等割保険税繰入金及び産前産後保険税繰入金の額の確定等に伴う一般会計繰入金の減額、国民健康保険財政運営基金及び国民健康保険高額療養費貸付基金を廃止することに伴う基金繰入金の増額等を行うものです。</p> <p>歳入において都支出金を増額し、繰入金を減額するものです。</p>				補正前の予算総額	7,828,570	補正額	0	補正後の予算総額	7,828,570
補正前の予算総額	7,828,570								
補正額	0								
補正後の予算総額	7,828,570								

第12号議案

令和6年度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

令和 6 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 繰越明許費の追加は、「第 1 表 繰越明許費補正」による。

令和 7 年 2 月 26 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 繰越明許費補正

(追加)

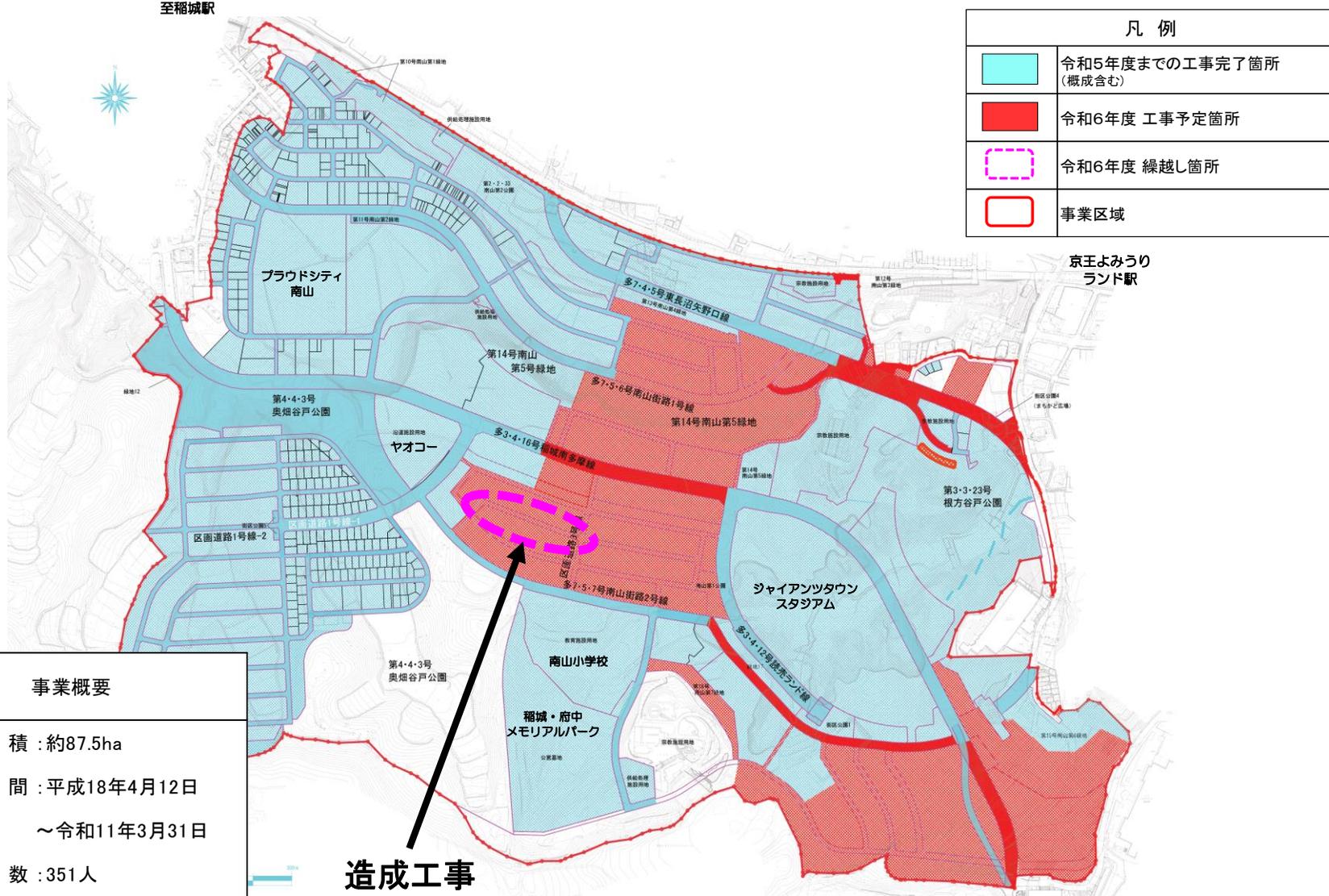
(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 事業費	南山東部地区事業費	13,800

議案概要説明書

議案番号	第12号	担当課	都市環境整備部区画整理課						
件名	令和6年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）								
<p>【概要】</p> <p style="text-align: right;">（特に表示がないときは単位 千円）</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正前の予算総額</td> <td style="text-align: right;">4,007,040</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正額</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正後の予算総額</td> <td style="text-align: right;">4,007,040</td> </tr> </table> <p>（補正の概要）</p> <p>今回の補正は、繰越明許費の補正として、南山東部地区事業費に係る経費のうち年度内に支出が完了しない見込みの部分について、繰越明許費を設定するものです。</p>				補正前の予算総額	4,007,040	補正額	0	補正後の予算総額	4,007,040
補正前の予算総額	4,007,040								
補正額	0								
補正後の予算総額	4,007,040								

令和6年度事業計画【南山東部地区】



事業概要

施行面積 : 約87.5ha
 事業期間 : 平成18年4月12日
 ~ 令和11年3月31日
 権利者数 : 351人
 合算減歩率 : 68.62%
 事業費 : 640億円

第13号議案

令和6年度

東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和 6 年 度

東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 59,691千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,344,190千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 26 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		1,203,629	54,891	1,258,520
	1 後期高齢者医療保険料	1,203,629	54,891	1,258,520
3 繰入金		999,742	2,400	1,002,142
	1 繰入金	999,742	1,400	1,001,142
	2 基金繰入金	0	1,000	1,000
4 広域連合支出金		79,523	2,400	81,923
	1 広域連合委託金	72,463	2,400	74,863
歳入合計		2,284,499	59,691	2,344,190

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 分担金及び交付金		2,161,154	57,291	2,218,445
	1 広域連合負担金	2,161,154	57,291	2,218,445
4 諸支出金		29,750	2,400	32,150
	2 助成事業費	27,500	2,400	29,900
歳出合計		2,284,499	59,691	2,344,190

歲入歲出予算事項別明細書

歳 入

第 1 款 後期高齢者医療保険料 (補正額 54,891 千円)

(単位: 千円)

項	科 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	後期高齢者医療保険料	1,203,629	54,891	1,258,520		
	1 後期高齢者医療保険料	1,203,629	54,891	1,258,520		
					1 特別徴収保険料	27,993
					2 普通徴収保険料	26,898
	計	1,203,629	54,891	1,258,520		

説 明		
(保険年金課)		27,993
特別徴収分		27,993
(保険年金課)		26,898
現年度分		26,898

第1款 後期高齢者医療保険料

第 3 款 繰 入 金 (補正額 2,400 千円)

(単位: 千円)

項	科 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	繰 入 金	999,742	1,400	1,001,142		
	1 一般会計繰入金	999,742	1,400	1,001,142		
					1 一般会計繰入金	1,400
2	基 金 繰 入 金	0	1,000	1,000		
	1 後期高齢者医療保険高額療養費貸付基金繰入金	0	1,000	1,000		
					1 後期高齢者医療保険高額療養費貸付基金繰入金	1,000
	計	999,742	2,400	1,002,142		

説 明		
(保険年金課)		1,400
保険基盤安定等繰入金		2,400
事務費繰入金		△1,000
(保険年金課)		1,000
後期高齢者医療保険高額療養費貸付基金繰入金		1,000

第3款 繰 入 金

第4款 広域連合支出金 (補正額 2,400 千円)

(単位：千円)

項	科 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	広域連合委託金	72,463	2,400	74,863		
	2 葬祭費給付事業委託金	27,500	2,400	29,900		
					1 葬祭費給付事業委託金	2,400
	計	79,523	2,400	81,923		

説 明	
(保険年金課)	2,400
葬祭費給付事業委託金	2,400

第4款 広域連合支出金

議案概要説明書

議案番号	第13号	担当課	市民部保険年金課						
件名	令和6年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）								
<p>【概要】</p> <p style="text-align: right;">（特に表示がないときは単位 千円）</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正前の予算総額</td> <td style="text-align: right;">2,284,499</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正額</td> <td style="text-align: right;">59,691</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正後の予算総額</td> <td style="text-align: right;">2,344,190</td> </tr> </table> <p>（補正の概要）</p> <p>今回の補正は、被保険者数及び死亡者数が見込みを上回ったことに伴う後期高齢者医療保険料の増額及びそれに伴う広域連合負担金の増額、後期高齢者医療高額療養費貸付基金を廃止することに伴う基金繰入金の増額、葬祭費が見込みを上回ったことに伴う助成事業費の増額等を行うものです。</p> <p>歳入では後期高齢者医療保険料、繰入金及び広域連合支出金を増額し、歳出では分担金及び交付金及び諸支出金を増額するものです。</p>				補正前の予算総額	2,284,499	補正額	59,691	補正後の予算総額	2,344,190
補正前の予算総額	2,284,499								
補正額	59,691								
補正後の予算総額	2,344,190								

第14号議案

令和 6 年 度

東京都稲城市病院事業会計補正予算（第2号）

令和 6 年 度

東京都稲城市病院事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度東京都稲城市病院事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 6 年度東京都稲城市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第 1 款 病院事業収益	8,373,513千円	2,500千円	8,376,013千円
第 2 項 医業外収益	1,285,086千円	2,500千円	1,287,586千円
支出			
第 1 款 病院事業費用	8,373,513千円	2,500千円	8,376,013千円
第 2 項 医業外費用	95,487千円	2,500千円	97,987千円

令和 7 年 2 月 26 日 提出

稲城市長 高 橋 勝 浩

東京都稲城市病院事業会計補正予算（第2号）
に関する説明書

令和6年度 東京都稲城市病院事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	病 院	事 業 収 益	8,373,513	2,500	8,376,013
	2	医 業 外 収 益	1,285,086	2,500	1,287,586
		7 その他医業外収益	110,202	2,500	112,702

支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	病 院	事 業 費 用	8,373,513	2,500	8,376,013
	2	医 業 外 費 用	95,487	2,500	97,987
		4 雑 損 失	1	2,500	2,501

令和6年度 東京都稲城市病院事業会計

収益的収入

収入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1		病院事業収益	8,373,513	2,500	8,376,013
	2	医業外収益	1,285,086	2,500	1,287,586
		7 その他医業外収益	110,202	2,500	112,702

支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1		病院事業費用	8,373,513	2,500	8,376,013
	2	医業外費用	95,487	2,500	97,987
		4 雑損失	1	2,500	2,501

補正予算（第2号）実施計画説明書
及び支出

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
4 その他医業外収益	2,500	保険金 2,500

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
1 雑損失	2,500	解決金 2,500

議案概要説明書

議案番号	第14号	担当課	市立病院事務部経営企画課
件名	令和6年度東京都稲城市病院事業会計補正予算（第2号）		

【概要】

今回の補正は、稲城市立病院における医療行為後の死亡に係る損害賠償請求事件について和解にあたり、解決金の支払いに伴う増額補正で、収益的収入及び支出を増額するものです。

（特に表示がないときは単位 千円）

【収益的収入及び支出】

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収入 第1款 病院事業収益	8,373,513	2,500	8,376,013
第2項 医業外収益	1,285,086	2,500	1,287,586
支出 第1款 病院事業費用	8,373,513	2,500	8,376,013
第2項 医業外費用	95,487	2,500	97,987

議案概要説明書

第15号議案 令和7年度東京都稲城市一般会計予算

令和7年度予算

参考資料

東京都 稲城市

令和7年度 当初予算の概要

あらまし

- (1) 令和7年度の一般会計、特別会計及び企業会計を合計した当初予算は、791億7,807万3千円となり、前年度に比べ40億381万円の増（5.3%の増）となった。
- (2) 令和7年度の一般会計歳入歳出当初予算は、それぞれ460億5,300万円となり、前年度に比べ39億7,300万円の増（9.4%の増）となった。

令和7年度の予算は、物価上昇等の動向や社会情勢の変化を的確に捉え、多様化するニーズにおける課題に対して、機動的に取り組むとともに、将来を見据えた健全な財政を維持しながら、第五次稲城市長期総合計画基本構想に定める将来都市像の実現に向けた各種施策の取組みを進め、市民の安全・安心の確保を最優先に引き続き防災・減災対策に計画的に取り組む予算としている。
- (3) 一般会計から特別会計及び企業会計への繰出金等は、56億3,352万8千円となり、前年度に比べ9億4,628万1千円の減（14.4%の減）となった。
- (4) 特別会計を合計した歳入歳出当初予算は、それぞれ197億2,283万円となり、前年度に比べ4億2,384万7千円の減（2.1%の減）となった。
- (5) 企業会計を合計した当初予算は、歳入が123億6,760万5千円となり、前年度に比べ2億5,972万円の増（2.1%の増）、歳出が134億224万3千円となり、前年度に比べ4億5,465万7千円の増（3.5%の増）となった。

令和7年度会計別当初予算の状況

(単位：千円、%)

	歳 入		歳 出		令和6年度 当初予算額	対前年度比較	
	予算額	うち繰入金等	予算額	うち繰出金等		増減額	増減率
一般会計	46,053,000	33,989	46,053,000	5,633,528	42,080,000	3,973,000	9.4
国民健康保険 事業特別会計	7,995,333	925,656	7,995,333	-	7,745,474	249,859	3.2
土地区画整理 事業特別会計	2,883,748	1,772,491	2,883,748	-	4,009,817	△ 1,126,069	△ 28.1
介護保険 特別会計	6,472,422	932,551	6,472,422	33,989	6,108,536	363,886	6.0
後期高齢者 医療特別会計	2,371,327	1,069,446	2,371,327	-	2,282,850	88,477	3.9
特別会計	19,722,830	4,700,144	19,722,830	33,989	20,146,677	△ 423,847	△ 2.1
下水道事業 会計	3,213,494	196,048	3,616,347	-	3,263,598	352,749	10.8
病院事業会計	9,154,111	737,336	9,785,896	-	9,683,988	101,908	1.1
企業会計	12,367,605	933,384	13,402,243	-	12,947,586	454,657	3.5
合 計	78,143,435	5,667,517	79,178,073	5,667,517	75,174,263	4,003,810	5.3

※ 下水道事業会計及び病院事業会計について、令和6年度当初予算額は歳出予算額とし、対前年度比較は歳出予算額における増減額及び増減率としている。

一般会計当初予算の推移

	予算額 (千円)	増減額 (対前年度・千円)	指数	一人当たり (円)	一世帯当たり (円)
平成28年度	34,700,000	1,016,000	100	396,748	918,475
平成29年度	32,140,000	△ 2,560,000	93	360,763	828,158
平成30年度	34,500,000	2,360,000	99	383,696	873,705
平成31年度	35,694,000	1,194,000	103	394,039	892,551
令和2年度	37,324,000	1,630,000	108	407,734	918,338
令和3年度	35,609,000	△ 1,715,000	103	385,955	863,667
令和4年度	36,067,000	458,000	104	387,788	860,131
令和5年度	39,195,000	3,128,000	113	419,552	924,476
令和6年度	42,080,000	2,885,000	121	448,705	982,168
令和7年度	46,053,000	3,973,000	133	490,364	1,064,415

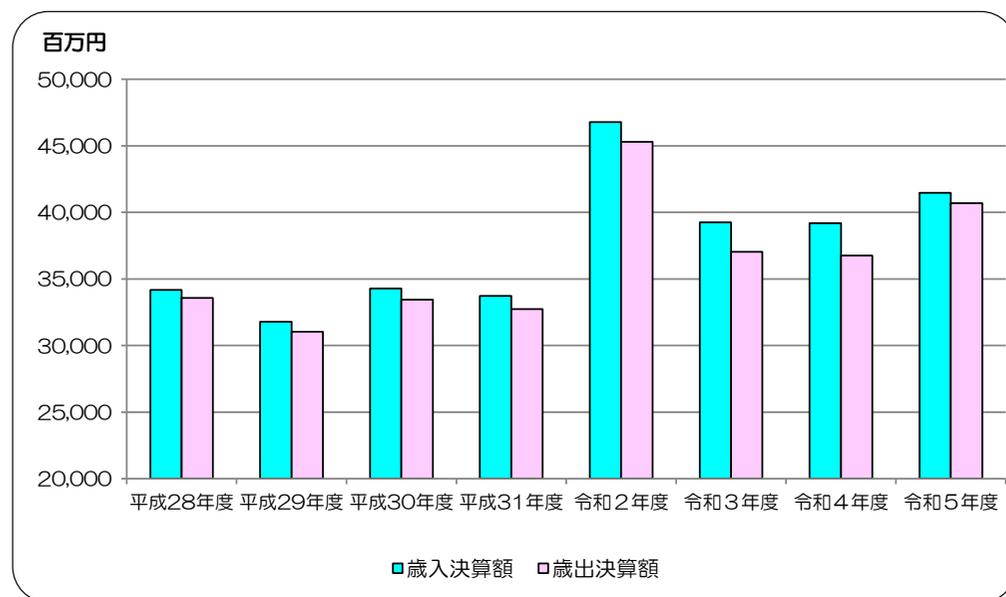
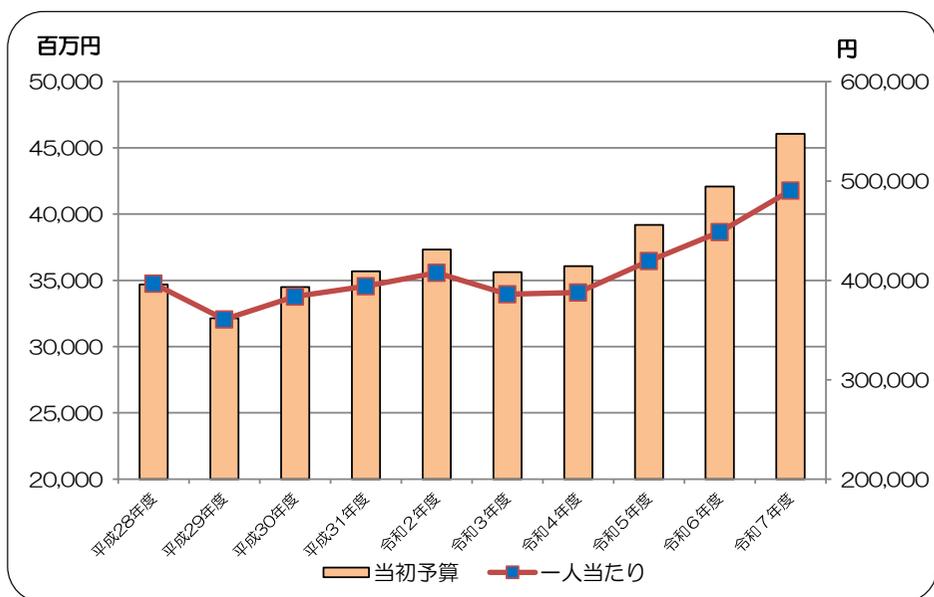
※ 指数：平成28年度を100としたときの各年度の比率

人口・世帯数：各年1月1日現在の住民基本台帳人口等

令和7年1月1日現在 人口：93,916人 世帯数：43,266世帯

一般会計決算の推移

	歳入決算額 (千円)	増減額 (対前年度・千円)	指数	歳出決算額 (千円)	増減額 (対前年度・千円)	指数
平成28年度	34,171,493	542,748	100	33,567,971	634,300	100
平成29年度	31,781,400	△ 2,390,093	93	31,040,668	△ 2,527,303	92
平成30年度	34,281,979	2,500,579	100	33,450,218	2,409,550	100
平成31年度	33,714,054	△ 567,925	99	32,724,701	△ 725,517	97
令和2年度	46,775,497	13,061,443	137	45,293,972	12,569,271	135
令和3年度	39,252,808	△ 7,522,689	115	37,042,921	△ 8,251,051	110
令和4年度	39,182,216	△ 70,592	115	36,764,853	△ 278,068	110
令和5年度	41,476,463	2,294,247	121	40,699,123	3,934,270	121
令和6年度	—	—	—	—	—	—
令和7年度	—	—	—	—	—	—



令和7年度 東京都稲城市一般会計当初予算

1 歳入の状況

歳入の主な特徴は、次のとおりである。

- (1) 歳入総額は、対前年度比9.4%の増となった。
一般財源は、4.8%の増となった。これは、地方特例交付金が81.2%の減、地方交付税が3.9%の減となったものの、市税が6.4%の増、地方消費税交付金が8.4%の増となったことなどによる。
特定財源は、14.1%の増となった。これは、繰入金が公共施設整備基金繰入金の減などで6.5%の減、諸収入がデジタル基盤改革支援補助金の減などで0.7%の減となったものの、国庫支出金が児童手当負担金、子どものための教育・保育給付費負担金の増などで28.4%の増、都支出金が東京都公立学校給食費負担軽減補助金の増などで16.6%の増となったことなどによる。
- (2) 歳入の根幹をなす市税は、定額減税の終了及び納税義務者の所得増による個人市民税の増や新築家屋の増による固定資産税の増などで全体で6.4%の増となった。
税目別では、個人市民税が10.0%の増、法人市民税が6.7%の増、固定資産税が3.8%の増、軽自動車税が4.7%の増、市たばこ税が2.2%の減、都市計画税が3.4%の増となった。
- (3) 地方交付税は、普通交付税が人件費の増や物価高による影響などにより基準財政需要額が増となる一方で、市税や税連動交付金の増などにより基準財政収入額が大幅に増となることから4.2%の減、特別交付税が2.9%の減となった。
- (4) 国庫支出金は、児童手当負担金、子どものための教育・保育給付費負担金の増などで28.4%の増となった。
- (5) 都支出金は、東京都公立学校給食費負担軽減補助金、子どものための教育・保育給付費負担金の増などで16.6%の増となった。
- (6) 繰入金は、公共施設整備基金繰入金、まちづくり推進事業基金繰入金の減などで総額では6.5%の減となった。
- (7) 市債は、第三小学校校舎建替事業債、第二小学校校舎増築事業債、中学校特別教室空調設備設置事業債の増などで3.5%の増となった。

(内訳)

(単位：千円、%)

区 分	令和7年度		令和6年度		対前年度比較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
歳入総額	46,053,000	100.0	42,080,000	100.0	3,973,000	9.4
一般財源（原則）	22,163,391	48.0	21,149,090	50.2	1,014,301	4.8
市税	17,498,159	38.0	16,437,983	39.1	1,060,176	6.4
地方譲与税	160,353	0.3	179,389	0.4	△ 19,036	△ 10.6
利子割交付金	95,739	0.2	28,837	0.1	66,902	232.0
配当割交付金	234,020	0.5	170,666	0.4	63,354	37.1
株式等譲渡所得割交付金	284,919	0.6	176,382	0.4	108,537	61.5
法人事業税交付金	308,855	0.7	284,389	0.7	24,466	8.6
地方消費税交付金	2,336,886	5.1	2,154,941	5.1	181,945	8.4
ゴルフ場利用税交付金	76,932	0.2	78,150	0.2	△ 1,218	△ 1.6
環境性能割交付金	61,925	0.1	50,805	0.1	11,120	21.9
地方特例交付金	105,271	0.2	559,028	1.3	△ 453,757	△ 81.2
地方交付税	742,418	1.6	772,206	1.8	△ 29,788	△ 3.9
交通安全対策特別交付金	8,574	0.0	8,623	0.0	△ 49	△ 0.6
国有提供施設等所在 市町村助成交付金等	249,340	0.5	247,691	0.6	1,649	0.7
特定財源（原則）	23,889,609	52.0	20,930,910	49.8	2,958,699	14.1
分担金及び負担金	302,006	0.7	302,369	0.7	△ 363	△ 0.1
使用料及び手数料	624,743	1.4	638,417	1.5	△ 13,674	△ 2.1
国庫支出金	7,908,807	17.2	6,160,599	14.7	1,748,208	28.4
都支出金	8,250,379	17.9	7,073,727	16.8	1,176,652	16.6
財産収入	140,878	0.3	19,570	0.1	121,308	619.9
寄附金	27,516	0.1	24,651	0.1	2,865	11.6
繰入金	1,939,924	4.2	2,075,371	4.9	△ 135,447	△ 6.5
繰越金	300,000	0.7	300,000	0.7	0	0.0
諸収入	2,185,756	4.7	2,200,701	5.2	△ 14,945	△ 0.7
うち収益事業収入	20,000	0.0	20,000	0.0	0	0.0
市債	2,209,600	4.8	2,135,505	5.1	74,095	3.5
うち減収補填債	0	0.0	0	0.0	0	-
うち臨時財政対策債	0	0.0	30,905	0.1	△ 30,905	皆減

2 歳出の状況（性質別）

歳出を性質別にみた主な特徴は、次のとおりである。

- (1) 歳出総額は、対前年度比9.4%の増となった。
- (2) 義務的経費は、10.4%の増となり、歳出総額に占める割合（構成比）は前年度から0.5ポイント増加し、50.8%となった。
 人件費は、期末勤勉手当、一般職給料、会計年度任用職員報酬の増などで8.1%の増となった。
 扶助費は、重症心身障害児（者）通所運営費助成、乳幼児医療費助成が減となったものの、児童手当、民間保育所等運営委託料、障害介護給付費、障害児通所給付費の増などで14.3%の増となった。
 公債費は、平成16年度に起債した臨時財政対策債の償還が終了することなどで7.0%の減となった。
- (3) 投資的経費は、29.1%の増となり、構成比は前年度から1.7ポイント増加し、11.1%となった。普通建設事業費の内訳は、補助事業費が第三小学校校舎建替工事請負費、第二小学校校舎増築工事請負費の増などで232.1%の増、単独事業費が市内公園整備等工事請負費、道路改修整備に係る用地取得に伴う損失補償金が増となったものの、第一調理場Ⅱ期用地購入費、第三小学校校舎建替工事基本設計及び実施設計等委託料の減などで8.3%の減、その他が多3・4・12号読売ランド線受託事業費の減で3.1%の減となった。
- (4) その他経費は、3.6%の増となり、構成比は前年度から2.2ポイント減少し、38.1%となった。
 物件費は、システム標準化関連費用、予防接種委託料、妊婦のための支援給付事業委託料、給食賄材料費の増などで11.4%の増となった。
 維持補修費は、道路緊急補修等工事請負費、中学校共通施設等修繕料、庁舎施設用修繕料の増などで16.6%の増となった。
 補助費等は、子ども体験塾実行委員会補助金などが減となったものの、稲城市学校給食費保護者負担分補助金、多摩川衛生組合塵芥処理負担金、こども誰でも通園制度プシ事業補助金の増などで20.7%の増となった。
 積立金は、財政調整基金積立金の増などで66.3%の増となった。
 繰出金は、土地区画整理事業特別会計繰出金、国民健康保険事業特別会計繰出金の減などで17.2%の減となった。

（内訳）

（単位：千円、％）

区 分	令和7年度		令和6年度		対前年度比較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
歳出総額	46,053,000	100.0	42,080,000	100.0	3,973,000	9.4
義務的経費	23,365,060	50.8	21,162,369	50.3	2,202,691	10.4
人件費	6,783,693	14.8	6,276,213	14.9	507,480	8.1
扶助費	14,707,788	31.9	12,871,963	30.6	1,835,825	14.3
公債費	1,873,579	4.1	2,014,193	4.8	△ 140,614	△ 7.0
投資的経費	5,117,364	11.1	3,965,062	9.4	1,152,302	29.1
普通建設事業費	5,117,364	11.1	3,965,062	9.4	1,152,302	29.1
補助事業費	1,964,395	4.3	591,559	1.4	1,372,836	232.1
単独事業費	2,039,463	4.4	2,223,871	5.3	△ 184,408	△ 8.3
その他	1,113,506	2.4	1,149,632	2.7	△ 36,126	△ 3.1
災害復旧事業費	0	0.0	0	0.0	0	—
失業対策事業費	0	0.0	0	0.0	0	—
その他経費	17,570,576	38.1	16,952,569	40.3	618,007	3.6
物件費	8,747,820	19.0	7,852,407	18.7	895,413	11.4
維持補修費	129,729	0.3	111,263	0.3	18,466	16.6
補助費等	3,929,295	8.5	3,254,130	7.7	675,165	20.7
積立金	13,588	0.0	8,170	0.0	5,418	66.3
投資及び出資金	0	0.0	0	0.0	0	—
貸付金	0	0.0	0	0.0	0	—
繰出金	4,700,144	10.2	5,676,599	13.5	△ 976,455	△ 17.2
予備費	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0

3 歳出の状況（目的別）

歳出を目的別にみた主な特徴は、次のとおりである。

- (1) 総務費は、システム開発委託料、市ホームページ改修関連費用などが減となったが、システム標準化関連費用、第1種会計年度任用職員報酬、国勢調査調査員・指導員報酬などの増が影響し、総額では21.2%の増となった。
- (2) 民生費は、南山小学校学童クラブ増築工事請負費、国民健康保険事業特別会計繰出金などが減となったが、児童手当、民間保育所等運営委託料、障害介護給付費、こども誰でも通園制度プレ事業補助金などの増が影響し、総額では10.4%の増となった。
- (3) 衛生費は、予防接種委託料、妊婦のための支援給付事業委託料、多摩川衛生組合塵芥処理負担金の増などで7.1%の増となった。
- (4) 農林費は、剪定枝破砕処理車購入費、都市農業経営力強化事業補助金の増などで46.6%の増となった。
- (5) 商工費は、TOKYO GIANTS TOWN 文字サイン製作設置等委託料、GOOD CYCLE JAPAN推進モデルルート活用8市連携事業補助金、ジャイアンツタウンスタジアム周辺自治体連携活動協議会補助金の増などで11.6%の増となった。
- (6) 土木費は、市内公園整備等工事請負費、橋梁等補修工事請負費、道路改修整備に係る用地取得に伴う損失補償金などが増となったが、土地区画整理事業特別会計繰出金、多3・4・12号読売ランド線受託事業費などの減が影響し、総額では4.0%の減となった。
- (7) 消防費は、消防デジタル無線設備更新整備費、防災行政無線設備更新整備費、消防署受変電設備改修工事請負費の増などで22.4%の増となった。
- (8) 教育費は、第一調理場Ⅱ期用地購入費、第三小学校校舎建替工事基本設計及び実施設計等委託料などが減となったが、第三小学校校舎建替工事請負費、第二小学校校舎増築工事請負費、稲城市学校給食費保護者負担分補助金などの増が影響し、総額では17.2%の増となった。

（内訳）

（単位：千円、%）

区分	令和7年度		令和6年度		対前年度比較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
議会費	309,987	0.7	311,841	0.7	△ 1,854	△ 0.6
総務費	4,795,983	10.4	3,957,111	9.4	838,872	21.2
民生費	20,310,688	44.1	18,398,072	43.7	1,912,616	10.4
衛生費	4,394,853	9.5	4,104,591	9.8	290,262	7.1
労働費	25,330	0.1	27,953	0.1	△ 2,623	△ 9.4
農林費	112,430	0.2	76,695	0.2	35,735	46.6
商工費	245,343	0.5	219,892	0.5	25,451	11.6
土木費	5,746,068	12.5	5,986,144	14.2	△ 240,076	△ 4.0
消防費	1,511,927	3.3	1,235,312	2.9	276,615	22.4
教育費	6,676,812	14.5	5,698,196	13.6	978,616	17.2
公債費	1,873,579	4.1	2,014,193	4.8	△ 140,614	△ 7.0
予備費	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0
歳出合計	46,053,000	100.0	42,080,000	100.0	3,973,000	9.4

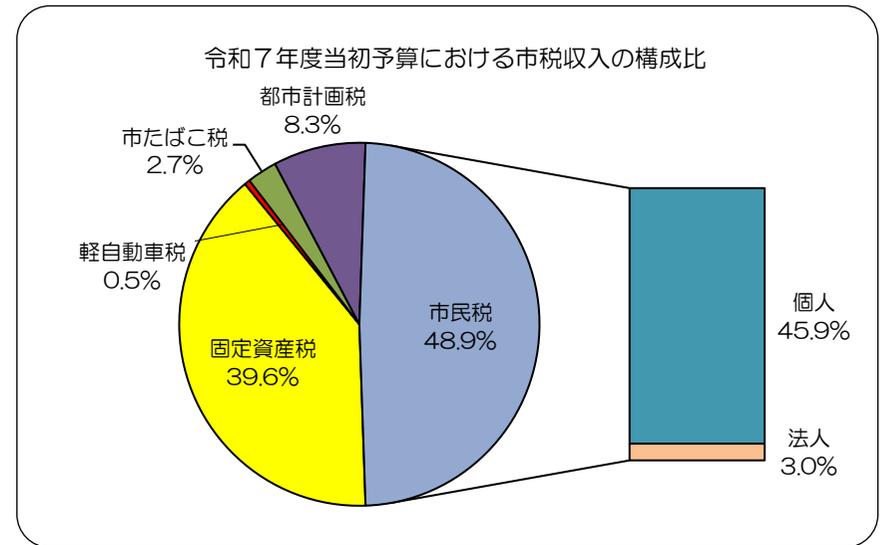
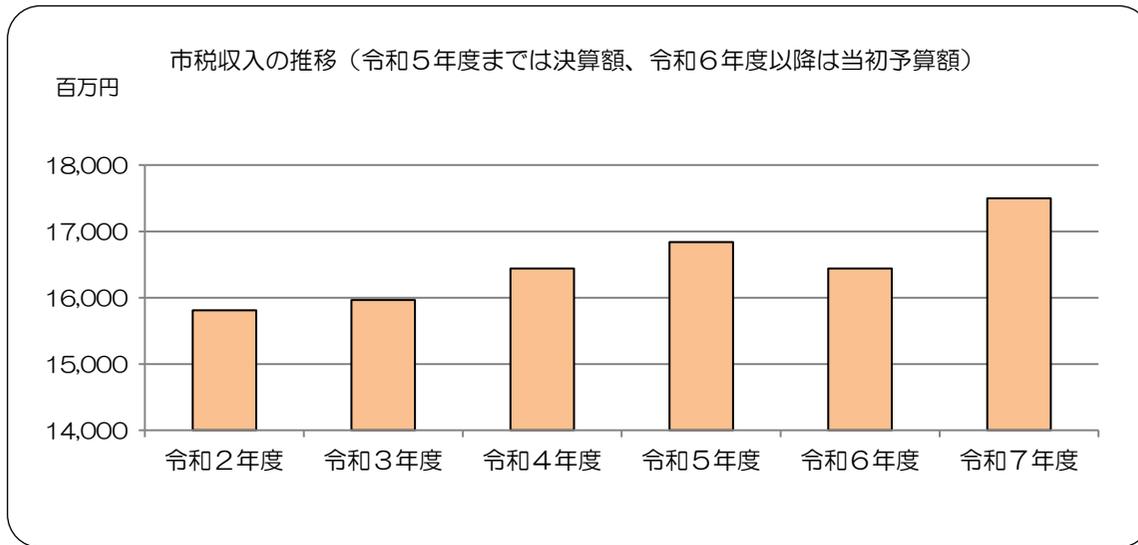
市税収入の推移

(単位：千円、%)

区 分	令和2年度（決算）			令和3年度（決算）			令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（当初予算）			令和7年度（当初予算）			
	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	予算額	構成比	増減率	予算額	構成比	増減額	増減率
市 民 税	7,709,162	48.7	△ 0.2	7,828,189	49.0	1.5	8,018,569	48.8	2.4	8,199,763	48.7	2.3	7,790,652	47.4	△ 4.5	8,553,214	48.9	762,562	9.8
個 人	7,262,254	45.9	2.0	7,279,484	45.6	0.2	7,533,925	45.8	3.5	7,678,739	45.6	1.9	7,295,873	44.4	△ 4.8	8,025,263	45.9	729,390	10.0
法 人	446,908	2.8	△ 26.0	548,705	3.4	22.8	484,644	3.0	△ 11.7	521,024	3.1	7.5	494,779	3.0	0.0	527,951	3.0	33,172	6.7
固定資産税	6,302,611	39.9	1.5	6,293,923	39.5	△ 0.1	6,515,680	39.6	3.5	6,682,872	39.7	2.6	6,673,621	40.6	1.2	6,929,333	39.6	255,712	3.8
純固定資産税	6,222,678	39.4	1.5	6,216,797	38.9	△ 0.1	6,440,316	39.2	3.6	6,611,643	39.3	2.7	6,603,153	40.2	1.2	6,860,021	39.2	256,868	3.9
交付金	79,933	0.5	△ 3.3	77,126	0.5	△ 3.5	75,364	0.4	△ 2.3	71,229	0.4	△ 5.5	70,468	0.4	△ 1.1	69,312	0.4	△ 1,156	△ 1.6
軽自動車税	78,817	0.5	7.7	81,571	0.5	3.5	86,416	0.5	5.9	88,916	0.5	2.9	88,469	0.5	0.7	92,630	0.5	4,161	4.7
市たばこ税	429,754	2.7	3.1	462,957	2.9	7.7	472,597	2.9	2.1	480,149	2.9	1.6	480,722	2.9	5.0	470,174	2.7	△ 10,548	△ 2.2
都市計画税	1,289,531	8.2	1.6	1,296,017	8.1	0.5	1,346,887	8.2	3.9	1,386,130	8.2	2.9	1,404,519	8.6	2.3	1,452,808	8.3	48,289	3.4
合 計	15,809,875	100.0	0.8	15,962,657	100.0	1.0	16,440,149	100.0	3.0	16,837,830	100.0	2.4	16,437,983	100.0	△ 1.4	17,498,159	100.0	1,060,176	6.4

※令和5年度までは決算額、令和6年度及び令和7年度は当初予算額

※令和6年度（当初予算）の増減率は、令和5年度当初予算との比較によるもの



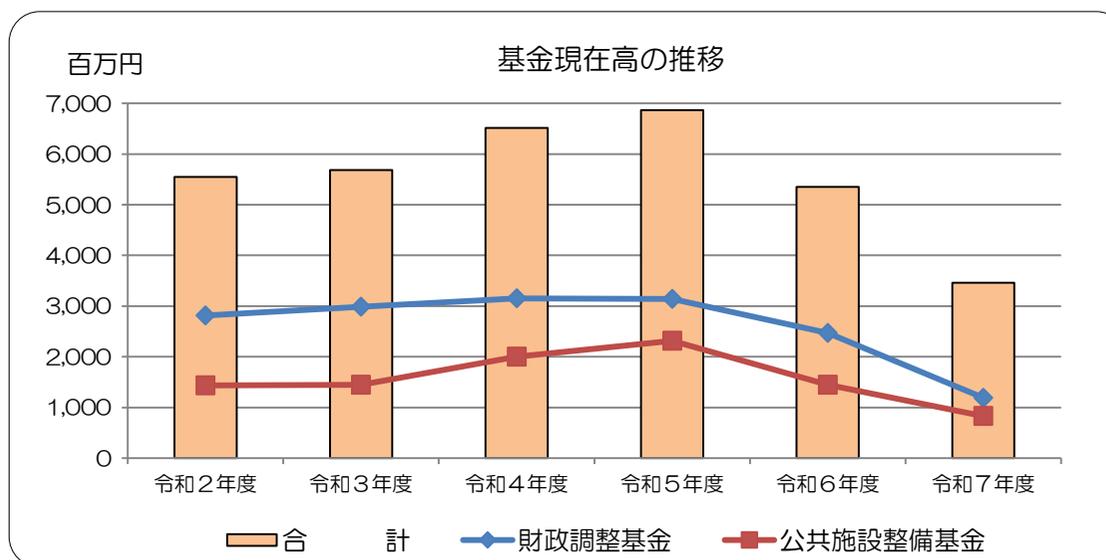
基金の状況

(単位：千円)

区 分	令和2年度末現在高	令和3年度末現在高	令和4年度末現在高	令和5年度末現在高	令和6年度末現在高	(令和7年度中積立)	(令和7年度中取崩)	令和7年度末現在高	指数
財 政 調 整 基 金	2,813,348	2,987,320	3,151,405	3,142,334	2,467,327	(10,517)	(1,286,458)	1,191,386	42
都市計画事業資金積立基金	50,013	14	17,057	1	2	(1)	(0)	3	0
庁舎建設基金	15,116	95,117	175,118	255,133	335,221	(812)	(0)	336,033	2223
公共施設整備基金	1,436,515	1,446,979	2,003,332	2,314,209	1,446,052	(1,158)	(617,726)	829,484	58
緑化推進基金	1,000,642	1,000,793	1,000,794	984,466	984,937	(985)	(0)	985,922	99
まちづくり推進事業基金	36,778	36,779	36,780	36,781	0	-	-	-	-
長寿社会福祉基金	114,578	114,596	114,597	114,617	114,674	(114)	(0)	114,788	100
森林環境譲与税基金	580	1,212	1,213	1,749	1,750	(1)	(1,751)	0	0
新型コロナウイルス感染症対策基金	77,527	0	-	-	-	-	-	-	-
まち・ひと・しごと創生基金	-	-	13,329	16,737	0	(0)	(0)	0	-
合 計	5,545,097	5,682,810	6,513,625	6,866,027	5,349,963	(13,588)	(1,905,935)	3,457,616	62

※令和6年度末現在高及び令和7年度末現在高については、見込額

※指数は、令和2年度末現在高を100とした場合の令和7年度末現在高における値



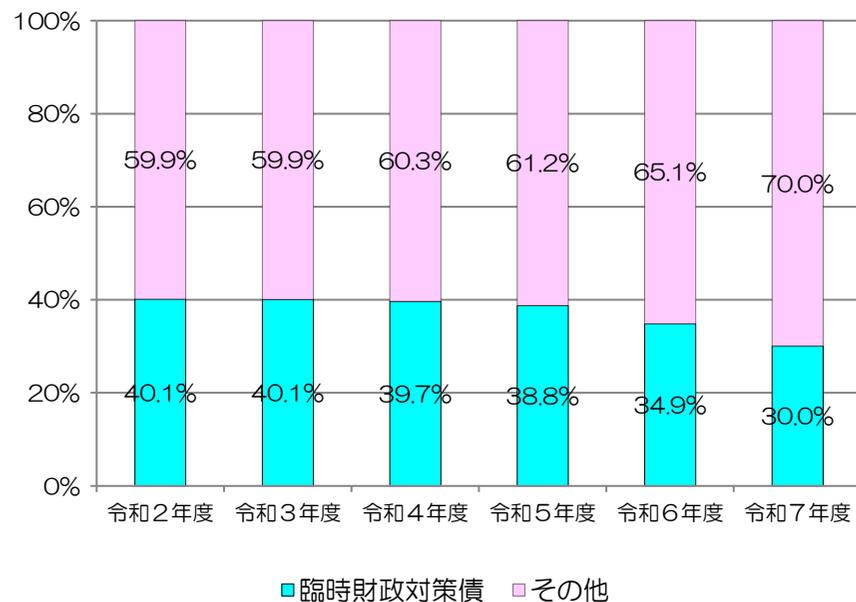
市債の状況

(単位：千円)

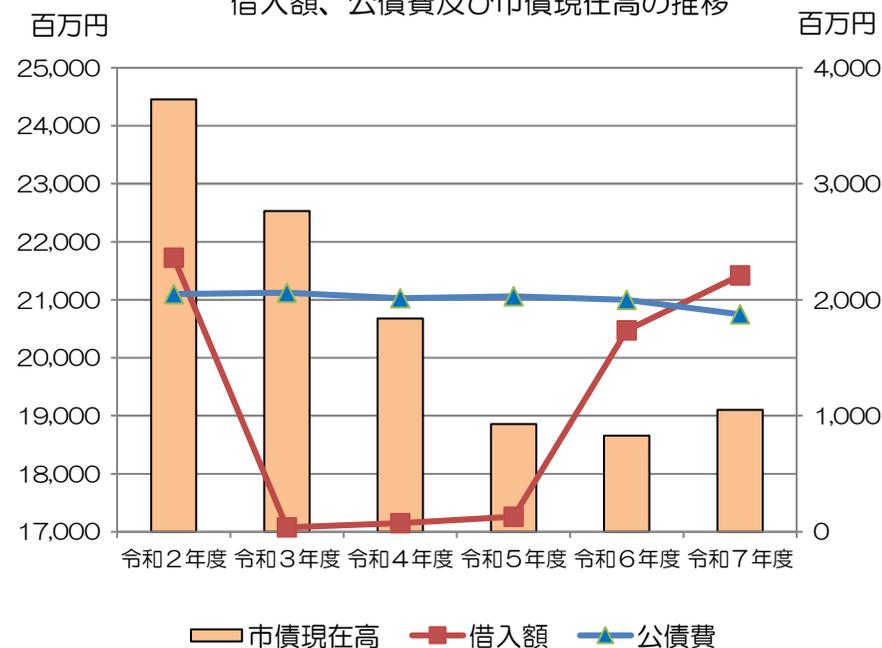
区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
借 入 額	2,361,652	37,600	72,600	131,100	1,736,204	2,209,600
うち臨時財政対策債	583,852	0	0	0	25,904	0
公 債 費	2,048,025	2,060,726	2,013,041	2,029,966	1,999,648	1,873,579
うち臨時財政対策債	805,256	801,607	849,123	905,305	839,515	788,567
市 債 現 在 高	24,454,744	22,531,597	20,677,240	18,855,224	18,660,239	19,098,626
うち臨時財政対策債	9,813,132	9,033,119	8,199,141	7,306,606	6,503,520	5,735,220

※令和5年度までは決算額、令和6年度は決算見込額、令和7年度は当初予算額

市債現在高の構成割合



借入額、公債費及び市債現在高の推移



令和7年度当初予算 歳入歳出予算調書（総括）

会計名 01一般会計

(単位：千円、%)

区分	款 名 称	本 年 度			前 年 度			増 減 額 ・ 率						構 成 比	
		予算額	特定財源	一般財源	予算額	特定財源	一般財源	金 額		特定財源		一般財源		本年度	前年度
		A=B+C	B	C	D=E+F	E	F	G=A-D	G/D	H=B-E	H/E	I=C-F	I/F		
歳入	市税	17,498,159	0	17,498,159	16,437,983	0	16,437,983	1,060,176	6.4	0	-	1,060,176	6.4	38.0	39.1
	地方譲与税	160,353	0	160,353	179,389	0	179,389	△ 19,036	△ 10.6	0	-	△ 19,036	△ 10.6	0.3	0.4
	利子割交付金	95,739	0	95,739	28,837	0	28,837	66,902	232.0	0	-	66,902	232.0	0.2	0.1
	配当割交付金	234,020	0	234,020	170,666	0	170,666	63,354	37.1	0	-	63,354	37.1	0.5	0.4
	株式等譲渡所得割交付金	284,919	0	284,919	176,382	0	176,382	108,537	61.5	0	-	108,537	61.5	0.6	0.4
	法人事業税交付金	308,855	0	308,855	284,389	0	284,389	24,466	8.6	0	-	24,466	8.6	0.7	0.7
	地方消費税交付金	2,336,886	0	2,336,886	2,154,941	0	2,154,941	181,945	8.4	0	-	181,945	8.4	5.1	5.1
	ゴルフ場利用税交付金	76,932	0	76,932	78,150	0	78,150	△ 1,218	△ 1.6	0	-	△ 1,218	△ 1.6	0.2	0.2
	環境性能割交付金	61,925	0	61,925	50,805	0	50,805	11,120	21.9	0	-	11,120	21.9	0.1	0.1
	国有提供施設等所在市町村助成交付金等	249,340	0	249,340	247,691	0	247,691	1,649	0.7	0	-	1,649	0.7	0.5	0.6
	地方特例交付金	105,271	0	105,271	559,028	0	559,028	△ 453,757	△ 81.2	0	-	△ 453,757	△ 81.2	0.2	1.3
	地方交付税	742,418	0	742,418	772,206	0	772,206	△ 29,788	△ 3.9	0	-	△ 29,788	△ 3.9	1.6	1.8
	交通安全対策特別交付金	8,574	0	8,574	8,623	0	8,623	△ 49	△ 0.6	0	-	△ 49	△ 0.6	0.0	0.0
	分担金及び負担金	302,006	302,006	0	302,369	302,369	0	△ 363	△ 0.1	△ 363	△ 0.1	0	0.0	0.7	0.7
	使用料及び手数料	624,743	622,610	2,133	638,417	636,232	2,185	△ 13,674	△ 2.1	△ 13,622	△ 2.1	△ 52	△ 2.4	1.4	1.5
	国庫支出金	7,908,807	7,908,807	0	6,160,599	6,160,599	0	1,748,208	28.4	1,748,208	28.4	0	0.0	17.2	14.7
	都支出金	8,250,379	8,250,379	0	7,073,727	7,073,727	0	1,176,652	16.6	1,176,652	16.6	0	0.0	17.9	16.8
	財産収入	140,878	74,968	65,910	19,570	8,029	11,541	121,308	619.9	66,939	833.7	54,369	471.1	0.3	0.1
	寄附金	27,516	23,945	3,571	24,651	20,767	3,884	2,865	11.6	3,178	15.3	△ 313	△ 8.1	0.1	0.1
	繰入金	1,939,924	653,466	1,286,458	2,075,371	1,204,264	871,107	△ 135,447	△ 6.5	△ 550,798	△ 45.7	415,351	47.7	4.2	4.9
繰越金	300,000	0	300,000	300,000	0	300,000	0	0.0	0	-	0	0.0	0.7	0.7	
諸収入	2,185,756	2,075,173	110,583	2,200,701	2,168,150	32,551	△ 14,945	△ 0.7	△ 92,977	△ 4.3	78,032	239.7	4.7	5.2	
市債	2,209,600	2,209,600	0	2,135,505	2,104,600	30,905	74,095	3.5	105,000	5.0	△ 30,905	△ 100.0	4.8	5.1	
歳入合計	46,053,000	22,120,954	23,932,046	42,080,000	19,678,737	22,401,263	3,973,000	9.4	2,442,217	12.4	1,530,783	6.8	100.0	100.0	
歳出	議会費	309,987	0	309,987	311,841	0	311,841	△ 1,854	△ 0.6	0	-	△ 1,854	△ 0.6	0.7	0.7
	総務費	4,795,983	917,553	3,878,430	3,957,111	812,094	3,145,017	838,872	21.2	105,459	13.0	733,413	23.3	10.4	9.4
	民生費	20,310,688	12,456,776	7,853,912	18,398,072	10,771,198	7,626,874	1,912,616	10.4	1,685,578	15.6	227,038	3.0	44.1	43.7
	衛生費	4,394,853	1,761,388	2,633,465	4,104,591	1,861,983	2,242,608	290,262	7.1	△ 100,595	△ 5.4	390,857	17.4	9.5	9.8
	労働費	25,330	7,317	18,013	27,953	6,954	20,999	△ 2,623	△ 9.4	363	5.2	△ 2,986	△ 14.2	0.1	0.1
	農林費	112,430	24,120	88,310	76,695	10,313	66,382	35,735	46.6	13,807	133.9	21,928	33.0	0.2	0.2
	商工費	245,343	34,157	211,186	219,892	14,767	205,125	25,451	11.6	19,390	131.3	6,061	3.0	0.5	0.5
	土木費	5,746,068	2,987,268	2,758,800	5,986,144	3,362,363	2,623,781	△ 240,076	△ 4.0	△ 375,095	△ 11.2	135,019	5.1	12.5	14.2
	消防費	1,511,927	376,603	1,135,324	1,235,312	160,256	1,075,056	276,615	22.4	216,347	135.0	60,268	5.6	3.3	2.9
	教育費	6,676,812	3,551,035	3,125,777	5,698,196	2,670,760	3,027,436	978,616	17.2	880,275	33.0	98,341	3.2	14.5	13.6
	公債費	1,873,579	4,737	1,868,842	2,014,193	8,049	2,006,144	△ 140,614	△ 7.0	△ 3,312	△ 41.1	△ 137,302	△ 6.8	4.1	4.8
予備費	50,000	0	50,000	50,000	0	50,000	0	0.0	0	-	0	0.0	0.1	0.1	
歳出合計	46,053,000	22,120,954	23,932,046	42,080,000	19,678,737	22,401,263	3,973,000	9.4	2,442,217	12.4	1,530,783	6.8	100.0	100.0	
歳入歳出差引額	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	-	-	

令和7年度当初予算 予算歳出性質別集計表

会計名 〇1一般会計

(単位：千円、%)

区 分	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	合 計		前 年 度		対 前 年 度		
	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林費	商工費	土木費	消防費	教育費	公債費	予備費	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率	
人件費	280,414	2,600,656	1,136,144	270,384	0	51,481	84,676	396,110	1,021,318	942,510	0	0	6,783,693	14.8	6,276,213	14.9	507,480	8.1	
(職員給)	54,558	1,076,516	896,102	205,044	0	37,610	65,109	331,589	835,545	453,452	0	0	3,955,525	8.6	3,785,206	9.0	170,319	4.5	
(その他)	225,856	1,524,140	240,042	65,340	0	13,871	19,567	64,521	185,773	489,058	0	0	2,828,168	6.2	2,491,007	5.9	337,161	13.5	
扶助費	0	48,515	14,490,493	76,260	0	0	0	0	0	92,520	0	0	14,707,788	31.9	12,871,963	30.6	1,835,825	14.3	
公債費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,873,579	0	1,873,579	4.1	2,014,193	4.8	△ 140,614	△ 7.0	
(元利償還金)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,872,579	0	1,872,579	4.1	2,014,093	4.8	△ 141,514	△ 7.0	
(一時借入金)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,000	0	1,000	0.0	100	0.0	900	900.0	
小 計	280,414	2,649,171	15,626,637	346,644	0	51,481	84,676	396,110	1,021,318	1,035,030	1,873,579	0	23,365,060	50.8	21,162,369	50.3	2,202,691	10.4	
物件費	21,752	1,983,542	442,839	2,437,082	0	5,163	30,051	864,581	145,224	2,817,586	0	0	8,747,820	19.0	7,852,407	18.7	895,413	11.4	
維持補修費	0	8,354	321	5,097	0	0	0	56,638	1,840	57,479	0	0	129,729	0.3	111,263	0.3	18,466	16.6	
補助費等	7,821	114,213	1,080,138	1,605,670	25,330	28,226	111,333	349,277	63,815	543,472	0	0	3,929,295	8.5	3,254,130	7.7	675,165	20.7	
積立金	0	13,588	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13,588	0.0	8,170	0.0	5,418	66.3	
投資・出資・貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	-	
繰出金	0	0	2,927,653	0	0	0	0	1,772,491	0	0	0	0	4,700,144	10.2	5,676,599	13.5	△ 976,455	△ 17.2	
投資の経費	0	27,115	233,100	360	0	27,560	19,283	2,306,971	279,730	2,223,245	0	0	5,117,364	11.1	3,965,062	9.4	1,152,302	29.1	
普通建設	0	27,115	233,100	360	0	27,560	19,283	2,306,971	279,730	2,223,245	0	0	5,117,364	11.1	3,965,062	9.4	1,152,302	29.1	
(補助事業)	0	0	199,250	0	0	0	0	144,931	136,026	1,484,188	0	0	1,964,395	4.3	591,559	1.4	1,372,836	232.1	
(単独事業)	0	27,115	33,850	360	0	27,560	19,283	2,162,040	143,704	739,057	0	0	3,152,969	6.8	3,373,503	8.0	△ 220,534	△ 6.5	
災害復旧事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	-	
予備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50,000	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0	
合 計	予 算 額	309,987	4,795,983	20,310,688	4,394,853	25,330	112,430	245,343	5,746,068	1,511,927	6,676,812	1,873,579	50,000	46,053,000	100.0	42,080,000	100.0	3,973,000	9.4
	構 成 比	0.7	10.4	44.1	9.5	0.1	0.2	0.5	12.5	3.3	14.5	4.1	0.1	100.0					
前年度	予 算 額	311,841	3,957,111	18,398,072	4,104,591	27,953	76,695	219,892	5,986,144	1,235,312	5,698,196	2,014,193	50,000	42,080,000					
	構 成 比	0.7	9.4	43.7	9.8	0.1	0.2	0.5	14.2	2.9	13.6	4.8	0.1	100.0					
対前年度	増 減 額	△ 1,854	838,872	1,912,616	290,262	△ 2,623	35,735	25,451	△ 240,076	276,615	978,616	△ 140,614	0	3,973,000					
	増 減 率	△ 0.6	21.2	10.4	7.1	△ 9.4	46.6	11.6	△ 4.0	22.4	17.2	△ 7.0	0.0	9.4					

令和7年度当初予算 予算歳出節別集計表

会計名 01一般会計

(単位：千円、%)

区 分	01 議会費	02 総務費	03 民生費	04 衛生費	05 労働費	06 農林費	07 商工費	08 土木費	09 消防費	10 教育費	11 公債費	12 予備費	合 計		前年度		対前年度		
													予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率	
01報酬	125,364	649,217	65,325	24,964	0	6,366	7,235	1,005	25,674	389,368	0	0	1,294,518	2.8	1,114,521	2.7	179,997	16.2	
02給料	30,419	603,804	495,662	115,678	0	20,429	35,361	181,932	428,830	253,393	0	0	2,165,508	4.7	2,068,491	4.9	97,017	4.7	
03職員手当	80,553	698,363	400,440	89,366	0	17,181	29,748	149,657	406,715	209,263	0	0	2,081,286	4.4	1,889,388	4.5	191,898	10.2	
04共済費	44,078	372,394	174,717	40,129	0	7,505	12,188	63,516	160,099	90,486	0	0	965,112	2.1	890,366	2.1	74,746	8.4	
05災害補償費		119			0						0	0	119	0.0	117	0.0	2	1.7	
07報償費	165	9,538	16,975	2,327	0	663	1,299	2,450	1,092	18,018	0	0	52,527	0.1	52,613	0.1	△ 86	△ 0.2	
08旅費	3,096	4,248	559	84	0	371	460	335	1,630	894	0	0	11,677	0.0	10,725	0.0	952	8.9	
09交際費	600	1,054	0	0	0	60	0	0	335	890	0	0	2,939	0.0	2,939	0.0	0	0.0	
10需用費	208	101,457	25,384	126,897	0	451	4,125	61,506	53,259	1,124,334	0	0	1,497,621	3.3	1,487,951	3.5	9,670	0.6	
01消耗品費	164	29,673	5,883	112,324	0	321	2,651	6,811	33,032	185,647	0	0	376,506	0.8	422,358	1.0	△ 45,852	△ 10.9	
02燃料費	0	3,679	197	61	0	3	0	0	5,681	3,697	0	0	13,318	0.0	11,955	0.0	1,363	11.4	
03食糧費	22	297	13	39	0	6	0	0	7,361	2,397	0	0	10,135	0.0	7,499	0.0	2,636	35.2	
04印刷製本費	22	6,424	2,553	7,040	0	121	204	1,572	67	4,991	0	0	22,994	0.1	22,325	0.1	669	3.0	
05光熱水費	0	48,546	7,027	1,963	0	0	0	46,963	3,334	330,902	0	0	438,735	1.0	439,898	1.0	△ 1,163	△ 0.3	
06修繕料	0	12,838	2,007	5,167	0	0	1,270	6,160	3,784	88,671	0	0	119,897	0.3	114,463	0.3	5,434	4.7	
07賄材料費	0	0	7,704	0	0	0	0	0	0	508,029	0	0	515,733	1.1	469,164	1.1	46,569	9.9	
09医薬材料費	0	0	0	303	0	0	0	0	0	0	0	0	303	0.0	289	0.0	14	4.8	
11役務費	126	212,629	18,269	9,681	0	0	588	2,854	22,625	84,241	0	0	351,013	0.8	227,835	0.5	123,178	54.1	
12委託料	13,885	1,219,573	5,639,697	2,363,448	0	4,281	42,314	952,110	96,694	1,534,670	0	0	11,866,672	25.8	10,714,956	25.5	1,151,716	10.7	
13使用料・賃借料	3,761	447,841	21,284	2,907	0	0	1,881	74,496	14,567	212,805	0	0	779,542	1.7	602,462	1.4	177,080	29.4	
14工事請負費	0	22,381	32,258	0	0	0	0	1,390,450	39,422	1,638,352	0	0	3,122,863	6.8	1,531,562	3.7	1,591,301	103.9	
15原材料費	0	1,444	41	0	0	0	0	3,032	256	1,248	0	0	6,021	0.0	4,489	0.0	1,532	34.1	
16公有財産購入費	0	0	0	0	0	0	0	386,995	0	0	0	0	386,995	0.8	734,372	1.8	△ 347,377	△ 47.3	
17備品購入費	76	11,916	593	155	0	21,780	0	990	199,082	66,389	0	0	300,981	0.7	93,247	0.2	207,734	222.8	
18負担金補助・交付金	7,656	389,043	1,219,071	1,603,407	25,330	33,343	110,144	346,273	60,281	517,292	0	0	4,311,840	9.4	3,655,499	8.7	656,341	18.0	
19扶助費	0	0	9,272,759	15,771	0	0	0	0	0	92,520	0	0	9,381,050	20.4	8,205,876	19.5	1,175,174	14.3	
20貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	-	
21補償補填・賠償金	0	100	0	0	0	0	0	355,976	750	2,162	0	0	358,988	0.8	322,016	0.8	36,972	11.5	
22償還金利子・割引料	0	37,000	1	39	0	0	0	0	0	440,487	1,873,579	0	2,351,106	5.1	2,734,794	6.5	△ 383,688	△ 14.0	
23投資・出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	-	
24積立金	0	13,588	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13,588	0.0	8,170	0.0	5,418	66.3	
26公課費	0	274	0	0	0	0	0	0	616	0	0	0	890	0.0	1,012	0.0	△ 122	△ 12.1	
27繰出金	0	0	2,927,653	0	0	0	0	1,772,491	0	0	0	0	4,700,144	10.2	5,676,599	13.5	△ 976,455	△ 17.2	
28予備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50,000	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0	
合 計	予算額	309,987	4,795,983	20,310,688	4,394,853	25,330	112,430	245,343	5,746,068	1,511,927	6,676,812	1,873,579	50,000	46,053,000	100.0	42,080,000	100.0	3,973,000	9.4
	構成比	0.7	10.4	44.1	9.5	0.1	0.2	0.5	12.5	3.3	14.5	4.1	0.1	100.0					
前年度	予算額	311,841	3,957,111	18,398,072	4,104,591	27,953	76,695	219,892	5,986,144	1,235,312	5,698,196	2,014,193	50,000	42,080,000					
	構成比	0.7	9.4	43.7	9.8	0.1	0.2	0.5	14.2	2.9	13.6	4.8	0.1	100.0					
対前年度	増減額	△ 1,854	838,872	1,912,616	290,262	△ 2,623	35,735	25,451	△ 240,076	276,615	978,616	△ 140,614	0	3,973,000					
	増減率	△ 0.6	21.2	10.4	7.1	△ 9.4	46.6	11.6	△ 4.0	22.4	17.2	△ 7.0	0.0	9.4					

令和7年度予算の特徴

I. 子育て・教育・文化

～育ち・学びを通じてだれもが輝けるまち 稲城

1. 育ち育てる力の充実 [11,090,931千円]

(1) 育ち育てる環境の充実

- 新** こども誰でも通園制度プレ事業
- レ** 第四文化センター学童クラブの民営化
- レ** 第四文化センター児童館の民営化
- レ** 地域子育て相談機関の設置
- 建** (仮称) 第三小学校学童クラブ建設工事

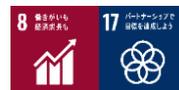


(2) 育ち育てる相談・支援体制の充実

- 新** 養育費確保支援事業
- 新** 妊婦のための支援給付
- レ** 産後ケア事業の拡充



(3) 青少年の健全育成



2. 生きぬく力の育成 [4,738,372千円]

(1) 義務教育の内容の充実

- レ** 稲城市立小中学校における英語教育の向上事業



(2) 教育環境の充実

- レ** GIGAスクール構想第2期に向けたタブレット端末の整備
- 建** 稲城第二小学校校舎増築工事
- 建** 稲城第二小学校特別教室空調設備設置工事
- 建** 稲城第三小学校校舎建替工事
- 建** 稲城第五中学校体育館屋上防水改修工事
- 建** 中学校特別教室空調設備設置工事
- 建** 学校給食共同調理場第一調理場植栽工事
- 建** 学校給食共同調理場第二調理場スチームコンベクションオープンの更新



3. 生涯にわたる学習活動と文化・芸術の振興 [894,017千円]

(1) 生涯学習の推進

- 建** 中央文化センター4階東側空調設備改修工事



(2) 歴史・文化・芸術の振興



Ⅱ. 保健・医療・福祉

～だれもが地域で健やかに暮らせるまち 稲城

1. 健やかな暮らしと医療の充実 〔 1,455,659千円 〕

(1)健康づくりの推進

レ 令和8年度・胃がん検診及び肺がん検診の検診方法の見直しに係る体制整備



(2)地域医療体制の充実

新 第二次稲城市医療計画の策定



(3)市立病院の充実

- ・ 市立病院改築工事(高温水ボイラー更新工事等)
- ・ 市立病院機器・備品購入(放射線画像システムの更新等)



2. 安心して暮らせる地域福祉 〔 6,571,949千円 〕

(1)地域福祉の展開

建 ふれあいセンター若葉台の開設



(2)高齢者福祉の充実

新 介護職員永年勤続表彰制度

新 地域密着型サービス事業所の開設準備経費の補助

新 稲城市地域包括ケア計画
(稲城市高齢者福祉計画(第5次)・稲城市介護保険事業計画(第10期))の策定



(3)障害者(児)福祉の充実



(4)生活の安定と自立への支援の充実



3. 公的医療保険と年金制度の推進 〔 1,999,372千円 〕

レ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業委託
(健康状態不明者の把握・支援の追加)



Ⅲ. 環境・経済・観光

～水と緑につつまれ 活力あふれる賑わいのまち 稲城

1. 地域循環共生圏形成の推進 [2,380,276千円]

(1) 環境負荷の低減と地球温暖化対策の推進



(2) 循環型社会づくり



新 クリーンセンター多摩川への粗大ごみ等の直接持ち込みに係るごみ処理手数料のオンライン決済導入

(3) 良好な生活環境の保持・増進



(4) 生物多様性の保全



2. 豊かな水と緑のあるまちづくり [730,589千円]

(1) 自然環境の保全と緑の創出



(2) 水と緑・公園の魅力の向上

レ 稲城市立公園駐車場の機器の更新及びキャッシュレス化

建 吉方公園改修整備事業

建 JR南武線高架下公園整備事業

建 (仮称) 根方谷戸公園整備事業

建 南山地区における公園整備事業



3. 活力あふれるまちづくりと魅力の発信 [612,825千円]

(1) 持続可能な都市農業の振興

レ 黄色LED導入による梨の重要害虫被害低減事業



(2) 商工業の活性化



(3) スポーツ・レクリエーション活動の振興

新 ジャイアンツタウン スタジアム周辺自治体連携活動事業

建 体育施設照明LED化工事



(4) 賑わいの創出による観光のまちづくりの推進

新 第三次稲城市観光基本計画の策定

レ GOOD CYCLE JAPAN推進モデルルート活用8市連携事業

建 TOKYO GIANTS TOWN 文字サイン製作設置等委託



IV. 都市基盤整備・消防・防犯

～安全でだれもが安心して快適に暮らせるまち 稲城

1. 安心して暮らせるまちづくり 〔1,798,921千円〕

(1) 計画的で適切な土地利用の推進



(2) 市街地の整備

- ・ 公共施行土地区画整理事業業務委託
- ・ 組合施行土地区画整理事業補助金



(3) 市街地の再生



2. 便利で快適な生活環境の整備 〔2,809,852千円〕

(1) 道路環境の向上

建 多7・5・3号線新設整備事業

建 市道537号線整備事業（鶴川街道（百村区間）整備に伴う市道取付道路の整備）

建 市道638号線整備事業

建 市道1702号線舗装補修工事

建 市道910号線舗装補修工事

建 多3・4・12号読売ランド線受託事業

建 橋梁長寿命化修繕工事



(2) 交通環境(モビリティ)の向上

建 稲城駅南口駅前広場整備事業

建 京王よみうりランド駅南口駅前広場整備事業

新 新モビリティ交通実証実験



(3) 衛生環境の向上

新 下水道維持管理におけるウォーターPPPの導入検討

- ・ 南山東部土地区画整理事業関連下水道工事
- ・ 下水道污水管路工事・設計等



(4) 総合的な水害対策の推進

建 管堀整備事業

建 押立堀排水機場蓄電池修繕工事

- ・ 南山東部土地区画整理事業関連下水道工事
- ・ 下水道雨水管路工事・設計等
- ・ 組合施行土地区画整理公共下水道雨水調整池建設費負担金



3. 安全で安心な暮らしを守る対策 [490,428千円]

(1) 消防体制の充実

- 建 消防デジタル無線設備更新整備事業
- 建 稲城消防署非常用発電機更新整備事業
- 建 全天候型小型無人航空機（ドローン）整備事業



(2) 救急医療体制の充実

(3) 地域防災活動の推進

- 新 災害時における建物確認用ヘルメットの購入
- レ 耐震化施策の拡充
- レ いなぎ防災マップの更新
- 建 防災行政無線設備の更新及び防災アプリの導入
- 建 向陽台小学校体育館バリアフリートイレ設置工事

(4) 防犯活動の推進

- レ 特殊詐欺被害防止のための防犯対策事業

(5) 安全で安心な消費生活の推進



V. 市民・行政

～みんなで作る 持続可能な市民のまち 稲城

1. 互いに尊重し合う意識の醸成 [3,589千円]



2. コミュニティの充実と交流の推進 [91,565千円]

(1) コミュニティの育成支援



(2) 都市間交流・多文化交流の推進

新 友好都市提携10周年の記念品作成



3. 市民が参加するまちづくり [42,884千円]

(1) 市民と行政の情報の共有

レ デジタル人材の任用



(2) 市民協働の推進



4. 持続可能な自治体運営 [4,441,034千円]

(1) 健全な行財政運営

新 稲城市制施行55周年記念ロゴマーク作成

新 持続可能な行財政運営のための調査研究

建 稲城市庁舎の施設設備における災害対策（受変電設備改修工事）



(2) 行政サービスの向上を担う人材の育成と配置

新 南多摩3市合同採用説明会



(3) 情報システムを活用した行政サービスの向上

新 BPR推進アドバイザー業務委託

レ 公共施設予約システムの更新

レ 稲城市役所第一・第二・第三駐車場のキャッシュレス化



令和7年度予算の特徴の補足説明

新規事業

(単位：千円)

部局	事業	7年度 予算額	事業内容
企画部	(企画政策課) 友好都市提携10周年の 記念品作成	84	相馬市、野沢温泉村との友好都市提携10周年の 記念品を作成する。
	(企画政策課) 稲城市制施行55周年記 念ロゴマーク作成	63	稲城市制施行55周年の機運醸成を図るために記 念ロゴマークを作成する。
	(企画政策課) 持続可能な行財政運営の ための調査研究	15,103	持続可能な行財政運営のために検討を要する事業 について、調査・研究を行う。
	(ICT推進課) BPR推進アドバイザー 業務委託	13,200	デジタル技術に関する知見を有する民間事業者の 力を活用し、原課での業務フローの見直し(BPR) 等の支援を行い、行政手続きのオンライン化 を推進する。
総務部	(総務契約課・教育総務課) 災害時における建物確認 用ヘルメットの購入	751	災害時における建物の被災状況の確認等の際に、 安全が確保できるよう、防災ヘルメットを購入す る。
	(人事課) 南多摩3市合同採用説明 会	5,000※	採用試験受験者数が減少傾向にある中、広域的か つ効果的に職員採用についてPRを行うため、稲 城市・多摩市・日野市の3市合同説明会を実施す る。 ※令和7年度は多摩市負担。
産業 文化 部	(観光課) ジャイアンツタウン ス タジアム周辺自治体連携 活動事業	5,000	読売巨人軍と協定を結ぶ6市の広域連携事業とし て、新たに開業するジャイアンツタウン スタジ アムを会場とするイベントを実施し、ジャイアン ツのホームタウンとしての認知度の拡大を図る。
	(観光課) 第三次稲城市観光基本計 画の策定	144	令和3年3月に策定された第二次稲城市観光基本 計画が令和7年度をもって計画期間満了となるこ とから、令和8年度から12年度まで5か年の計 画について策定作業を行う。

福祉部	(高齢福祉課) 介護職員永年勤続表彰制度	90	市内介護保険サービス事業所に勤務する介護職員に対して、永年勤続表彰を行い、市民への介護サービス提供に係る功績をたたえる。
	(高齢福祉課) 地域密着型サービス事業所の開設準備経費の補助	16,600	令和7年度に開設を予定している定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の開設にあたり、開設準備にかかった経費について補助を行う。
	(高齢福祉課) 稲城市地域包括ケア計画(稲城市高齢者福祉計画(第5次)・稲城市介護保険事業計画(第10期))の策定	6,256	現行計画が令和8年度で終了となることから、令和9年度から11年度までを計画期間とする計画を令和7年度から令和8年度までの2か年で策定する。
	(健康課) 第二次稲城市医療計画の策定	10,000	現行計画の計画期間満了に伴い、高齢化の進展を踏まえた計画改定を行う。
子ども福祉部	(子育て支援課) こども誰でも通園制度プレ事業	56,732	子どもの健やかな成長を図るため、保護者の就労等の有無にかかわらず、幼稚園等で未就園児を定期的に預かり、令和8年度からのこども誰でも通園制度につなげる事業として実施する。
	(子育て支援課) 養育費確保支援事業	400	適正な養育費確保の推進とひとり親家庭の自立支援のため、養育費の確保に係る手続きに必要な費用の一部を補助する。
	(おやこ包括支援センター課) 妊婦のための支援給付	85,290	妊娠・出産・子育てに係る経済的負担の軽減を図るため「妊婦のための支援給付」を創設し、妊産婦に対して妊娠後・出産後にそれぞれ5万円を給付する。
建設部	(管理課) 新モビリティ交通実証実験	40,561	深刻なバス運転手不足や改善基準告示の改正施行などによる公共交通を取り巻く現状の課題に対応するため、新たな交通手段の導入の検証を行う。
都市整備部	(生活環境課) クリーンセンター多摩川への粗大ごみ等の直接持ち込みに係るごみ処理手数料のオンライン決済導入	135	直接クリーンセンター多摩川へ粗大ごみ等を持ち込む際に発生するごみ処理手数料について、新たに二次元コードを介したオンライン決済の導入を図る。
	(下水道課) 下水道維持管理におけるウォーターPPPの導入検討	7,018	下水道施設の持続的な機能確保のため、維持管理の手法など公民連携の可能性の検討を行う。

レベルアップ

(単位：千円)

部局	事業	7年度 予算額 (影響額)	事業内容
企	(秘書広報課・人事課) デジタル人材の任用	3,323 (3,323)	「デジタルを活用した行政情報の発信」を推進していくため、市ウェブサイトの再構築後も改善された状態を保ち、分かりやすい行政情報を発信するとともに、行政情報を発信する職員の業務意識の改革をすすめていく。
画	(ICT推進課・市民協働課・生活福祉課・緑と環境課・教育総務課・生涯学習課・図書館課) 公共施設予約システムの更新	6,583 (6,583)	利用者の利便性の向上及び施設管理業務の効率化を図るため、令和6年度に新システムへ移行した体育施設に引き続き、その他の施設においても新システムに移行するとともに、新たに若葉台公園管理棟会議室を公共施設予約システム対象施設に追加する。
総	(総務契約課) 特殊詐欺被害防止のための防犯対策事業	150 (150)	市民が安全・安心して生活できるよう、防犯機能付き固定電話機への切替支援及びサポート詐欺被害防止啓発封筒の配布を行うことで、特殊詐欺の被害防止を図る。
務	(財産管理課) 稲城市役所第一・第二・第三駐車場のキャッシュレス化	9,824 (△868)	稲城市役所第一、第二及び第三駐車場について、市役所駐車場管理委託の更新にあわせ、キャッシュレス決済を導入する。
市	(保険年金課) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業委託（健康状態不明者の把握・支援の追加）	2,398 (2,398)	医療・健診の受診歴がなく、かつ要介護認定の履歴がない健康状態不明者に対し、医療専門職が訪問して状態を把握し、医療・健診・介護など地域の適切なサービスに接続していくことで、疾病の重症化やフレイルを予防し、本人や家族のQOLの向上を図る。
ス産	(経済課) 黄色LED導入による梨の重要害虫被害低減事業	100 (100)	梨の重要害虫であるシンクイムシ類の被害低減効果を目的として開発された、黄色LEDを導入する農業者に対して補助を行う。
ポ	(観光課) GOOD CYCLE JAPAN推進モデルルート活用8市連携事業	5,000 (5,000)	「自転車のまち稲城」の更なる推進に向け、GOOD CYCLE JAPAN推進モデルルートの指定を受けた都内8市の広域連携の取組として、サイクルツーリズムの推進事業を実施する。
業			
文			
ツ			
部	(健康課) 令和8年度・胃がん検診及び肺がん検診の検診方法の見直しに係る体制整備	1,072 (1,072)	令和8年度から、胃がん検診及び肺がん検診の検診方法の見直しを予定しており、システム整備などの必要な準備行為を令和7年度中に実施する。
化			
福			
社			
部			

子ども福祉部	(児童青少年課) 第四文化センター学童クラブの民営化	17,774 (597)	利用者の多様なニーズに対応するため、新たに第四文化センター学童クラブを民営化する。
	(児童青少年課) 第四文化センター児童館の民営化	16,914 (897)	利用者の多様なニーズに対応するため、新たに第四文化センター児童館を民営化する。
	(おやこ包括支援センター課) 産後ケア事業の拡充	11,083 (8,220)	安心して子育てができる環境を整えるため、稲城市立病院において「日帰り型」を新設し、産後ケア事業の拡充を図る。
	(おやこ包括支援センター課) 地域子育て相談機関の設置	547 (547)	子育て世帯の孤立や不安を解消するため、身近な地域で子育てに関する相談・助言や情報提供を行う地域子育て相談機関を設置する。
建設都市部	(まちづくり再生課・防災課) 耐震化施策の拡充	6,350 (1,376)	令和6年に発生した能登半島地震の被害状況などを踏まえ、さらなる防災力の向上を図るため、木造住宅の耐震化やブロック塀等の安全対策に係る助成制度を拡充する。
整備環境部	(緑と環境課) 稲城市立公園駐車場の機器の更新及びキャッシュレス化	42,398 (21,146)	フラップゲート等の駐車場機器の老朽化に伴い、機器の更新を行うとともに、キャッシュレス決済を導入し、利便性の向上を図る。
消防本部	(防災課) いなぎ防災マップの更新	8,609 (8,609)	現行のいなぎ防災マップを、ハザードマップの区域や各種情報の変更などを反映したものに更新し、防災に関する最新の情報を周知するとともに、継続的な普及啓発を図る。
教育部	(指導課・人事課) 稲城市立小中学校における英語教育の向上事業	46,356 (32,214)	小中学校における英語力向上のため、外国語指導助手(ALT)を増員及び配置時間を拡充することで、児童・生徒が英語に慣れ親しむ環境を整備するとともに、中学校においてオンライン英会話を実施し、コミュニケーションの機会の充実を図る。
	(指導課) GIGAスクール構想第2期に向けたタブレット端末の整備	142,394 (31,688)	令和2年度に導入した児童・生徒1人1台タブレット端末について、耐用年数及び通信契約更新を迎えることから、GIGAスクール構想第2期の実現に向けてタブレット端末の入替を行う。

普通建設事業

部局	事業	事業内容
総務部	(財産管理課・企画政策課・建築保全課) 稲城市庁舎の施設設備における災害対策（受変電設備改修工事）	災害対策として、停電時の業務継続可能エリアを拡大するため、庁舎受変電設備改修工事を行う。
産業ポータル	(観光課) TOKYO GIANTS TOWN 文字サイン製作設置等委託	TOKYO GIANTS TOWNの開業にあたり、シンボルの一つとして文字サインを設置することで、広く市内外へPRをし、賑わいの創出を図る。
文化福祉部	(スポーツ推進課・建築保全課) 体育施設照明LED化工事	利用者が安全で快適に利用できるよう、また環境に配慮するため、城山公園テニスコート、若葉台公園テニスコート及び若葉台公園多目的広場のナイター照明LED化工事を行う。
福祉部	(生活福祉課・教育総務課・建築保全課) ふれあいセンター若葉台の開設	若葉台小学校の余裕教室を利用し、稲城市社会福祉協議会が運営するふれあいセンター若葉台を開設するための改修を行うとともに、運営費用の一部を補助する。
福祉部	(児童青少年課・建築保全課) (仮称) 第三小学校学童クラブ建設工事	(仮称) 第三小学校学童クラブの建設工事を行う。

都	(土木課) 多7・5・3号線新設整備事業	川崎街道から旧鶴川街道までの道路を新設するため、道路築造工事等を実施する。
	(土木課) 市道537号線整備事業（鶴川街道（百村区間）整備に伴う市道取付道路の整備）	利用者の安全性や利便性の向上を図るため、東京都が施行する鶴川街道の拡幅整備事業に伴い、拡幅工事等を実施する。
	(土木課) 市道638号線整備事業	三沢川の新きさらぎ橋から中橋までの区間において、東京都が施工する河川管理用通路沿いに側道を整備するため、用地取得等を実施する。
市	(土木課) 市道1702号線舗装補修工事	舗装の劣化が顕著で、車両通行に支障が生じていることから、舗装補修を実施する。
	(土木課) 市道910号線舗装補修工事	舗装の劣化が顕著で、車両通行に支障が生じていることから、舗装補修を実施する。
建	(土木課) 多3・4・12号読売ランド線受託事業	東京都からの受託による拡幅工事を継続して実施する。
	(土木課) 稲城駅南口駅前広場整備事業	都市基盤整備に伴い、人や交通の流れが増加することから、駅利用者及び市民の安全性・利便性の向上を図るため、既存レイアウトを見直し、バス乗車場の増設等に向けた改良工事を実施する。
設	(土木課) 京王よみうりランド駅南口駅前広場整備事業	都市基盤整備に伴い、人や交通の流れが増加することから、駅利用者及び市民の安全性・利便性の向上を図るため、既存レイアウトを見直し、バス乗車場の増設等に向けた詳細設計等を実施する。
	(土木課) 菅堀整備事業	護岸が未整備である区間を整備するため、護岸改修工事を実施する。
部	(管理課) 橋梁長寿命化修繕工事	橋梁長寿命化修繕計画に基づき、補助市道2号線跨線橋の修繕工事を実施する。
	(管理課) 押立堀排水機場蓄電池修繕工事	押立堀排水機場の老朽化に伴う修繕計画に基づき、直流電源盤内にある蓄電池の修繕工事を実施する。

都 市 環 境 整 備 部	(緑と環境課) 吉方公園改修整備事業	吉方公園を改修し、インクルーシブ公園として新たに開園するため、改修整備工事を行う。
	(緑と環境課) JR南武線高架下公園整備事業	地域の要望を踏まえ、憩いと交流の場となるよう公園整備を行う。
	(緑と環境課) (仮称)根方谷戸公園整備事業	TOKYO GIANTS TOWNへの玄関口に相応しい賑わいを創出する公園として、植栽などの整備を行う。
	(緑と環境課) 南山地区における公園整備事業	地域の要望を踏まえ、憩いと交流の場となるよう公園整備を行う。
消 防 本 部	(消防総務課・防災課) 消防デジタル無線設備更新整備事業	平成26年度に整備した消防デジタル無線設備を更新する。
	(消防総務課・財産管理課) 稲城消防署非常用発電機更新整備事業	防災拠点施設となる稲城消防署の停電時における機能強化を図るため、非常用発電機を更新する。
	(警防課) 全天候型小型無人航空機(ドローン)整備事業	より効果的な消防活動を行うことを目的として、全天候型の小型無人航空機(ドローン)を整備する。
	(防災課) 防災行政無線設備の更新及び防災アプリの導入	防災行政無線設備を更新し、安定的かつ継続的な運用を図るとともに、本設備と連携した防災アプリを新たに構築し、防災情報の確実な伝達のための機能強化を図る。

教	(教育総務課・建築保全課) 稲城第二小学校校舎増築工事	稲城第二小学校の児童数増加に伴う普通教室不足に対応するため、校舎増築工事を行う。
	(教育総務課・建築保全課) 稲城第二小学校特別教室空調設備設置工事	稲城第二小学校における特別教室の空調未設置教室(図工室及び家庭科室)への空調設備設置工事を行う。
	(教育総務課・建築保全課) 稲城第三小学校校舎建替工事	稲城第三小学校の校舎建替工事を行う。
育	(教育総務課・建築保全課) 向陽台小学校体育館バリアフリートイレ設置工事	災害時の避難所に指定している向陽台小学校において、体育館へのバリアフリートイレ設置工事を行う。
	(教育総務課・建築保全課) 稲城第五中学校体育館屋上防水改修工事	稲城第五中学校体育館屋上の経年劣化による防水不良を解消する必要があるため、防水改修工事を行う。
	(教育総務課・建築保全課) 中学校特別教室空調設備設置工事	中学校における特別教室の空調未設置教室(技術室、家庭科室等)への空調設備設置工事を行う。
部	(学務課・学校給食課・建築保全課) 学校給食共同調理場第一調理場植栽工事	学校給食共同調理場第一調理場のⅡ期土地利用工事における緑化部分の整備として植栽工事を行う。
	(学校給食課) 学校給食共同調理場第二調理場スチームコンベクションオープンの更新	学校給食共同調理場第二調理場厨房機器スチームコンベクションオープンの更新を行う。
	(生涯学習課・建築保全課) 中央文化センター4階東側空調設備改修工事	中央文化センターの4階集会室・展示室・準備室の空調設備を更新する。

引上げ分の地方消費税交付金を充てる社会保障施策に要する経費

地方消費税率が引き上げられたことに伴い、引上げ分の地方消費税収入は全て社会保障施策に要する経費に充てることとなりました。

引上げ分の地方消費税交付金を充てる事業は、下表のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金のうち、地方消費税率引上げに伴う増収分 1,475,529 千円

(歳出) 社会保障施策に要する経費 20,540,297 千円

(単位：千円)

区分	事業名	経費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国・都 支出金	その他 特定財源	引上げ分の 地方消費税	差 引 一般財源
社会福祉	社会福祉総務費	37,809	27,232	0	1,185	9,392
	心身障害者福祉費	2,231,344	1,504,021	4	81,456	645,863
	老人福祉費	280,793	151,744	36,727	22,585	69,737
	児童福祉総務費	29,876	20,440	1,073	937	7,426
	児童処遇費	10,543,497	7,517,719	287,954	669,776	2,068,048
	保育所費	37,965	8,816	18,173	2,685	8,291
	児童館費	78,622	0	0	8,805	69,817
	学童クラブ費	451,397	415,749	7,600	3,141	24,907
	扶助費（生活保護費）	2,337,091	1,795,543	27,726	57,545	456,277
	幼稚園費	47,644	29,406	0	4,462	13,776
小 計	16,076,038	11,470,670	379,257	852,577	3,373,534	
社会保険	国民健康保険事業費	925,656	210,676	1	80,074	634,905
	介護保険事業費	932,551	43,660	0	217,456	671,435
	後期高齢者事業費	1,069,446	133,107	49,581	216,935	669,823
小 計	2,927,653	387,443	49,582	514,465	1,976,163	
保健衛生	保健衛生総務費	287,352	204,139	0	9,319	73,894
	予防費	541,918	25,745	3,028	57,469	455,676
	病院事業費	707,336	335,000	0	41,699	330,637
小 計	1,536,606	564,884	3,028	108,487	860,207	
合 計	20,540,297	12,422,997	431,867	1,475,529	6,209,904	

都市計画税の充当事業

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する経費に充てるために課税する目的税です。都市計画税を充てる事業は下表のとおりです。

(歳入) 都市計画税

1,452,808 千円

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳				
		国庫支出金	都支出金	その他	都市計画税	差引一般財源
都市計画事業 (普通建設事業)	403,664	0	165,105	62,285	176,274	0
都市計画事業 (公債費元利償還金)	184,250	0	0	0	184,250	0
下水道事業 (公共下水道事業)	1,052,669	340,533	127,987	574,977	9,172	0
下水道事業 (流域下水道事業)	145,936	0	0	145,936	0	0
下水道事業 (公債費元金償還金)	293,515	0	0	276,737	16,778	0
土地区画整理事業 (普通建設事業)	2,774,990	573,150	529,520	605,096	1,066,334	890
合計	4,855,024	913,683	822,612	1,665,031	1,452,808	890

森林環境譲与税の充当事業

森林環境譲与税は、森林の整理及びその促進に関する施策に要する経費に充てるために国から譲与される地方譲与税です。森林環境譲与税及び森林環境譲与税基金繰入金を充てる事業は下表のとおりです。

(歳入) 森林環境譲与税

10,840 千円

(歳入) 森林環境譲与税基金繰入金

1,751 千円

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳				
		国庫支出金	都支出金	その他	森林環境譲与税・基金繰入金	差引一般財源
稲城ふれあいの森事業 (ナラ枯れ防除委託)	2,899	0	1,449	0	1,450	0
公園等維持管理事業 (ナラ枯れ防除委託等)	12,543	0	4,900	0	7,643	0
緑の保全事業(ナラ枯れ対策事業補助金、樹林地・里山管理に関する経費)	4,248	0	750	0	3,498	0
合計	19,690	0	7,099	0	12,591	0

議案概要説明書

議案番号	第16号	担当課	市民部保険年金課
件名	令和7年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計予算		

【概要】

令和7年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ79億9,533万3,000円で、前年度当初予算と比較して3.2%、額にして2億4,985万9,000円の増となっています。主な要因は、保険給付費の増によるものです。

【歳入歳出の内訳】

（特に表示がないときは単位 千円）

款等の区分		令和7年度	令和6年度	比較増減額	増減率(%)
歳入	国民健康保険税	1,524,388	1,567,713	△43,325	△2.8
	都支出金	5,511,805	5,159,437	352,368	6.8
	繰入金	925,656	1,003,317	△77,661	△7.7
	諸収入等	33,484	15,007	18,477	123.1
	合計	7,995,333	7,745,474	249,859	3.2
歳出	保険給付費	5,356,001	4,989,131	366,870	7.4
	国民健康保険事業費納付金	2,483,988	2,600,347	△116,359	△4.5
	保健事業費	84,304	85,702	△1,398	△1.6
	総務費等	71,040	70,294	746	1.1
	合計	7,995,333	7,745,474	249,859	3.2

歳入歳出年度別経理状況

[歳入]

(特に表示がないときは単位 千円)

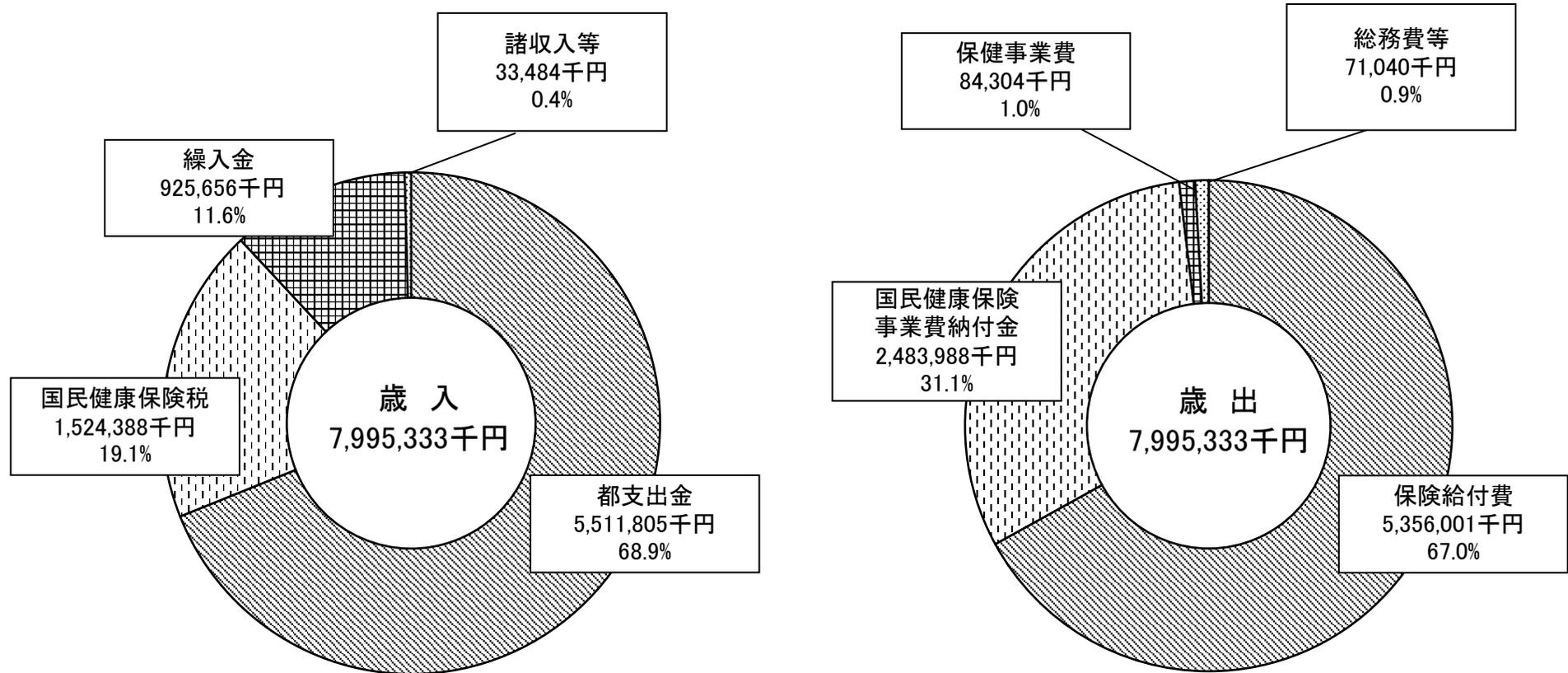
区 分	国民健康保険税		都支出金		繰入金		諸収入等		歳入合計	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	前年比
令和5年度 (当初予算)	1,513,947	19.2%	5,227,283	66.3%	1,130,580	14.3%	17,283	0.2%	7,889,093	1.1%
令和6年度 (当初予算)	1,567,713	20.2%	5,159,437	66.6%	1,003,317	13.0%	15,007	0.2%	7,745,474	△1.8%
令和7年度 (当初予算)	1,524,388	19.1%	5,511,805	68.9%	925,656	11.6%	33,484	0.4%	7,995,333	3.2%

[歳出]

(特に表示がないときは単位 千円)

区 分	保険給付費		国民健康保険 事業費納付金		保健事業費		総務費等		歳出合計	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	前年比
令和5年度 (当初予算)	5,058,162	64.1%	2,684,025	34.0%	94,860	1.2%	52,046	0.7%	7,889,093	1.1%
令和6年度 (当初予算)	4,989,131	64.4%	2,600,347	33.6%	85,702	1.1%	70,294	0.9%	7,745,474	△1.8%
令和7年度 (当初予算)	5,356,001	67.0%	2,483,988	31.1%	84,304	1.0%	71,040	0.9%	7,995,333	3.2%

令和7年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計予算の内訳



議案概要説明書

議案番号	第17号	担当課	都市環境整備部区画整理課		
件名	令和7年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計予算				
【概要】					
<p>令和7年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ28億8,374万8千円で、前年度当初予算と比較して28.1%、額にして11億2,606万9千円の減となっています。主な要因は、稲城榎戸地区及び南山東部地区に係る事業費の減によるものです。</p>					
【歳入歳出の内訳】 (特に表示がないときは単位 千円)					
	款等の区分	令和7年度	令和6年度	比較増減額	増減率(%)
歳入	使用料及び手数料	30	34	△4	△11.8
	国庫支出金	573,150	654,750	△81,600	△12.5
	都支出金	409,075	526,775	△117,700	△22.3
	繰入金	1,772,491	2,786,756	△1,014,265	△36.4
	繰越金	500	500	0	0.0
	諸収入	128,502	41,002	87,500	213.4
	合計	2,883,748	4,009,817	△1,126,069	△28.1
歳出	総務費	101,647	99,845	1,802	1.8
	事業費	2,781,800	3,909,671	△1,127,871	△28.8
	(榎戸)	(309,719)	(880,383)	(△570,664)	(△64.8)
	(矢野口駅周辺)	(138,699)	(128,871)	(9,828)	(7.6)
	(稲城長沼駅周辺)	(903,322)	(252,278)	(651,044)	(258.1)
	(南多摩駅周辺)	(257,422)	(274,369)	(△16,947)	(△6.2)
	(南山東部)	(1,172,638)	(2,373,770)	(△1,201,132)	(△50.6)
	公債費	1	1	0	0.0
	予備費	300	300	0	0.0
合計	2,883,748	4,009,817	△1,126,069	△28.1	

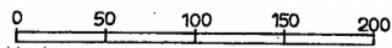
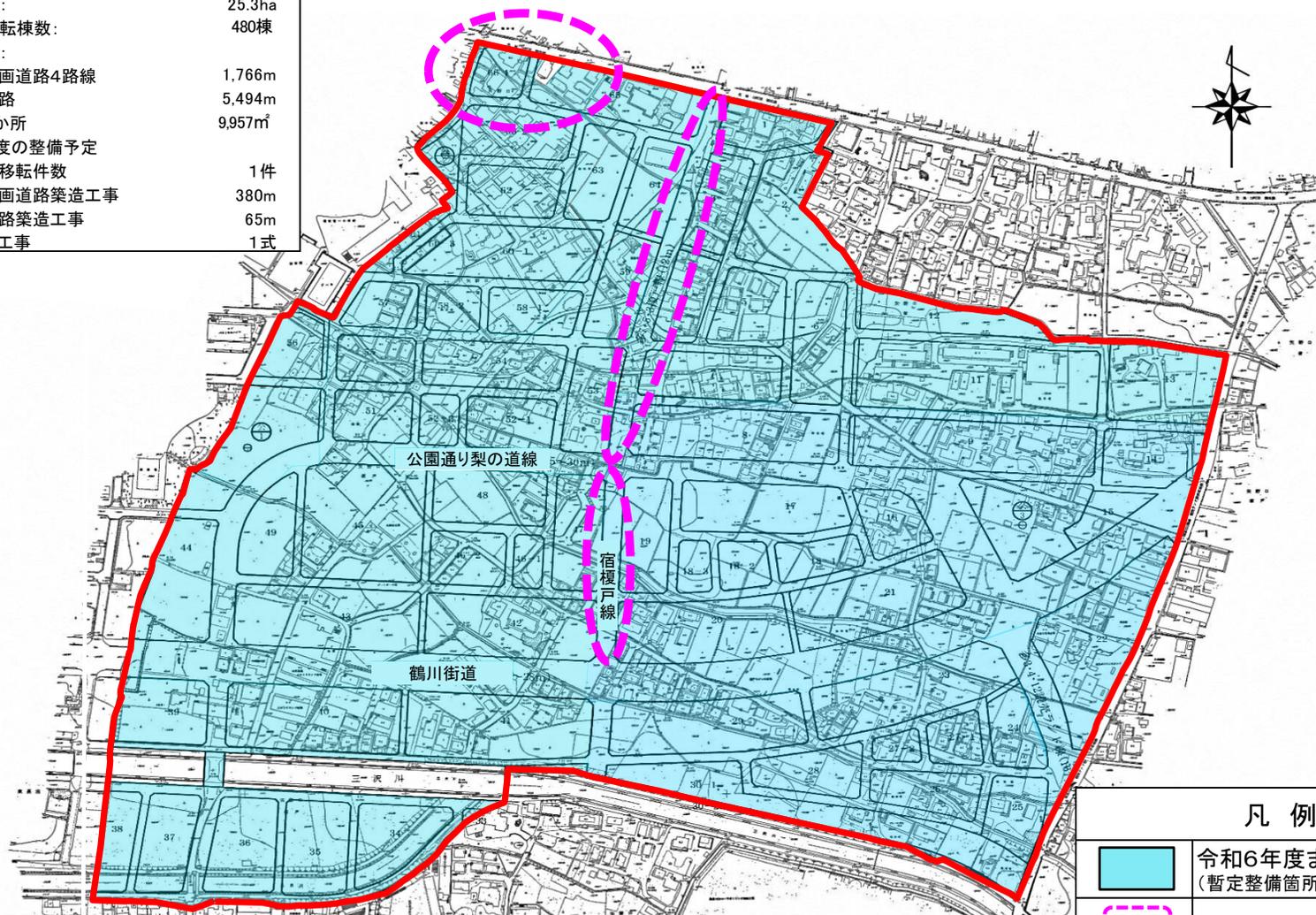
令和 7 年度事業内容

事業の名称	全体計画		主な事業内容	事業主体
	施行面積	事業認可公告		
稲城榎戸 土地区画整理事業	25.3ha	平成元年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物移転 ・都市計画道路築造工事 ・区画道路築造工事 ・仮換地指定 	市施行
稲城矢野口駅周辺 土地区画整理事業	16.8ha	平成5年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物移転 ・仮換地指定 	市施行
稲城稲城長沼駅周辺 土地区画整理事業	10.6ha	平成5年8月	<ul style="list-style-type: none"> ・建物及び工作物移転 ・仮換地指定 	市施行
稲城南多摩駅周辺 土地区画整理事業	12.2ha	平成5年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物移転 ・区画道路築造工事 ・仮換地指定 	市施行
稲城南山東部 土地区画整理事業	87.5ha	平成18年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁、道路築造工事等 	組合施行

令和7年度事業計画【榎戸地区】

稲城榎戸土地区画整理事業概要

- | | |
|--------------|--------|
| ① 施行面積: | 25.3ha |
| ② 建物要移転棟数: | 480棟 |
| ③ 公共施設: | |
| ・都市計画道路4路線 | 1,766m |
| ・区画道路 | 5,494m |
| ・公園4か所 | 9,957㎡ |
| ④ 令和7年度の整備予定 | |
| ・工作物移転件数 | 1件 |
| ・都市計画道路築造工事 | 380m |
| ・区画道路築造工事 | 65m |
| ・その他工事 | 1式 |

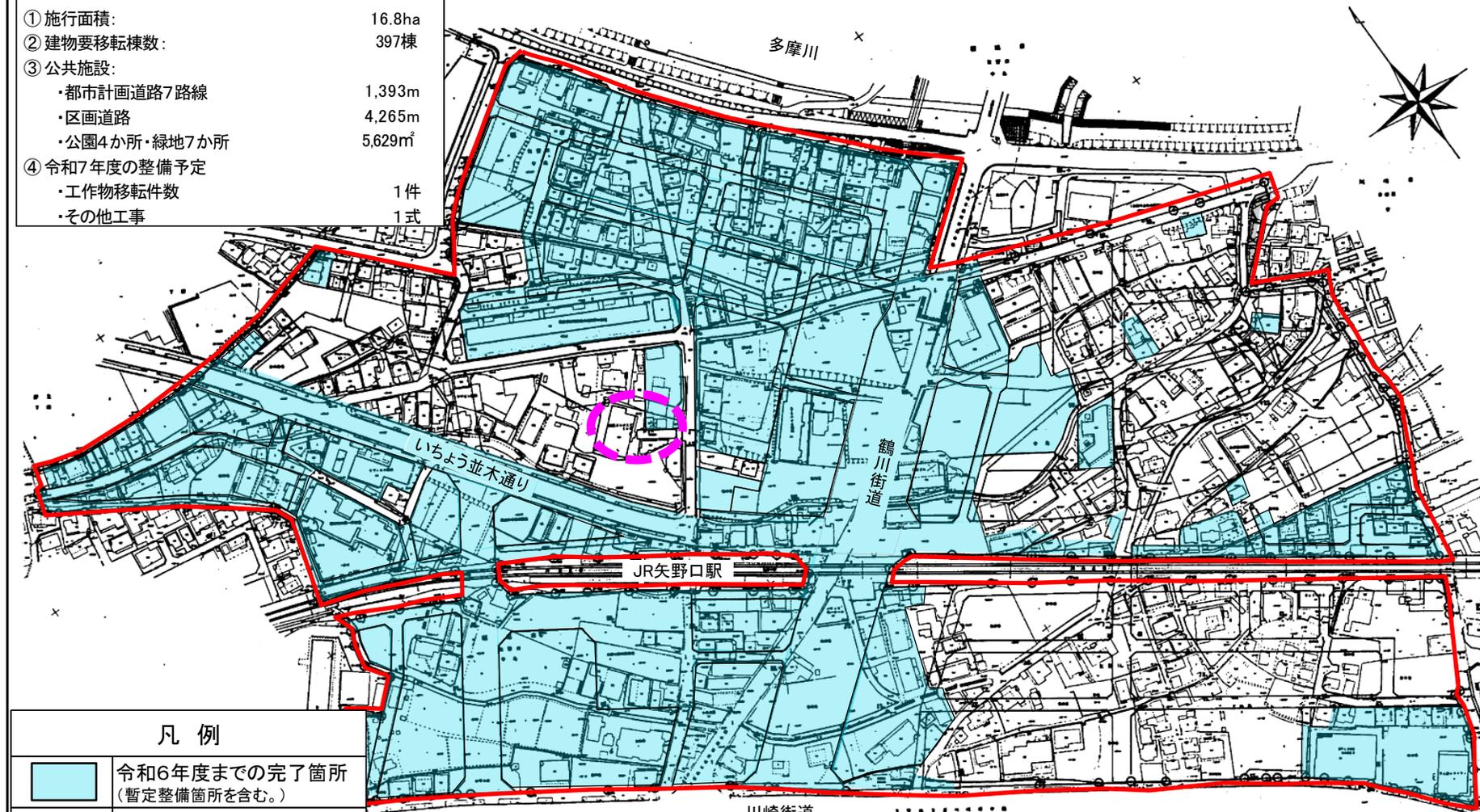


凡例	
	令和6年度までの完了箇所 (暫定整備箇所を含む。)
	令和7年度施行予定箇所
	事業区域

令和7年度事業計画【矢野口駅周辺地区】

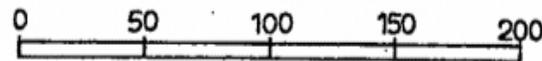
稲城矢野口駅周辺土地区画整理事業概要

- ① 施行面積: 16.8ha
- ② 建物要移転棟数: 397棟
- ③ 公共施設:
 - ・都市計画道路7路線 1,393m
 - ・区画道路 4,265m
 - ・公園4か所・緑地7か所 5,629㎡
- ④ 令和7年度の整備予定
 - ・工作物移転件数 1件
 - ・その他工事 1式

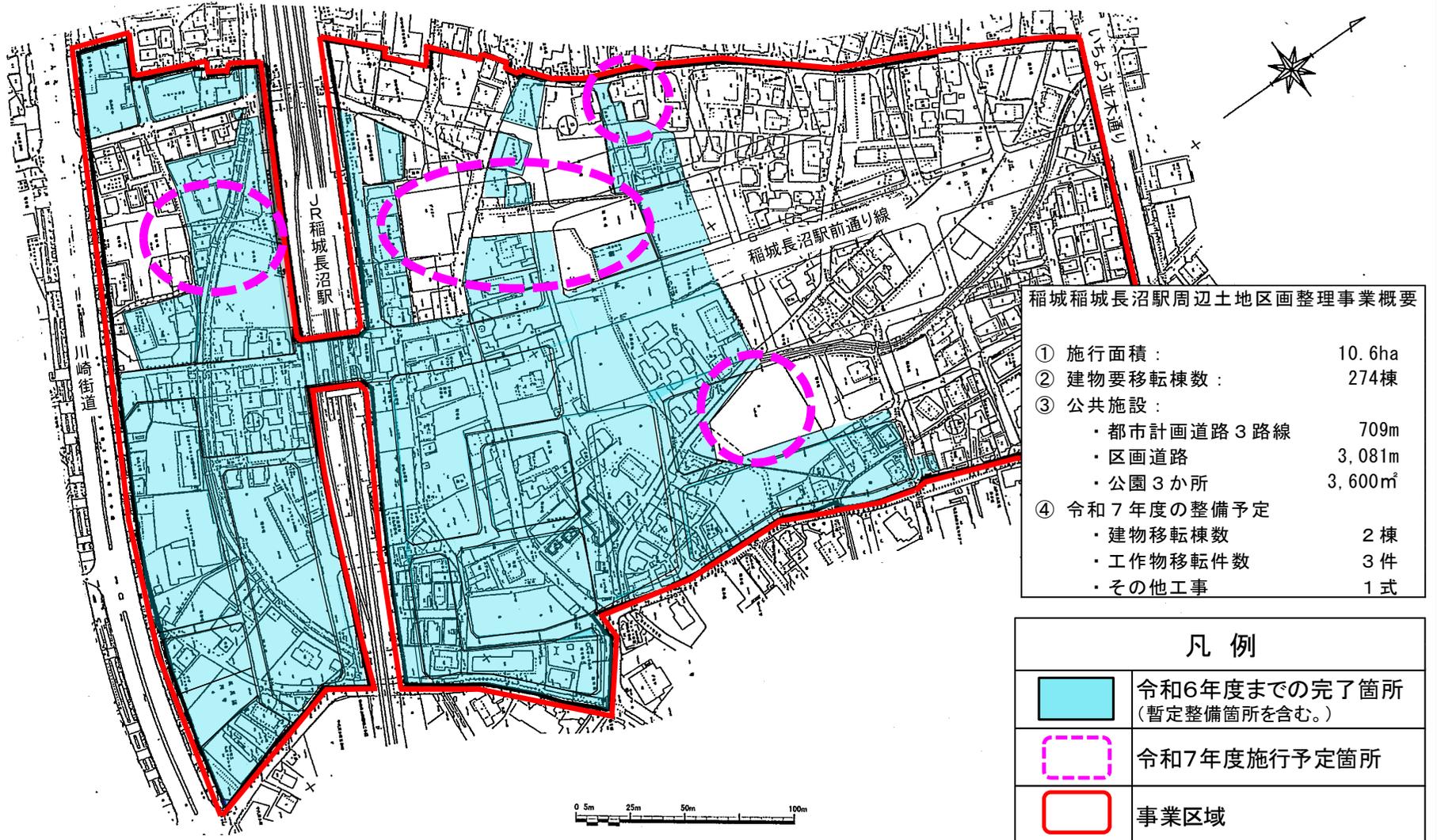


凡例

	令和6年度までの完了箇所 (暫定整備箇所を含む。)
	令和7年度施行予定箇所
	事業区域



令和7年度事業計画【稲城長沼駅周辺地区】

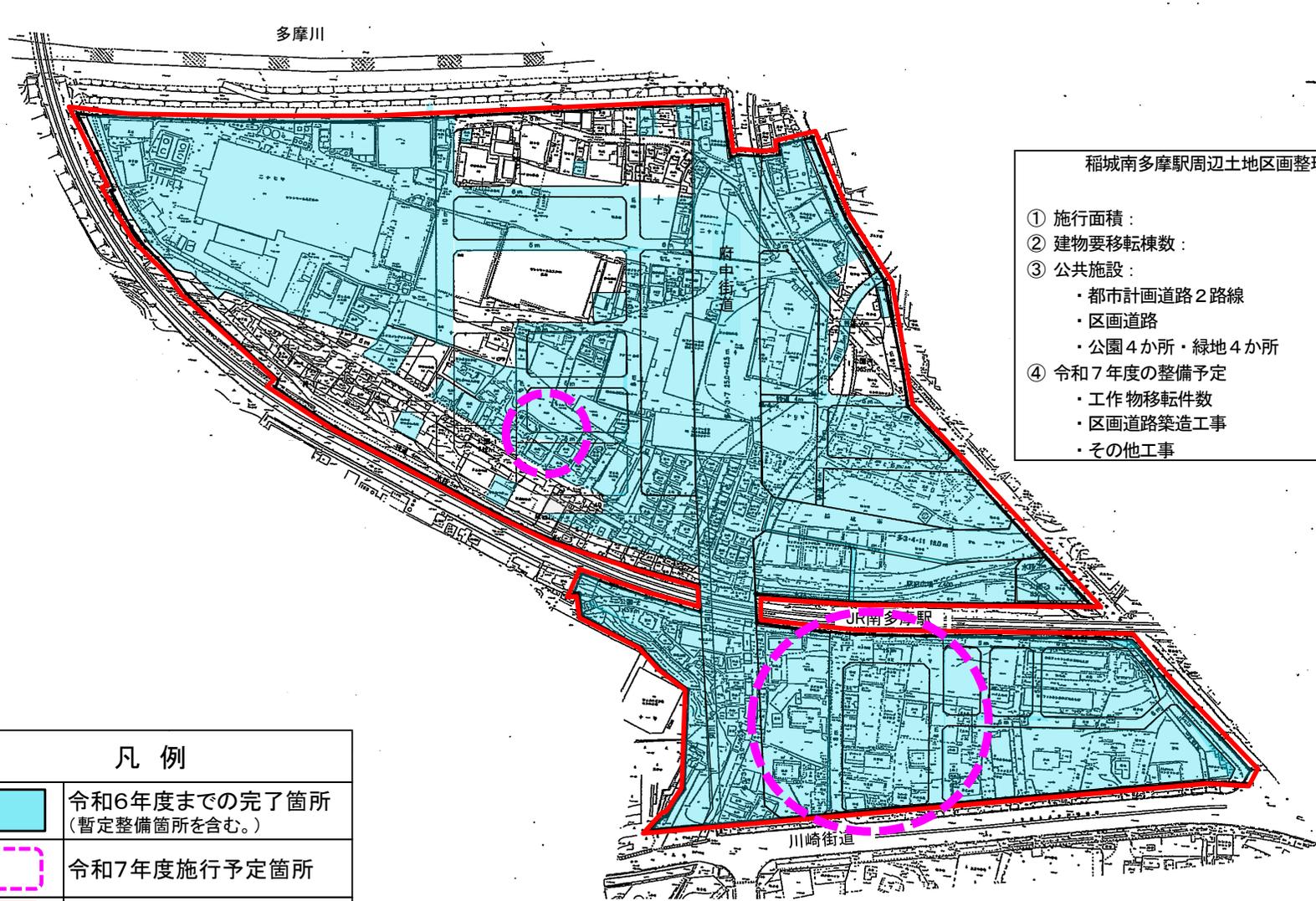


稲城稲城長沼駅周辺地区画整理事業概要

① 施行面積：	10.6ha
② 建物要移転棟数：	274棟
③ 公共施設：	
・都市計画道路3路線	709m
・区画道路	3,081m
・公園3か所	3,600㎡
④ 令和7年度の整備予定	
・建物移転棟数	2棟
・工作物移転件数	3件
・その他工事	1式

凡例	
	令和6年度までの完了箇所 (暫定整備箇所を含む。)
	令和7年度施行予定箇所
	事業区域

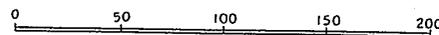
令和7年度事業計画【南多摩駅周辺地区】



稲城南多摩駅周辺土地区画整理事業概要

① 施行面積：	12.2ha
② 建物要移転棟数：	239棟
③ 公共施設：	
・都市計画道路2路線	522m
・区画道路	2,384m
・公園4か所・緑地4か所	3,932㎡
④ 令和7年度の整備予定	
・工作物移転件数	1件
・区画道路築造工事	273m
・その他工事	1式

凡例	
	令和6年度までの完了箇所 (暫定整備箇所を含む。)
	令和7年度施行予定箇所
	事業区域



議案概要説明書

議案番号	第18号	担当課	福祉部高齢福祉課
件名	令和7年度東京都稲城市介護保険特別会計予算		

【概要】

令和7年度東京都稲城市介護保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ64億7,242万2,000円で、前年度当初予算と比較して6.0%、額にして3億6,388万6,000円の増となっています。主な要因は、要支援・要介護認定者数の増加に伴う介護給付費等の増によるものです。

【歳入歳出の内訳】

（特に表示がないときは単位 千円）

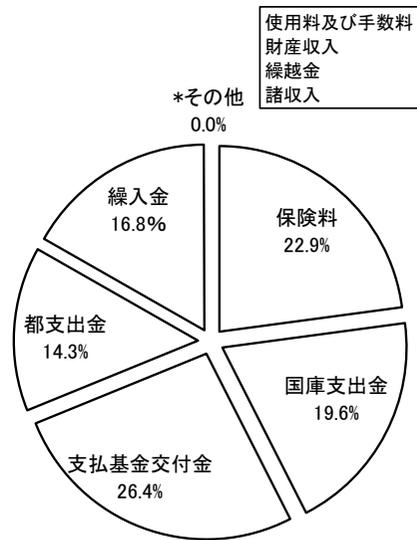
款等の区分		令和7年度	令和6年度	比較増減額	増減率(%)
歳入	保険料	1,481,922	1,437,877	44,045	3.1
	使用料及び手数料	1	1	0	0.0
	国庫支出金	1,267,539	1,193,873	73,666	6.2
	支払基金交付金	1,708,301	1,611,026	97,275	6.0
	都支出金	927,027	870,324	56,703	6.5
	財産収入	2,084	640	1,444	225.6
	繰入金	1,084,383	993,602	90,781	9.1
	繰越金	1,000	1,000	0	0.0
	諸収入	165	193	△ 28	△ 14.5
	合 計	6,472,422	6,108,536	363,886	6.0
歳出	総務費	79,615	79,296	319	0.4
	介護給付費	6,059,626	5,734,981	324,645	5.7
	地域支援事業費	293,051	256,705	36,346	14.2
	基金積立金	2,084	640	1,444	225.6
	公債費	1	1	0	0.0
	諸支出金	37,045	35,913	1,132	3.2
	予備費	1,000	1,000	0	0.0
	合 計	6,472,422	6,108,536	363,886	6.0

令和7年度東京都稲城市介護保険特別会計予算構成

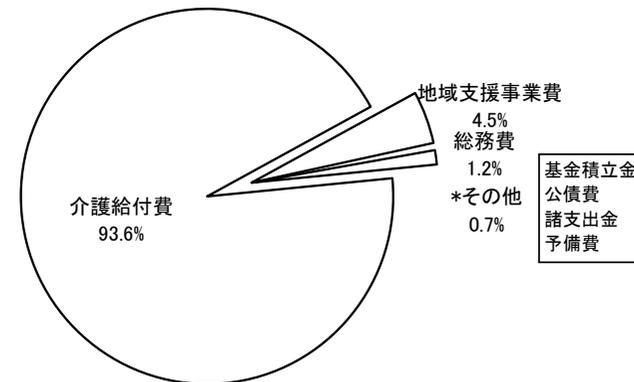
歳入		(単位 千円)
保険料	1,481,922	
* 使用料及び手数料	1	
国庫支出金	1,267,539	
支払基金交付金	1,708,301	
都支出金	927,027	
* 財産収入	2,084	
繰入金	1,084,383	
* 繰越金	1,000	
* 諸収入	165	
合 計	6,472,422	

歳出		(単位 千円)
総務費	79,615	
介護給付費	6,059,626	
地域支援事業費	293,051	
* 基金積立金	2,084	
* 公債費	1	
* 諸支出金	37,045	
* 予備費	1,000	
合 計	6,472,422	

《歳入構成比》



《歳出構成比》



(令和7年10月1日見込み)

- 人口 94,895人
- 第1号被保険者数(65歳以上) 21,293人
- 高齢化率(65歳以上の人口/人口) 22.4%

○ 保険料の設定

区 分	第1段階※	第2段階※	第3段階※	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	
基準額 67,200円 (月額 5,600円)	保険料率	0.248	0.429	0.628	0.831	1.0	1.2	1.3	1.5	1.7	1.9	2.1	2.3	2.4
	年額	16,600円	28,800円	42,200円	55,800円	67,200円	80,600円	87,300円	100,800円	114,200円	127,600円	141,100円	154,500円	161,200円
	月額	1,380円	2,400円	3,510円	4,650円	5,600円	6,710円	7,270円	8,400円	9,510円	10,630円	11,750円	12,870円	13,430円
第1号被保険者数	21,293人	3,026人	1,739人	1,388人	2,367人	2,643人	2,050人	3,578人	1,996人	922人	491人	252人	176人	665人

- 保険料額は年額で決定するため、月額はいくまで目安であり、実際の徴収額とは異なる場合があります。
- 保険料の年額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てます。
- ※ 第1段階から第3段階までの年額及び月額は、公費による負担軽減後の金額です。

○ 要支援・要介護認定者数

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
要支援・要介護認定者	559人	671人	617人	624人	454人	501人	317人	3,743人

- 介護給付費の内訳 6,059,626千円
- * 居宅介護(予防)サービス費 2,825,724千円
- * 地域密着型(予防)サービス費 814,174千円
- * 施設介護サービス費 1,792,942千円
- * 福祉用具購入費(予防) 9,943千円
- * 住宅改修費(予防) 21,601千円
- * 居宅介護(予防)サービス計画費 295,148千円
- * 審査支払手数料 6,795千円
- * 高額介護(予防)サービス費 171,807千円
- * 高額医療合算介護(予防)サービス費 24,072千円
- * 特定入所者介護(予防)サービス費 97,420千円

議案概要説明書

議案番号	第19号	担当課	市民部保険年金課
件名	令和7年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計予算		

【概要】

令和7年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億7,132万7千円で、前年度当初予算と比較して3.9%、額にして8,847万7千円の増となっています。主な要因は、被保険者数の増加に伴う後期高齢者医療保険料及び広域連合負担金の増によるものです。

【歳入歳出の内訳】

（特に表示がないときは単位 千円）

款等の区分		令和7年度	令和6年度	比較増減額	増減率(%)
歳入	後期高齢者医療保険料	1,262,531	1,203,629	58,902	4.9
	使用料及び手数料	1	1	0	0.0
	繰入金	1,069,446	999,255	70,191	7.0
	広域連合支出金	39,187	79,523	△40,336	△50.7
	繰越金	1	1	0	0.0
	諸収入	161	441	△280	△63.5
	合計	2,371,327	2,282,850	88,477	3.9
歳出	総務費	14,264	15,316	△1,052	△6.9
	分担金及び交付金	2,241,433	2,161,154	80,279	3.7
	保健事業費	83,423	77,292	6,131	7.9
	諸支出金	31,707	28,588	3,119	10.9
	予備費	500	500	0	0.0
	合計	2,371,327	2,282,850	88,477	3.9

歳入歳出年度別当初予算比較表

[歳入]

(単位 千円)

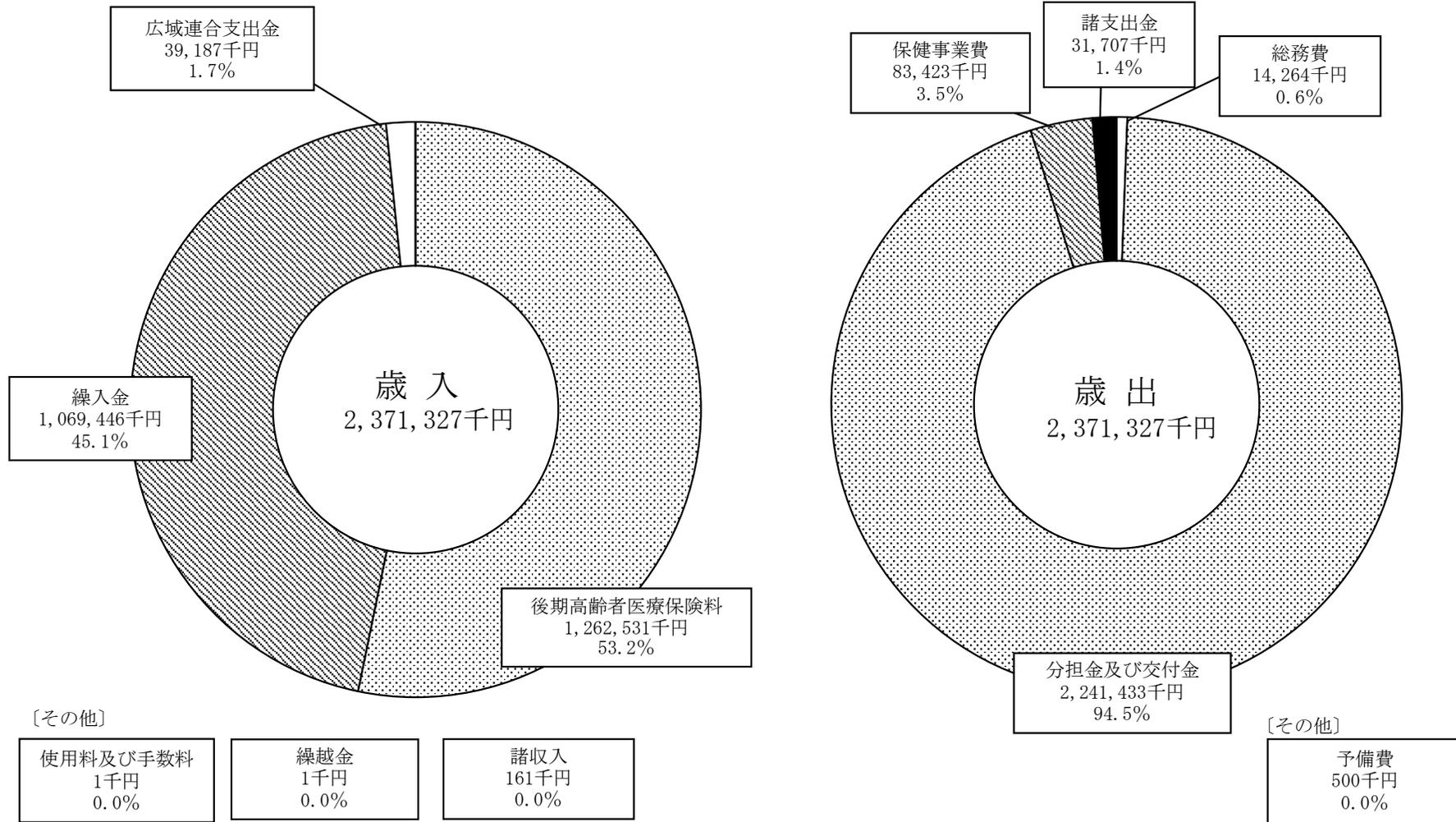
項目 年度	後期高齢者医療保険料		使用料及び手数料		繰入金		広域連合支出金		繰越金		諸収入		歳入合計	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	前年比
令和5年度	1,147,192	54.2%	1	0.0%	892,181	42.2%	75,253	3.6%	1	0.0%	452	0.0%	2,115,080	8.3%
令和6年度	1,203,629	52.7%	1	0.0%	999,255	43.8%	79,523	3.5%	1	0.0%	441	0.0%	2,282,850	7.9%
令和7年度	1,262,531	53.2%	1	0.0%	1,069,446	45.1%	39,187	1.7%	1	0.0%	161	0.0%	2,371,327	3.9%

[歳出]

(単位 千円)

項目 年度	総務費		分担金及び交付金		保健事業費		諸支出金		予備費		歳出合計	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	前年比
令和5年度	9,119	0.4%	2,003,366	94.7%	75,129	3.6%	26,966	1.3%	500	0.0%	2,115,080	8.3%
令和6年度	15,316	0.7%	2,161,154	94.7%	77,292	3.4%	28,588	1.2%	500	0.0%	2,282,850	7.9%
令和7年度	14,264	0.6%	2,241,433	94.5%	83,423	3.5%	31,707	1.4%	500	0.0%	2,371,327	3.9%

令和7年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計予算内訳



議案概要説明書

議案番号	第20号	担当課	都市環境整備部下水道課
件名	令和7年度東京都稲城市下水道事業会計予算		

【概要】

令和7年度東京都稲城市下水道事業会計予算の収益的収入と資本的収入の合計は3,213,494千円、収益的支出と資本的支出の合計は3,616,347千円となっています。

【収益的収入及び支出の内訳】

(8頁)

(特に表示がないときは単位 千円)

款等の区分	令和7年度	令和6年度	比較増減額	増減率(%)
下水道事業収益	2,132,827	2,132,037	790	0.0
営業収益	1,254,819	1,252,045	2,774	0.2
営業外収益	863,525	869,273	△ 5,748	△ 0.7
特別利益	14,483	10,719	3,764	35.1
下水道事業費用	2,052,004	2,001,164	50,840	2.5
営業費用	1,923,466	1,885,574	37,892	2.0
営業外費用	127,535	114,581	12,954	11.3
特別損失	3	9	△ 6	△ 66.7
予備費	1,000	1,000	0	0.0

【資本的収入及び支出の内訳】

(9頁)

(特に表示がないときは単位 千円)

款等の区分	令和7年度	令和6年度	比較増減額	増減率(%)
資本的収入	1,080,667	884,601	196,066	22.2
企業債	380,800	410,500	△ 29,700	△ 7.2
他会計負担金	24,007	23,254	753	3.2
他会計補助金	18,808	18,534	274	1.5
国庫補助金	340,533	152,500	188,033	123.3
都補助金	127,987	40,975	87,012	212.4
負担金等	188,532	238,838	△ 50,306	△ 21.1
資本的支出	1,564,343	1,262,434	301,909	23.9
建設改良費	1,264,215	922,269	341,946	37.1
企業債償還金	300,128	340,165	△ 40,037	△ 11.8

※ 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額483,676千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額18,034千円、過年度分損益勘定留保資金390,858千円及び当年度分損益勘定留保資金74,784千円で補填します。

議案概要説明書

議案番号	第21号	担当課	市立病院事務部経営企画課
件名	令和7年度東京都稲城市病院事業会計予算		

【概要】

令和7年度東京都稲城市病院事業会計予算の収益的収入と資本的収入の合計は9,154,111千円、収益的支出と資本的支出の合計は9,785,896千円となっています。

【収益的収入及び支出の内訳】

(7頁)

(特に表示がないときは単位 千円)

款等の区分	令和7年度	令和6年度	比較増減額	増減率(%)
病院事業収益	8,499,338	8,322,061	177,277	2.1
医業収益	7,216,897	7,036,973	179,924	2.6
医業外収益	1,282,439	1,285,086	△ 2,647	△ 0.2
特別利益	2	2	0	0.0
病院事業費用	8,499,338	8,322,061	177,277	2.1
医業費用	8,400,305	8,224,122	176,183	2.1
医業外費用	93,231	95,487	△ 2,256	△ 2.4
特別損失	3,802	452	3,350	741.2
予備費	2,000	2,000	0	0.0

【資本的収入及び支出の内訳】

(8頁)

(特に表示がないときは単位 千円)

款等の区分	令和7年度	令和6年度	比較増減額	増減率(%)
資本的収入	654,773	769,186	△ 114,413	△ 14.9
企業債	535,300	638,000	△ 102,700	△ 16.1
他会計負担金	30,000	30,000	0	0.0
奨学貸付返還金	1	1	0	0.0
都補助金	89,472	101,185	△ 11,713	△ 11.6
資本的支出	1,286,558	1,361,927	△ 75,369	△ 5.5
企業債償還金	713,858	664,664	49,194	7.4
建設改良費	570,300	694,263	△ 123,963	△ 17.9
奨学貸付金	2,400	3,000	△ 600	△ 20.0

※ 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額631,785千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填します。

第22号議案

稲城市監査委員の選任について

上記の議案を提出する。

令和7年2月26日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

稲城市監査委員 牧 修 の任期が令和7年3月31日付けで満了することに伴い、後任者を選任する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、本案を提出する。

稲城市監査委員の選任について

次の者を稲城市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
牧 修	稲城市 ██████████	██████████

第23号議案

稲城市立稲城第二小学校校舎増築工事請負契約

上記の議案を提出する。

令和7年2月26日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

稲城市立稲城第二小学校校舎増築工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、本案を提出する。

稲城市立稲城第二小学校校舎増築工事請負契約

稲城市立稲城第二小学校校舎増築工事を実施するため、次のとおり請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 稲城市立稲城第二小学校校舎増築工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 322,300,000円
- 4 契約の相手方 所在地 東京都稲城市平尾一丁目50番地の20
名称 大石建設株式会社
代表者又は代理人 代表取締役社長 大石 行伸

議案概要説明書

議案番号	第23号	担当課	総務部総務契約課、教育部教育総務課
件名	稲城市立稲城第二小学校校舎増築工事請負契約		
【概要】 <p>本案は、稲城市立稲城第二小学校校舎増築工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものです。</p>			
【工事概要】			
1	工事場所	稲城市坂浜590番地	
2	敷地面積	12,167.94㎡	
3	建築面積	約2,551㎡（既存部分約2,344㎡、増築部分約207㎡）	
4	延べ面積	約5,061㎡（既存部分約4,465㎡、増築部分約596㎡）	
5	工事内容	校舎増築工事（普通教室6クラス、配膳室、昇降口）	
6	建物概要		
	(1) 構造	鉄筋コンクリート造	
	(2) 規模	地上3階建て	
7	工期	契約確定の日の翌日から令和8年3月13日まで	
【入札経過】			
1	公告日	令和7年1月6日	
2	案件公表	市ホームページ及び東京電子自治体共同運営電子調達サービスに掲載	
3	入札方法	一般競争入札	
4	主な入札参加条件		
	(1)	稲城市内に本店を有すること。	
	(2)	東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける申請業種「07 建築工事」の令和7年1月期の格付けがC以上であること。	
	(3)	官公署、公社、会社等の法人の発注する工事であって契約金額が1億円以上の工事のうち、平成30年1月6日から令和7年1月5日までに完了した工事の実績	

を有すること。

- 5 入札参加資格申請者 1 者
- 6 入札参加資格者 1 者
- 7 予定価格 3 億2,277万3,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。事前公表済み。）
- 8 開札日 令和7年2月6日
- 9 入札回数 1 回
- 10 落札者決定日 令和7年2月6日
- 11 落札者 所在地 東京都稲城市平尾一丁目50番地の20
名称 大石建設株式会社
代表者又は代理人 代表取締役社長 大石 行伸
- 12 契約金額 3 億2,230万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 13 仮契約日 令和7年2月7日

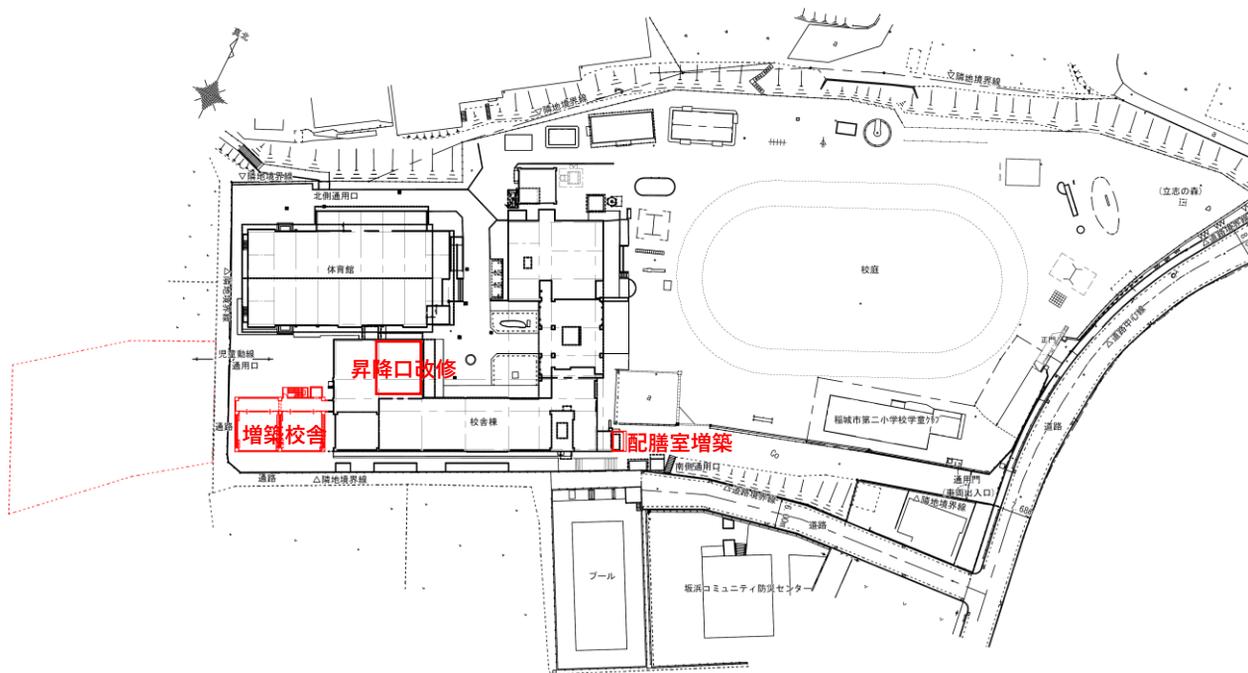
入札経過調書及び入札結果

開札日 令和7年2月6日

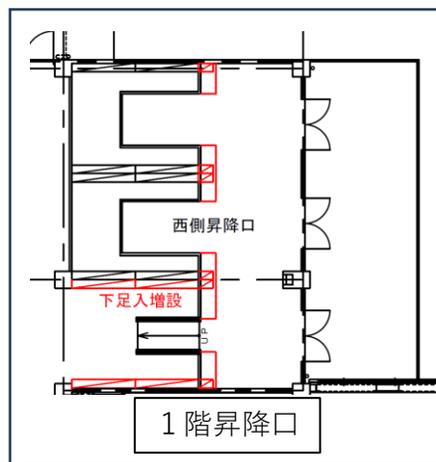
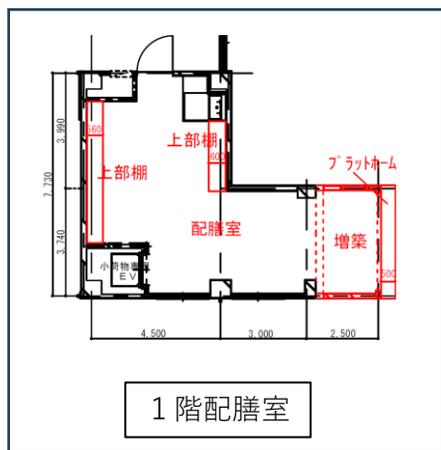
入札場所 電子入札サービス

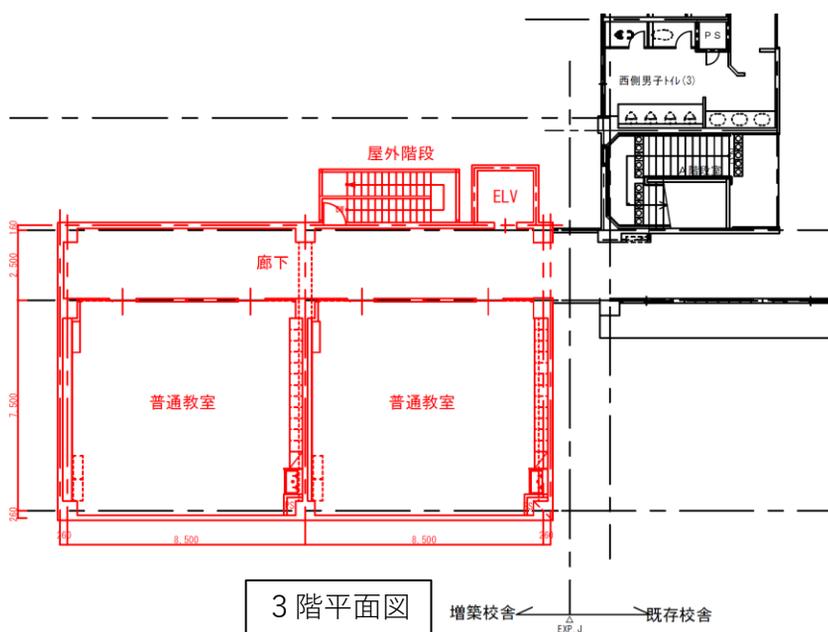
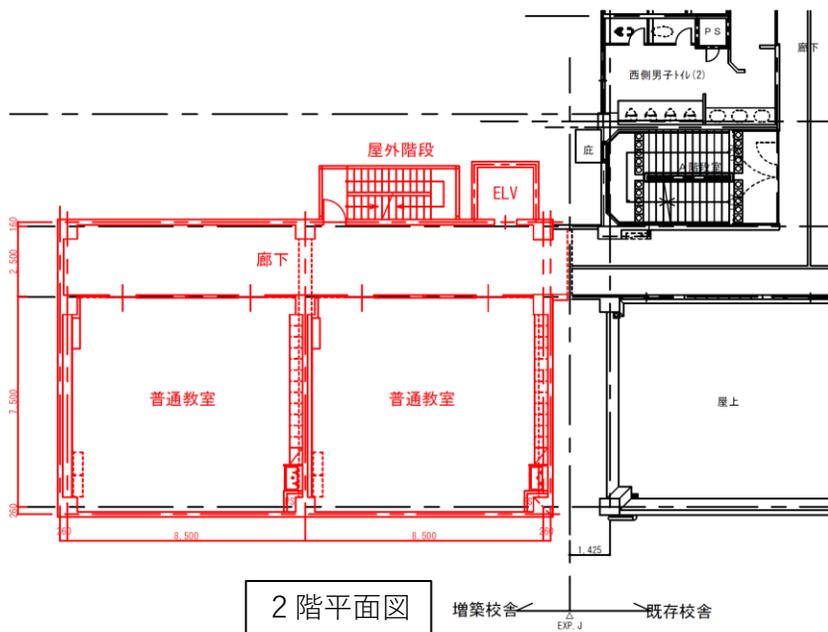
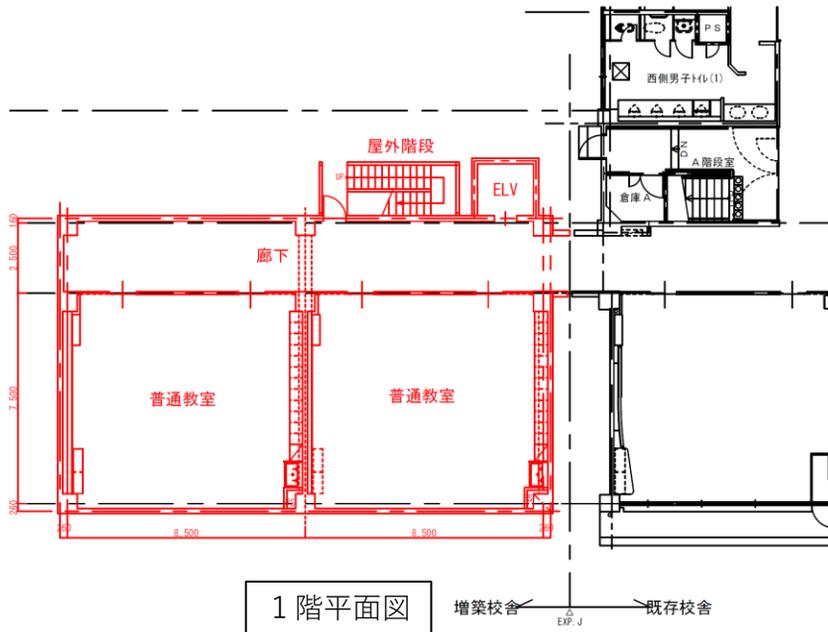
件名		稲城市立稲城第二小学校校舎増築工事	
No.	事業者名	第1回目入札	備考
1	大石建設株式会社	293,000,000円	落札
入 札 結 果	落札金額 293,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。） 契約金額 322,300,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。） 落札者 所在地 東京都稲城市平尾一丁目50番地の20 名称 大石建設株式会社 代表者又は代理人 代表取締役社長 大石 行伸		
	工期	契約確定の日の翌日から令和8年3月13日まで	

配置図



平面図





第24号議案

専決処分の承認を求めることについて（令和6年度東京都稲城市一般会計補正予算（第7号））

令和6年度東京都稲城市一般会計補正予算（第7号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年2月26日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

稲城市告示第12号

専 決 処 分 書

令和6年度東京都稲城市一般会計補正予算（第7号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年2月14日

稲城市長 高 橋 勝 浩

令和 6 年 度
東京都稲城市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 6 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 6 年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 298,222千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 44,730,682千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 7 年 2 月 14 日

稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		7,255,110	298,222	7,553,332
	2 国庫補助金	1,447,129	298,222	1,745,351
歳入合計		44,432,460	298,222	44,730,682

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,185,513	975	4,186,488
	1 総務管理費	3,472,672	975	3,473,647
3 民生費		20,097,197	297,247	20,394,444
	1 社会福祉費	6,919,133	297,247	7,216,380
歳出合計		44,432,460	298,222	44,730,682

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	電算管理運営費	116
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給等事業	57,262

歲入歲出予算事項別明細書

歳 入

第16款 国庫支出金 (補正額 298,222 千円)

(単位：千円)

項	科 目		計	節	
	目	補正前の額		補正額	区 分
2	国庫補助金	1,447,129	298,222	1,745,351	
	6 総務費国庫補助金	840,374	298,222	1,138,596	
				1 総務管理費補助金	298,222
	計	7,255,110	298,222	7,553,332	

説 明	
(財政課)	298,222
物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	298,222

第16款 国庫支出金

議案概要説明書

議案番号	第24号	担当課	企画部財政課						
件名	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度東京都稲城市一般会計補正予算（第7号））								
<p>【概要】</p> <p>本案は、令和6年度東京都稲城市一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和7年2月14日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。</p> <p style="text-align: right;">（特に表示がないときは単位 千円）</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正前の予算総額</td> <td style="text-align: right;">44,432,460</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正額</td> <td style="text-align: right;">298,222</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正後の予算総額</td> <td style="text-align: right;">44,730,682</td> </tr> </table> <p>（補正の概要）</p> <p>今回の補正は、国の令和6年度補正予算（第1号）に基づく物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対策として、住民税非課税世帯に対して給付金を支給することに伴う経費の計上を行うものです。</p> <p>また、繰越明許費の補正として、電算管理運営費及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給等事業に係る経費のうち年度内に支出が完了しない見込みの部分について繰越明許費を設定するものです。</p>				補正前の予算総額	44,432,460	補正額	298,222	補正後の予算総額	44,730,682
補正前の予算総額	44,432,460								
補正額	298,222								
補正後の予算総額	44,730,682								

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

【専決処分（補正予算（第7号））】

①低所得世帯支援分（給付費・事務費）

②低所得世帯支援分（給付支援システム）

（単位：千円）

区分	①・② 交付額合計	① 交付額		② 交付額	※③交付額	
		事務費	給付費			
国から示された概算限度額（国の基準）	※③を含む 361,067	※③を含む 357,617	34,032	323,585	3,450	未定
配分予定額（市の実施計画に基づく暫定額）	309,402	305,952	34,032	271,920	3,450	未定
令和6年度補正予算（第7号）計上額（決定額）	298,222	295,747	18,477	277,270	2,475	未定

・①及び②については、専決処分（補正予算（第7号））による対応。

※③定額減税の不足額追加給付分

・③の定額減税の不足額について追加給付を行うために、令和7年第2回稲城市定例会にて補正予算を計上する予定。

【補正予算（第8号）】

④推奨事業メニュー分

区分	④ 交付額
国から示された限度額（国の基準）	143,400
配分予定額（市の実施計画に基づく暫定額）	143,400
令和6年度補正予算（第8号）計上額（決定額）	143,400

・④については、補正予算（第8号）にて活用予定。

第25号議案

稲城市道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

令和7年2月26日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

道路としての機能が消滅し、一般交通の用に供する必要がなくなった市道264号線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の稲城市道路線を廃止する。

路線名	起 点	終 点
市道264号線	矢野口866番4地先	矢野口866番4地先

議案概要説明書

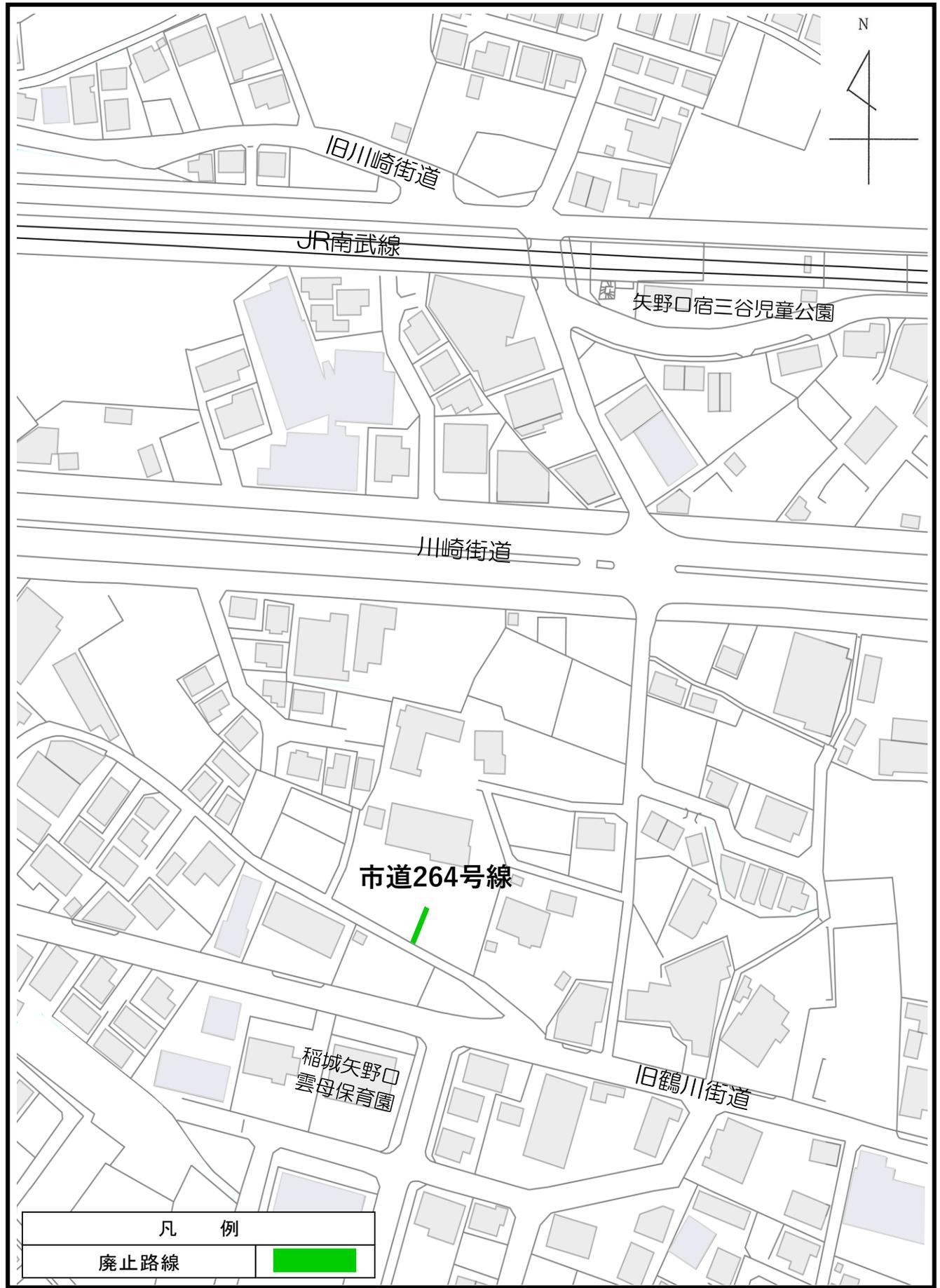
議案番号	第25号	担当課	都市建設部管理課
件名	稲城市道路線の廃止について		
【概要】 <p>本案は、道路としての機能が消滅し、一般交通の用に供する必要がなくなった市道264号線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。</p>			

路 線 一 覧 表

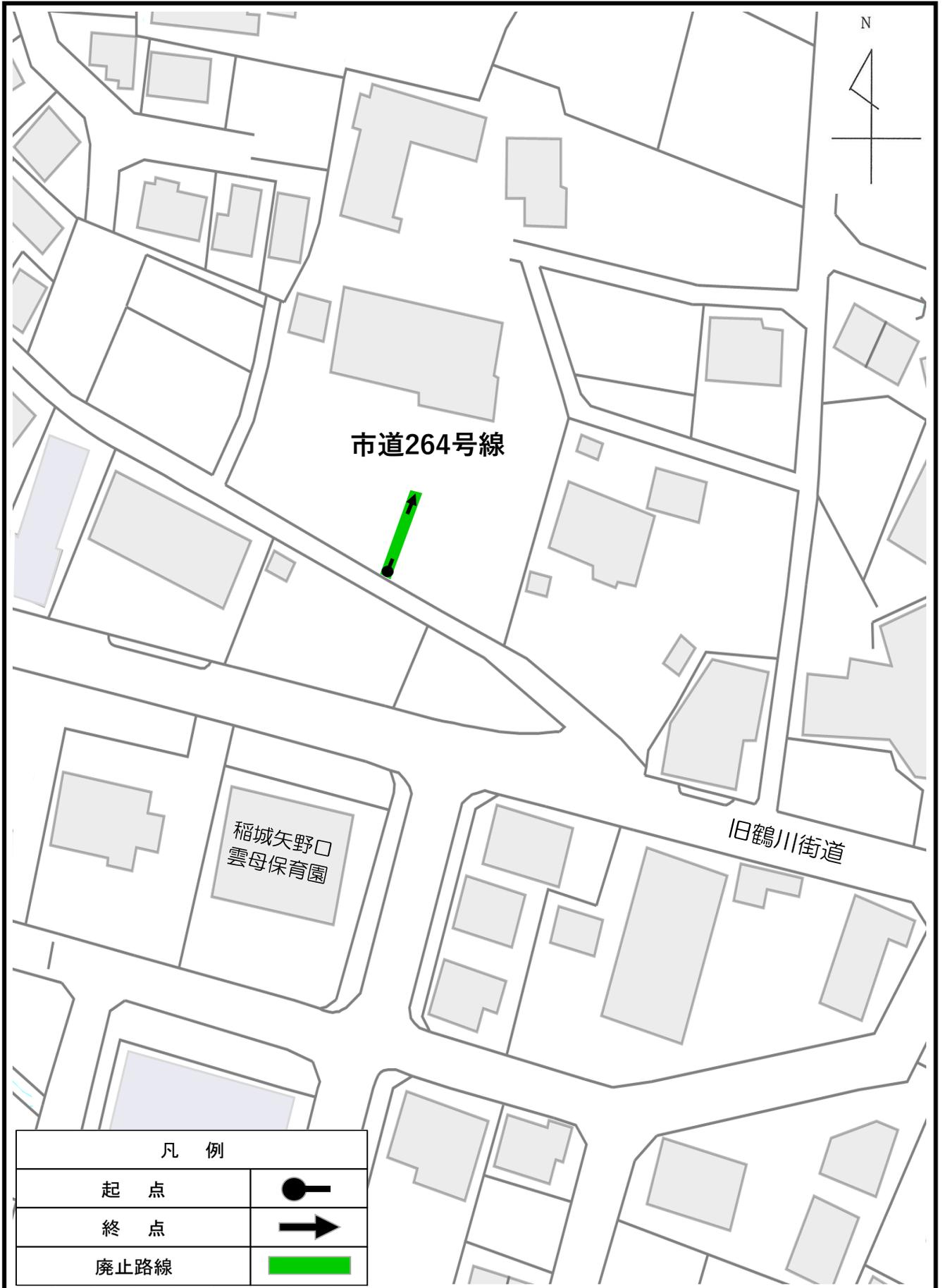
廃止路線

路線名	起点	終点	延長(m)	幅員(m)
市道264号線	矢野口 866 番 4 地先	矢野口 866 番 4 地先	10.85	1.82

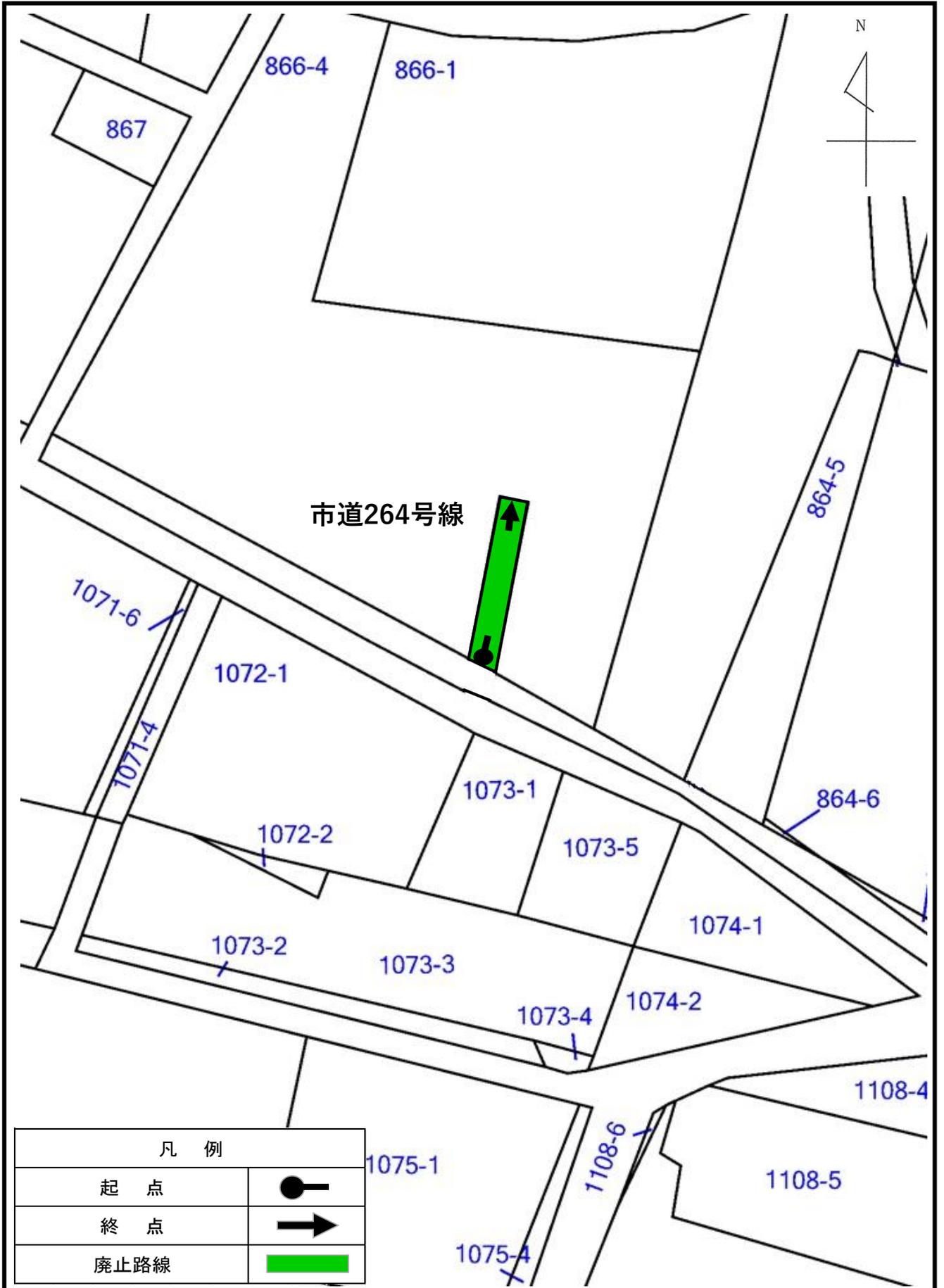
案内図



位置図



公 図 写



第26号議案

負担付きの寄附の受納について

上記の議案を提出する。

令和7年2月26日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

負担付きの寄附を受納したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第9号の規定により、本案を提出する。

負担付きの寄附の受納について

次のとおり負担付きの寄附を受納する。

1 寄附を受ける財産

現金 80,000,000円

2 寄附者

東京都港区元赤坂一丁目1番8号 株式会社赤坂国際会計内

稲城特定目的会社

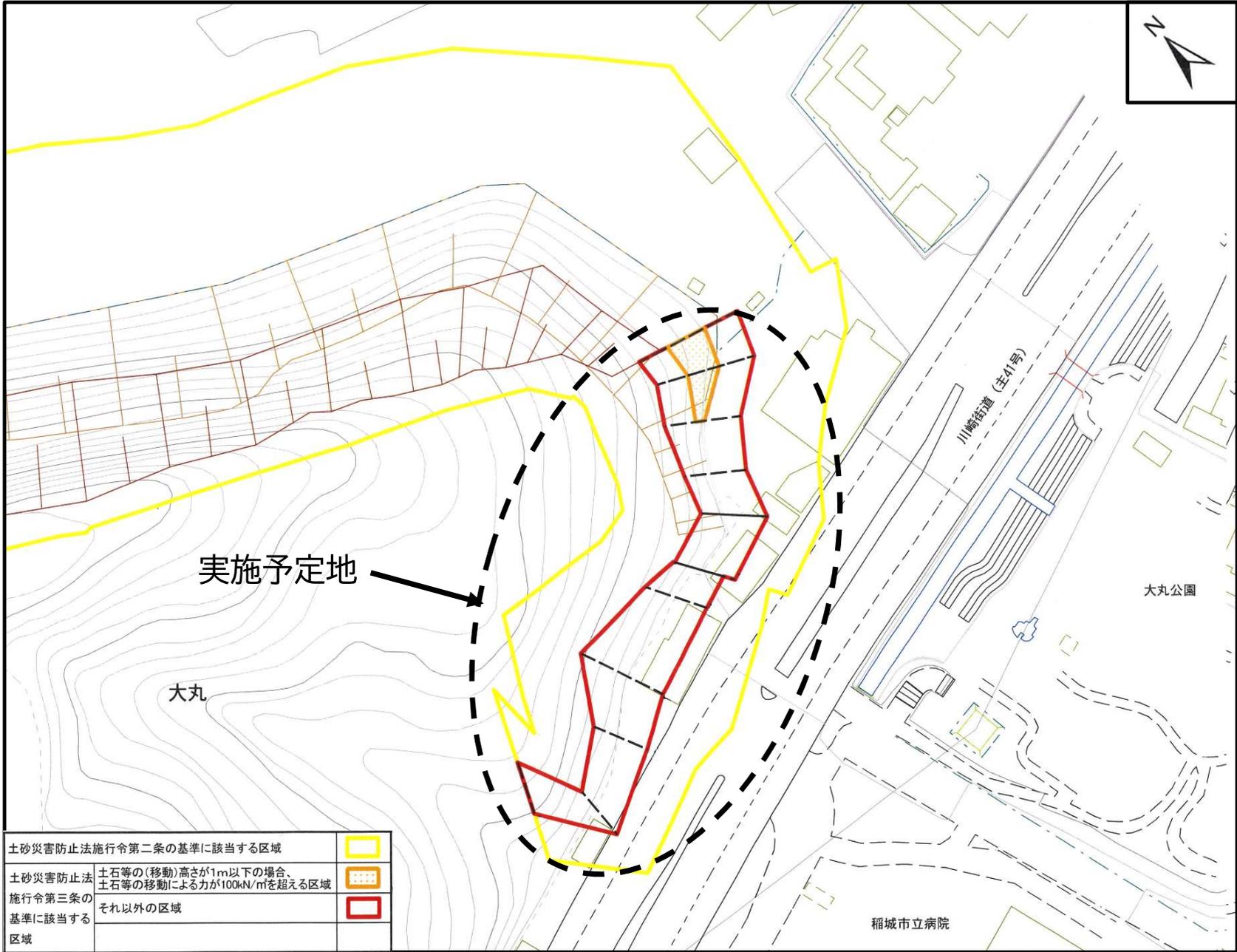
取締役 林 令史

3 寄附の条件

- (1) 稲城市は、東京都が実施する稲城市大字大丸字十一号1405番1周辺の急傾斜地崩壊対策事業に対して、寄附を受ける財産を原資として受益者負担金を支払うものとする。
- (2) 稲城市は、土地所有者等の同意が得られず前号の急傾斜地崩壊対策事業が実施できなかったときは、寄附者の求めに応じて寄附金を返還するものとする。

議案概要説明書

議案番号	第26号	担当課	都市建設部まちづくり計画課
件名	負担付きの寄附の受納について		
【概要】 <p>本案は、負担付きの寄附を受納したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第9号の規定により、議会の議決を求めるものです。</p>			
【経過】 <p>稲城市大字大丸字十一号1405番1の一部外14筆（以下「事業地」という。）の事業計画の承認申請にあたり、公園・緑地の整備・提供が困難であることから、それに代わる公共貢献等として、事業地周辺における急傾斜地崩壊対策のための費用として寄附の申し出があったものです。</p>			
【寄附の内容】			
1 寄附を受ける財産			
現金 80,000,000円			
2 寄附者			
東京都港区元赤坂一丁目1番8号 株式会社赤坂国際会計内			
稲城特定目的会社			
取締役 林 令史			
3 寄附の条件			
(1) 稲城市は、東京都が実施する事業地周辺の急傾斜地崩壊対策事業に対して、寄附を受ける財産を原資として受益者負担金を支払うものとする。			
(2) 稲城市は、土地所有者等の同意が得られず前号の急傾斜地崩壊対策事業が実施できなかったときは、寄附者の求めに応じて寄附金を返還するものとする。			



第27号議案

損害賠償の額を定めることについて

上記の議案を提出する。

令和7年2月26日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

稲城市立病院における医療行為後の死亡に係る損害賠償請求事件について和解にあたり、解決金の額を定めるため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項及び稲城市病院事業の設置等に関する条例（昭和42年稲城市条例第218号）第7条の規定により適用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、本案を提出する。

損害賠償の額を定めることについて

稲城市立病院における医療行為後の死亡に係る損害賠償請求事件について和解にあたり、解決金の額を次のとおり定める。

- 1 相手方 稲城市立病院の元患者の法定相続人（3人）
- 2 事件の名称 損害賠償請求事件（令和4年（ワ）第20317号）
- 3 解決金の額 2,500,000円

議案概要説明書

議案番号	第27号	担当課	市立病院事務部管理課
件名	損害賠償の額を定めることについて		
【概要】 <p>本案は、稲城市立病院における医療行為後の死亡に係る損害賠償請求事件について和解にあたり、解決金の額を定めるため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項及び稲城市病院事業の設置等に関する条例（昭和42年稲城市条例第218号）第7条の規定により適用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものです。</p> 【相手方】 <p>稲城市立病院の元患者の法定相続人（3人）</p> 【事件の名称】 <p>損害賠償請求事件（令和4年（ワ）第20317号）</p> 【事件の概要】 <ul style="list-style-type: none">○ 発生日 平成29年8月15日○ 場所 東京都稲城市大丸1171番地 稲城市立病院○ 状況 稲城市立病院における医療行為後の死亡による損害賠償請求事件において、令和7年1月9日に東京地方裁判所から和解条項案が提示され、その中で、本件を解決するために相手方に2,500,000円の金員を支払うこととされた。			